

# 石川県包括外部監査報告書

平成 29 年 3 月

石川県包括外部監査人

早 川 晃 治

本書は、包括外部監査人から提出された「平成 28 年度包括外部監査報告書」を  
石川県が印刷・発行したものです。

学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について



# 目 次

## 第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
3. 特定の事件を選定した理由 .....	1
4. 監査の対象.....	2
5. 監査の対象期間 .....	2
6. 監査の方法及び手続 .....	2
7. 監査の実施期間 .....	2
8. 包括外部監査人及び監査補助者 .....	3
9. 利害関係 .....	3
10. その他 .....	3

## 第2章 監査の視点..... 4

## 第3章 監査結果

### I 教育委員会の概要

i はじめに .....	5
ii 教育委員会の組織・機構図.....	5
iii 教育委員会事務局各課・室の事務分掌.....	6
iv 教育委員会予算及び決算の概要.....	8
v 石川の教育振興基本計画（第1期基本計画）の概要.....	9

### II 県立学校総論

i 県立学校の概要.....	17
ii 学校管理計画 .....	18
iii 学校評価（自己評価計画） .....	21
iv 教員の時間外勤務 .....	24
v 教職員の職務専念義務免除.....	26
vi 図書管理 .....	28
vii 薬品及び毒劇物等の管理 .....	30
viii 情報セキュリティ .....	35
ix いじめ・不登校等への取組.....	38

x	私費会計 .....	43
III 県立学校各論		
i	金沢錦丘高等学校 .....	54
ii	金沢商業高等学校 .....	57
iii	工業高等学校 .....	62
iv	金沢桜丘高等学校 .....	64
v	いしかわ特別支援学校 .....	67
IV 教育委員会事務局		
i	事業概要 .....	70
ii	庶務課 .....	72
iii	教職員課 .....	82
iv	教員指導力向上推進室 .....	87
v	学校指導課 .....	88
vi	生涯学習課 .....	98
vii	スポーツ健康課 .....	137
viii	教育センター .....	146
参考	指摘事項及び意見の一覧 .....	148

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による監査

### 2. 選定した特定の事件

「学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

### 3. 特定の事件を選定した理由

石川県教育委員会では、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、「石川の教育振興基本計画」（以下「第1期基本計画」という。）を策定している。

計画期間は、平成23（2011）年度から平成32（2020）年度を目標年度とする10年間である。

また、第1期基本計画の計画期間は「計画の理念の実現に向けた施策の達成目標は、変化の激しい今日の社会情勢を勘案し、計画期間の中間年である概ね5年後を想定する。」としており、平成28年3月には第1期基本計画を改定し、第2期「石川の教育振興基本計画」（以下「第2期基本計画」という。）が策定されたところでもある。

第1期・第2期基本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第1条の3第1項」に規定する大綱としての位置づけであると同時に、県政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「石川県長期構想」における教育に関する分野としての性格を有する。

県は、第1期基本計画の基本目標として、「確かな学力をはぐくみ、一人一人の個性と創造性を伸ばす教育をめざします」、「豊かな人間性をはぐくむとともに、健康や体力の増進に努める、たくましい人づくりをめざします」、「時代の変化に対応した、魅力ある学校づくりをめざします」などを掲げているが、依然として、いじめや不登校、情報化の進展、グローバル化の加速など、様々な教育問題や社会環境問題に直面している。

そこで、計画期間の平成23年度から平成32年度までの10年間の中間年にあたる平成27年度において、各事業の執行が適切に行われ、今後の5年間における目標と施策の展開に適切かつ効率的に反映されているかどうかを検証することは重要である。

以上の理由から、「学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について」を特定の事件として選定した。

#### 4. 監査の対象

石川県教育委員会

#### 5. 監査の対象期間

平成27年度。ただし、必要に応じて他年度についても監査の対象とした。

#### 6. 監査の方法及び手続

##### (1) 監査の方法

学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理が、関係法令及び内部規則に従って適正に実施されているかどうか、また、経済的かつ有効的、効率的に実施されているかどうかについて主眼を置き、関係帳簿書類の閲覧、分析及び質問等により必要と認める監査手続を実施した。

##### (2) 主な監査手続

- ① 教育委員会事務局の各課・室の事務事業について、関連する資料の提出を受け、事業内容の説明を受けるとともに、必要な質問を行う。
- ② 現場往査の対象として県立学校5校、教育センター、生涯学習センター、いしかわ総合スポーツセンターを抽出し、現地に出向いて、財務監査及び経済性・有効性・効率性の視点からの監査を行う。  
現場往査対象の選定は「特定の事件」の事業に関連する所属、学校などとし、県立学校5校の選定基準は、それぞれの属性を考慮して、普通科校1校、中高一貫教育導入校1校、工業及び商業に関する専門教育を中心とする高等学校2校、特別支援学校1校とした。
- ③ 県立学校の管理運営と密接に関連する「学校評価」事務、いじめ・不登校対策等の事務についても、校長及び教頭並びに事務長等に対して必要な質問を行うとともに、資料の閲覧・分析を行う。

#### 7. 監査の実施期間

平成28年7月7日から平成29年3月14日



## 8. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	公認会計士	早川晃治
補助者	公認会計士	松木浩一
	公認会計士	朝日翔史郎
	税理士	宮川知生
	弁護士	栗田真人

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に該当する利害関係はない。

## 10. その他

### (1) 語句の説明

「指摘事項」・・・一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、あるいは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項について記載している。

「意見」・・・一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化等に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項について記載している。

なお、包括外部監査の結果のうち、不適切な疑いがあり、是正措置が必要であるが、重要性の観点から又は予算上の制約により、直ちに是正措置をとるよりも、長期的には是正措置の検討が望まれる事項についても意見としている。

### (2) 計算数値

本報告書の各表に表示されている数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない場合がある。

## 第2章 監査の視点

監査は「学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理」が関係法令及び内部規則に従って適正に実施されているかどうか、経済的かつ有効的、効率的に行われているかどうか、網羅的かつ公平的に行われているかどうか等の観点から、監査を行った。

具体的視点は以下のとおりである。

- ・ 各事業は、第1期基本計画を的確に反映したものとなっているかどうか
- ・ 「学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理」が、関連する法令・条例・規則・要綱・マニュアル等に従って、適正に処理されているかどうか
- ・ 学校評価、いじめ・不登校対策等に関して、関連する法令・条例・規則・要綱・マニュアル等に従って、効果的、効率的に当該事務事業が執行されているかどうか

## 第3章 監査結果

### I 教育委員会の概要

#### i はじめに

地方教育行政法が一部改正され、平成27年4月1日に施行されている。

改正された地方教育行政法は、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることとしている。

地方教育行政法の概要は以下のとおりである。

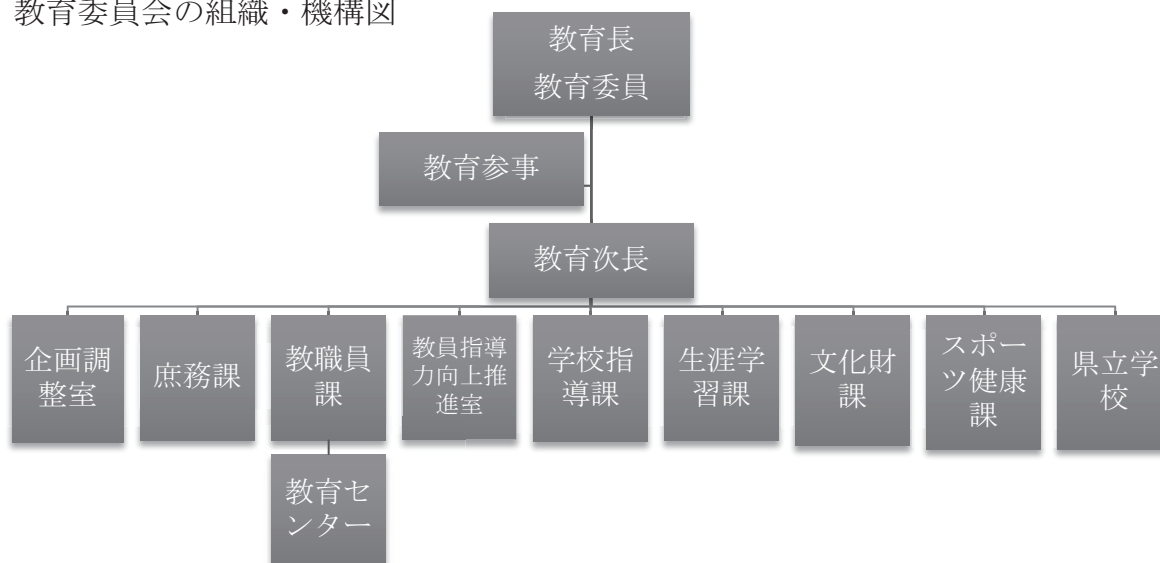
#### 1. 教育長について

- ① 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する（第4条第1項）。
- ② 教育長の任期は3年とする（第5条第1項）。
- ③ 教育長は、教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表する（第13条第1項）。
- ④ 教育長は常勤とし、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない（第11条第4項及び第5項）。

#### 2. 教育委員会について

- ① 教育委員会は教育長及び委員を持って組織する（第3条）。
- ② 教育委員会の会議は教育長が招集し、教育委員会の会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは教育長の決するところによる（第14条第1項及び第4項）。

#### ii 教育委員会の組織・機構図



iii 教育委員会事務局各課・室の事務分掌（ただし、文化財課は今回の監査対象外なので省略）

企画調整室

グループ	事務分担
企画調整室	・教育政策の企画調整に関すること ほか

庶務課

グループ	事務分担
庶務グループ	・教育委員会会議に関すること ほか
管理グループ	・職員（教育職給料表の適用を受ける職員を除く）の人事、給与及び研修に関すること ほか
学校施設グループ	・県立学校の施設整備・営繕工事に関すること ほか
学校経営グループ	・県立学校の経営に関すること ほか

教職員課

グループ	事務分担
給与・予算グループ	・教職員の退職手当に関すること ほか
免許・法制グループ	・教職員の懲戒等に関すること ほか
小中学校管理グループ	・小中学校教職員の人事に関すること ほか
企画グループ	・教職員の人材育成に関すること ほか
県立学校管理グループ	・県立学校教職員の人事に関すること ほか

教員指導力向上推進室

グループ	事務分担
教員指導力向上推進室	・教員研修制度改革に関すること ほか

学校指導課

グループ	担当	事務分担
庶務グループ	庶務担当	・幼稚園就園奨励費補助金に関すること ほか
小中学校教育グループ	小中学校教育担当	・教育課程に関すること ほか
	学力向上担当	・学力向上の推進に関すること ほか
生徒指導グループ	生徒指導推進担当	・生徒指導（いじめ・不登校・非行）に関すること ほか

高等学校教育・人権教育グループ	高等学校教育担当	・教科指導等研究会に関すること ほか
	教育課程担当	・教育課程に関すること ほか
	学校教育企画担当	・学力スタンダードに関すること ほか
	人権教育推進担当	・人権教育に関すること ほか
特別支援教育グループ		・教育課程に関すること ほか

### 生涯学習課

グループ	担当	事務分担
庶務企画グループ	庶務企画	・生涯学習センター及び県民大学校に関すること ほか
社会教育・心の教育グループ	社会教育担当	・社会教育委員の会議に関すること ほか
	青少年家庭教育担当	・いしかわ子ども自然学校に関すること ほか
	心の教育担当	・心の教育推進協議会に関すること ほか

### スポーツ健康課

グループ	担当	事務分担
庶務グループ	庶務担当	・体育・スポーツ施設に関すること ほか
スポーツ振興グループ	生涯スポーツ担当	・生涯スポーツの振興に関すること ほか
	競技スポーツ担当	・選手育成強化に関すること ほか
体育・健康指導グループ	学校体育担当	・体育、保健体育の教育課程に関すること ほか
	健康教育担当	・学校・児童生徒の健康管理、安全管理に関すること ほか

iv 教育委員会予算及び決算の概要

平成 27 年度石川県一般会計の教育費は、当初予算で 1,023 億 36 百万円、決算で 1,017 億 52 百万円であり、歳出に占める割合は、それぞれ 19%、18%であった。

(千円)

款	当初予算		決算	
	金額	%	金額	%
教育費	102,336,442	19	101,752,707	18
予算歳出合計	535,874,000	100	551,693,081	100

※教育費には知事部局所管の文教管理費を含む。

教育費の内訳は下記のとおりであった。

(千円)

項	当初予算		決算	
	金額	%	金額	%
教育総務費	11,594,185	11	11,439,188	11
小中学校費	56,547,948	55	56,503,604	56
高等学校費	24,008,246	24	23,880,012	23
特別支援学校費	7,916,850	8	7,780,593	8
社会教育費	1,308,256	1	1,225,268	1
保健体育費	960,957	1	924,042	1
合計	102,336,442	100	101,752,707	100

※教育総務費には知事部局所管の文教管理費を含む。

## v 石川の教育振興基本計画（第1期基本計画）の概要

県は、第1期基本計画を、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、また、地方教育行政法第1条の3第1項に規定する大綱として位置づけている。

第1期基本計画では、「基本理念」と「めざす人間像」を掲げており、基本理念は「未来を拓く心豊かな人づくり」、めざす人間像は「ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間」ほか3つを掲げている。

また、基本理念を実現するため、以下の8つの基本目標及び施策の方針が示され、様々な施策が展開されている。

### 基本目標と方針及び施策の展開

#### 基本目標1

石川の文化や風土を生かしながら、世界に通じる人づくりをめざします。

##### 方針1-1

ふるさと教育・ふるさと学習の充実

施策の展開

- (1) 地域に根ざした学習活動の推進
- (2) ふるさとに関する教材の開発と活用
- (3) 文化・芸術活動の促進と伝統文化の継承
- (4) 文化遺産の掘り起こしと保存・活用

##### 方針1-2

石川の文化や風土を生かした体験学習の推進

施策の展開

- (1) ふるさと自然体験の推進
- (2) 文化財を活用した歴史体験の推進
- (3) ふるさとものづくり体験の推進

##### 方針1-3

石川の自然を生かした環境教育・環境学習の推進

施策の展開

- (1) 環境教育・環境保全活動の推進
- (2) 地域の教育力を生かした環境教育・環境学習の推進

##### 方針1-4

多文化共生社会・国際化に対応した教育の充実

施策の展開

- (1) 我が国及び郷土の伝統・文化の理解の推進
- (2) 多様な文化に対する理解の推進
- (3) 国際交流の推進

(4) 帰国・外国人児童生徒等への対応

方針1-5

国際社会に対応できる実践的なコミュニケーション能力の育成

施策の展開

- (1) 実践的な外国語教育の充実
- (2) 海外留学の充実
- (3) 教員の海外派遣

基本目標2

確かな学力をはぐくみ、一人一人の個性と創造性を伸ばす教育をめざします。

方針2-1

確かな学力の育成

施策の展開

- (1) 活用力を高める授業づくり
- (2) 言語活動の充実
- (3) 個に応じた指導の充実
- (4) 学習意欲の向上と学習習慣の確立
- (5) 読書活動の推進
- (6) 学校図書館の充実

方針2-2

自ら課題を見付け、主体的によりよい解決を図る力の育成

施策の展開

- (1) 問題解決力の育成
- (2) 総合的な学習の時間の充実

方針2-3

これからの社会に必要な資質をはぐくむ教育の推進

施策の展開

- (1) 科学教育の充実
- (2) 教育の情報化の推進
- (3) 福祉教育・ボランティア活動の推進

方針2-4

キャリア教育の推進とガイダンスの充実

施策の展開

- (1) 発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- (2) 職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実
- (3) キャリアガイダンスの充実
- (4) 将来のスペシャリストの育成



(5) ものづくり教育の充実

方針2-5

コミュニケーション能力の育成

施策の展開

- (1) 人とかかわりあう機会の充実
- (2) 伝え合う力の向上
- (3) 対人関係能力の向上

方針2-6

幼児教育の充実

施策の展開

- (1) 幼稚園の教育環境・教育内容の充実
- (2) 幼稚園と保育所、小学校との連携強化
- (3) 幼稚園と家庭・地域との連携強化

方針2-7

特別支援教育の充実

施策の展開

- (1) 障害のある子どもの自立と社会参加の一層の促進
- (2) 特別支援学校の教育・機能の充実
- (3) 通常の学級や特別支援学級等における障害のある子どもへの指導の充実
- (4) 就学指導の在り方の改善

基本目標3

豊かな人間性をはぐくむとともに、健康や体力の増進に努める、たくましい人づくりをめざします。

方針3-1

豊かな社会性の育成

施策の展開

- (1) 学校・家庭・地域の連携
- (2) 体験活動の充実

方針3-2

人権教育・人権学習の推進

施策の展開

- (1) 実践できる人権感覚が身に付く人権教育・人権学習の推進
- (2) 教職員の人権意識の向上

方針3-3

心の教育・道徳教育の充実

施策の展開

- (1) 道徳の時間や特別活動等の充実
- (2) 学校・家庭・地域の連携
- (3) 読書活動の推進

#### 方針3-4

いじめ・不登校・暴力行為等への取組の充実  
施策の展開

- (1) 校内指導体制の充実
- (2) 教育相談の充実
- (3) 小・中・高等学校の連携の推進
- (4) 家庭・地域・関係機関との連携の推進
- (5) 携帯電話等にかかわる問題への対応

#### 方針3-5

健康や体力をはぐくむ教育の充実  
施策の展開

- (1) 健康教育・健康学習の充実
- (2) 安全教育・安全学習の充実
- (3) 体力をはぐくむ教育の充実

#### 方針3-6

文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成  
施策の展開

- (1) 芸術に関する教育活動や文化的行事の充実
- (2) 文化・芸術にふれあう機会の充実
- (3) 文化部活動の活性化

#### 方針3-7

集団での取組を生かした特別活動の充実  
施策の展開

- (1) 学級活動・ホームルーム活動の充実
- (2) 児童会・生徒会活動の充実
- (3) 学校行事の充実

### 基本目標4

時代の変化に対応した、魅力ある学校づくりをめざします。

#### 方針4-1

教職員研修の充実  
施策の展開

- (1) 教職生活を支える資質能力の向上
- (2) 課題対応型研修の充実

- (3) 県教育センターのカリキュラムセンター機能の充実
- (4) 教職員の健康の維持増進

#### 方針4-2

##### 学校マネジメントの推進

###### 施策の展開

- (1) 学校評価システムの推進・充実
- (2) 組織的・機動的な学校運営
- (3) 教職員の人事評価

#### 方針4-3

##### 教育課程・学習指導法の工夫改善

###### 施策の展開

- (1) 教育課程の工夫改善
- (2) 高等学校における多様な科目の開設と選択幅の拡大
- (3) 学習指導法の工夫改善

#### 方針4-4

##### 教育環境の整備・充実

###### 施策の展開

- (1) 多様化・高度化する教育に対応した施設整備
- (2) 地域と連携した施設整備
- (3) 安全で快適に学べる環境整備
- (4) 安全な教育の場を保障する安全管理の充実
- (5) 修学支援の充実

#### 方針4-5

##### 高等学校の特色ある学校づくり

###### 施策の展開

- (1) 魅力的な学校づくりの推進
- (2) 定時制・通信制高等学校の充実
- (3) 中高一貫教育校の充実
- (4) 次代をリードする人材の育成に向けた新たな学校づくり  
(いしかわスーパーハイスクール等の進化・発展)

#### 方針4-6

##### 建学の精神を尊重した私学の振興

###### 施策の展開

- (1) 私立学校における教育環境の維持・向上
- (2) 私立学校における修学上の経済的負担の軽減
- (3) 私立学校における経営の健全性の確保

## 基本目標 5

高等教育機関の集積を活かし、「学都石川」の発展をめざします。

### 方針 5-1

高等教育機関の集積を活かした「学び」の環境の充実

施策の展開

- (1) 「大学コンソーシアム石川」と連携した多彩な学びの機会の提供

### 方針 5-2

大学等の知的資源や学生の力を活かした地域活性化の推進

施策の展開

- (1) 高等教育機関や学生による地域貢献の促進

### 方針 5-3

県立の2大学における教育研究・地域貢献の強化

施策の展開

- (1) 県立看護大学での、保健・医療・福祉に関する人材育成と地域貢献の推進
- (2) 県立大学での、地域ニーズに合致した研究等と人材育成による地域貢献の推進
- (3) 公立大学法人化による両大学の教育研究・地域貢献のさらなる発展

## 基本目標 6

学校・家庭・地域が連携・協力し、社会全体で教育力の向上をめざします。

### 方針 6-1

家庭や地域と連携した学校教育の推進

施策の展開

- (1) 学校情報の開示
- (2) 家庭・地域の教育力の活用と連携

### 方針 6-2

家庭の教育力向上

施策の展開

- (1) 家庭教育相談体制の充実
- (2) 子育て学習の機会の提供
- (3) 親子のふれあい機会の提供
- (4) 地域住民との交流活動等の機会の提供
- (5) 子どもの生活リズム向上への普及・啓発
- (6) 有害情報対策の推進

### 方針 6-3

地域の教育力向上

施策の展開

- (1) 地域活動の充実

- (2) 公民館の充実
- (3) 学校が有する教育資源の活用

#### 基本目標 7

学びの気運に満ちた生涯学習社会づくりをめざします。

##### 方針 7-1

一人一人の生涯にわたる学習への支援

施策の展開

- (1) 県民が心豊かに生きるための学習機会の充実
- (2) 時代の要請に対応するための学習機会の充実
- (3) 生涯学習情報の提供、相談体制の充実
- (4) 生涯学習に関する調査・研究の充実

##### 方針 7-2

社会教育の奨励・振興

施策の展開

- (1) 生涯学習ネットワークの構築
- (2) 生涯学習関連施設の機能の向上・バリアフリー化
- (3) 生涯学習関連施設職員の研修の充実
- (4) 社会教育関連団体等への支援
- (5) 発表・交流の場の充実

##### 方針 7-3

学習成果を生かした社会参加の促進

施策の展開

- (1) 学習成果を生かした地域づくり
- (2) 生涯学習の指導者の養成・確保
- (3) 評価システムの研究

#### 基本目標 8

ライフステージに応じたスポーツ活動の充実をめざします。

##### 方針 8-1

県民のスポーツライフの充実

施策の展開

- (1) 地域のスポーツクラブの育成と活動支援
- (2) 生涯スポーツにかかわる人材の養成と確保
- (3) 生涯スポーツ情報の提供
- (4) 生涯スポーツ活動の推進
- (5) 高齢者・障害者のスポーツ活動の促進

## 方針 8-2

より高いレベルの競技者育成をめざした取組の充実

施策の展開

- (1) 一貫指導体制の確立
- (2) 競技力向上のための拠点づくり
- (3) 指導者の養成と資質の向上
- (4) スポーツ医・科学の研究成果の活用
- (5) 競技大会の誘致・開催

## 方針 8-3

スポーツ施設の整備・充実

施策の展開

- (1) 施設の整備・充実

第1期基本計画は、第3章「計画の実現に向けて」において、第1期基本計画を本県教育の新たな出発点として明確に位置付け、着実な実現に向けた体制の整備に努めるとし、基本計画の実現に向けて以下を掲げている。

1. 活力ある教育行政の推進
  - (1) 運営体制の強化・充実
  - (2) 教育予算の充実と重点的・効率的な執行
2. 市町、関係機関等との連携
  - (1) 市町、市町教育委員会との連携
  - (2) 地域や産業界等との連携
3. 県民と一体となった教育施策の充実
  - (1) 広報活動の展開と情報の公開
  - (2) 対話型教育行政の推進
4. 時代の変化に対応する見直し
  - (1) 計画の点検・評価
  - (2) 計画の見直し

なお、上記「4. 時代の変化に対応する見直し」に基づき、平成28年3月には、第1期基本計画が改定されたところである。

教育委員会の各課・室の平成27年度の取組の監査結果については、IVで詳述している。

## II 県立学校総論

### i 県立学校の概要

県立学校は、高等学校 43 校、特別支援学校 9 校、中学校 1 校であり、内訳は以下表のとおりである。

高等学校(全日制課程)		
大聖寺実業高等学校	大聖寺高等学校	加賀高等学校
小松商業高等学校	小松工業高等学校	小松高等学校
小松明峰高等学校	寺井高等学校	鶴来高等学校
松任高等学校	翠星高等学校	野々市明倫高等学校
金沢錦丘高等学校	金沢泉丘高等学校	金沢二水高等学校
金沢伏見高等学校	金沢辰巳丘高等学校	金沢商業高等学校
工業高等学校	金沢桜丘高等学校	金沢西高等学校
金沢北陵高等学校	金沢向陽高等学校	内灘高等学校
津幡高等学校	宝達高等学校	羽咋高等学校
羽咋工業高等学校	志賀高等学校	鹿西高等学校
七尾東雲高等学校	七尾高等学校	田鶴浜高等学校
穴水高等学校	門前高等学校	能登高等学校
輪島高等学校	飯田高等学校	
高等学校(定時制・通信制課程)		
加賀聖城高等学校	小松北高等学校	金沢中央高等学校
羽松高等学校	七尾城北高等学校	輪島高等学校(定時制)
金沢泉丘高等学校(通信制)		
特別支援学校		
盲学校	ろう学校	明和特別支援学校
いしかわ特別支援学校	小松瀬領特別支援学校	錦城特別支援学校
小松特別支援学校	七尾特別支援学校	医王特別支援学校
(七尾特別支援学校輪島分校)	(七尾特別支援学校珠洲分校)	(医王特別支援学校小松みどり分校)
中学校		
金沢錦丘中学校		

## ii 学校管理計画

### (1) 学校管理計画とは

地方教育行政法第 33 条により、教育委員会は、その所管に属する学校の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱い、その他管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとされている。

当該規定を受けて、県では、石川県立学校管理規則（昭和 37 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条により、円滑かつ適正な学校経営に資するために、学校管理計画を策定している。

（石川県立学校管理規則）

第 2 条 校長は、毎学年、次に掲げる事項について学校管理計画をたて、学年始めに石川県教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

1. 教育目標及び教育方針
2. 教育課程その他教育に関する計画
3. 学校の組織・編制
4. 施設設備の管理計画（警備及び防火計画を含む。）
5. 現職教育の計画
6. 学校運営に関する経営計画及び評価計画
7. その他必要な事項

各県立学校は、毎年度の学校管理計画を作成し公表しているが、主な項目は以下のとおりである。

- ・校歌
- ・校訓・沿革
- ・学校経営計画書及び自己評価計画書
- ・学校の組織編成
- ・個人情報保護に関する基本方針
- ・年間行事予定
- ・学校安全計画
- ・緊急事態発生時の対応
- ・施設の管理・防災計画

上記項目のうち、学校経営計画書は、1. 教育目標、2. 中・長期的目標、3. 今年度の重点目標から構成されている。

### (2) 平成 20 年度の石川県包括外部監査報告書意見の検証

平成 20 年度の包括外部監査報告書（監査テーマ「人材育成に関する施設等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」）において、県立学校について以下の意見が付されているので、現状を検証する。



(平成 20 年度包括外部監査における意見の概要)

平成 19 年に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する自己評価及び学校関係者評価の実施とその結果の公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新設された。

高等学校設置基準等では、自己点検及び評価の実施とその結果の公表に関する規定のほか、学校運営に関する情報の保護者等に対する積極的な提供の規定が置かれている。学校設置基準は、施設・設備や組織上の最低基準を明示し、さらなる向上を促すことを目的としていたが、学校運営上の義務についても盛り込まれるようになっていく。

石川県立学校管理規則においても、学校評価に関して、校長は、毎学年、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、点検及び評価し、その結果を公表するものとされ(石川県立学校管理規則第 11 条の 5 第 2 項)、また、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとされている(同規則第 11 条の 6)。

このような学校設置基準等に盛り込まれた学校の自己点検、評価、公表に関する規定と学校運営情報の積極的な提供に関する規定の根拠となる考え方は、学校の説明責任(アカウンタビリティ)であり、学校はそこに学んでいる生徒の保護者や地域住民等に対して、自らの活動内容・成果を積極的に説明していく義務を負っている。

石川県立学校管理規則では、校長は、その学校の教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するため、学校の教育活動その他の学校運営に関する学校経営計画を策定し、公表するものとされており(同規則第 11 条の 5)、学校評価にあたって、学校経営計画が作成・公表されているが、学校の財務に関する情報は公表されていない。先に述べたような説明責任の考え方からは、学校経営計画とともに、学校の財務に関する情報も公表することが望ましい。財務に関する情報としては各種有るが、特にコスト情報が重要であると考えられる。

学校ごとの行政コスト計算書を作成することで、校長に対する学校経営責任者としての意識の形成や教職員に対するコスト意識の向上が期待できる。また、この行政コスト計算書を学校の活動成果とともに公開することで、学校の費用対効果を明らかにすることや説明責任の遂行に役立つと考えられる。

また、平成 20 年度包括外部監査報告書では、財務に関する情報として、特にコスト情報が重要であると考え、往査した県立高等学校 4 校について行政コスト計算書を作成し、往査した高等学校間での比較や県内私立高等学校との比較を試みている。

## 監査の結果

全ての県立学校について、上記包括外部監査意見に対する対策実施状況を確認したが、学校管理計画において、財務に関する情報を公表している学校はなかった。

学校経営計画に掲げられている教育目標や、中長期目標、重点目標の全ては、予算の裏付けがないと達成できないものである。

中長期目標を具体的なアクションプランに結びつけるためには、現状を的確に把握し分析

する必要があり、そのためには定性的情報だけではなく、時系列分析や他者比較の可能な財務に関する情報は不可欠であると考え。

また、教師1人当たり、生徒1人当たりのコスト分析や、学校建物、設備等の固定資産の規模、老朽化率や、タブレット端末、授業用パソコン等に代表される備品等の数量・購入金額・購入時期などの財務情報が学校別に明らかにされない限り、教育行政のPDCAサイクルは機能しないと考える。

したがって、平成20年度包括外部監査報告書にあるように、学校別バランスシート等が作成されない限り、各県立学校の経営責任者である校長や教職員の意識の向上も十分に図ることはできないと思われるが、教育委員会としては、財務に関する情報である学校別バランスシート等については、学校経営上コスト意識を持つという点において重要であるが、学校は本来利益追求を目標とするところではなく、また、将来生徒らの学校選択の指標となるものでもないことから、平成20年度の包括外部監査を受け検討したが、将来的にも学校別バランスシート及び行政コスト計算書の作成は不要であるという結論に至ったとのことであった。

### iii 学校評価（自己評価計画）

#### （1）学校評価の目的

学校評価は、組織としての学校がどのように機能しているか、つまり、どのような目標・計画・実施により、どのような成果を挙げたか、また、課題を解決するためにどのような改善が必要であるのかなどを明らかにするものである。

さらに、学校における一連の教育活動やその評価結果について保護者や地域社会の人々等に説明して、様々な意見を聴取することにより、開かれた学校づくりを着実に推進し、学校改善に向けての組織的・継続的な取組に繋げていこうとするものである。

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 66 条から第 68 条までは、以下のよう  
に定めるが、幼稚園（同規則第 39 条）、中学校（同規則第 79 条）、高等学校（同規則第  
104 条）、中等教育学校（同規則第 113 条）、特別支援学校（同規則第 135 条）、専修学校  
（同規則第 189 条）及び各種学校（同規則第 190 条）にも準用される。

#### （学校教育法施行規則）

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を  
行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して  
行うものとする。

第67条 小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保  
護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、そ  
の結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を  
行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

#### （2）本県実施の経緯

平成 14 年 4 月、小・中学校設置基準の制定により、学校の自己評価の実施と結果の公表  
についての努力規定及び積極的な情報提供についての規定が設けられた。

これを受けて、本県では、平成 14 年から 16 年にかけて、国の指定を受けて、学校の評価  
システムの確立に関する調査研究に取り組み、平成 16 年 10 月「石川県立学校管理規則」の  
一部改正及び「県立学校における学校経営及び学校評価に係る実施要項」の策定、平成 17  
年 1 月「学校評価の手引き」の策定を経て、平成 17 年度から全県立学校に学校評価（自己  
評価）を導入した。

また、国は、さらなる学校評価の推進を図るため、平成 19 年 10 月に学校教育法施行規則  
を改正して、上記のとおり学校関係者による評価制度を導入したことから、本県においても、  
前述の規則及び実施要項、「学校評価の手引き」を改正・改訂し、平成 20 年度、学校関係者  
評価を全県立学校に導入したものである。

### (3) 自己評価及び学校関係者評価

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

また、学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものであり、これら両者は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとなっている。

### (4) 学校評価の実施方法

教育委員会が策定した「学校評価の手引き」による、学校評価の進め方は以下のとおりである。

#### ア 学校経営計画の作成

目標の明確化・具体化

#### イ 自己評価計画の作成

「評価の観点」の設定、「達成基準」の設定、「判定基準」の設定

#### ウ 評価に必要な情報・資料の収集

継続的な情報・資料の収集と整理

外部アンケート等の活用

本県では、平成 19 年度より全ての県立高等学校において実施している「生徒による授業評価」も「外部アンケート等」の一つとして学校評価に位置づけている。

#### エ 自己評価結果の分析と改善

自己評価結果の分析、改善策の検討

#### オ 学校関係者評価の実施

#### カ 評価結果の公表と報告

評価結果の公表と説明

学校は、学校評価の結果とそれを踏まえた今後の改善策について、学校だよりや、ホームページへの掲載などを通じて広く保護者や地域の人々に公表するとともに、PTA総会等の機会を利用して説明を行う。

評価結果の設置者への報告

設置者は、各学校から提出された報告書に基づき、学校の重点目標や具体的取組の状況、成果と課題等について把握するとともに学校評価のPDCAサイクルが適切に機能しているかどうかを検証し、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう、必要な指導助言や支援を行っていく。

(5) 参考：スクールポリシー（学習指導方針）

学校教育法施行規則第 66 条に規定する学校評価とは別に、県立学校の学校管理計画にはスクールポリシーに関する記載がある。

スクールポリシーは、県独自の政策である「石川県高等学校『学びの力』向上アクションプラン」に基づき、学校の地域の中での位置づけや、地元産業界の要望、学校の強み・弱み、生徒・保護者（中学校含む）の希望を把握し、学校として進むべき方向性や目指す生徒像を明らかにし、授業づくりに反映させることを目的として、平成 27 年度に作成されたものである。

スクールポリシーの作成にあたっては、高等学校・中学校の生徒・教員・保護者や地元企業等各関係者を対象としたアンケート調査を実施している。

スクールポリシーは、第 2 期基本計画の基本目標 2. 「学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します。」に次のように記載されている。

・県立高校「学力スタンダード」による学力の質の確保

目指す生徒像の実現に向けた授業づくりの行動指針を、各県立高等学校で学習指導方針（スクールポリシー）として策定し、その方針を基に、学校の軸となる科目について指導計画書（学力スタンダード）を作成します。学力スタンダードにより、学習指導要領の内容項目ごとの到達目標、指導の手立て、教科で育む資質・能力を共有化し、生徒一人ひとりの学力の質の確保と向上を図ります。

現在スクールポリシーの作成については、実施している県もあれば、実施していない県もある。

スクールポリシーは県立高等学校ごとに学力スタンダードを設定することによって、各高等学校それぞれの学力を高めていこうとするものであり、目的や目標がより具体的で明確なものとなっており、今後の成果と評価が期待される。

監査の結果

（意見）

教育委員会が策定した学校評価の手引きによると、学校関係者評価の目的は、学校の自己評価結果について、関係者の視点から検討することによって、自己評価の客観性・透明性を高め、学校に新たな気づきをもたらすことにある。

これを踏まえ、学校関係者評価委員会は、学校から自己評価結果や自己評価に用いた生徒や保護者からのアンケート結果について説明を受け、学校の自己評価が適切かどうか等について評価を行っているところであるが、学校関係者評価委員会において学校の活性化につながる有用な意見が提起されるようにするため、例えば、学校関係者評価委員に教育現場への理解を深めてもらう観点から、教育活動や学校運営の視察を実施したり、教育委員会が設置者として学校をどう評価しているか知ってもらうため、総合訪問結果を資料として学校関係者評価委員会に提出するなど、学校関係者評価委員会の審議の充実について各学校で検討すべきである。



#### iv 教員の時間外勤務

##### (1) 教員の時間外勤務の把握

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第2項は、「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。」としている。

また、同条第1項は、「教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。」としている。

教育委員会は教員の時間外勤務の実労働時間に応じた時間外勤務手当等を支給しないと規定されていることもあり、各県立学校における教員の勤務状況について、出勤簿による勤怠管理を行っているものの、タイムカード等による正確な勤務時間の把握は行っていない。

各県立学校へのタイムカードの導入については、機械的に出勤及び退勤の時刻を記録するタイムカードのみでは、教員の正確な勤務時間を把握できないと考えられること、また、導入のための費用も必要になると考えられることなどにより、導入していないとのことであった。

また、教育委員会としては、各県立学校において、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務が生じないような運用を行っており、校長が教員に命ずることができる時間外勤務（下記（2）のとおり）は、教員が校長に時間外勤務申請を行うことになっており、月ごとに申請を集計することで各教員の時間外勤務の実態を把握しているとのことであった。

##### (2) 校長の命令に基づく時間外勤務

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第53号）第6条第2項は、下記の業務に従事する場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとして、教員に時間外勤務を命ずることができると規定している。

（超勤4項目）

- ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

なお、上記の勤務に対しては、公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第29号）に基づき教員特殊業務手当を支給することとしている。

#### 監査の結果

県立学校往査時に、各学校における超過勤務時間の月別集計表を閲覧したところ、有力な体育部活動の顧問教諭に超過勤務が集中していた。

一方で、往査した学校において聴取した限りであるが、翌日の授業準備のための時間が平日の勤務時間内にとれないために、休日に各教員が家庭で授業の準備を行っている等の実態もあるようである。

教員の本来業務であるところの、授業の準備や生徒指導等に要した実労働時間数については、(1)で述べたとおり、教育委員会及び各県立学校において詳細に把握されておらず、タイムカードも県立学校に導入されていないところである。

様々な教育課題を抱え、教員の多忙化が問題視されているが、教員がワークライフバランスを保ち、健康を維持しながら、学校現場で教育活動に従事してもらうことが大切であると考えられるため、今後も引き続き学校現場における労働環境の整備に努めてもらいたい。

## v 教職員の職務専念義務免除

### (1) 職務専念義務免除の根拠

県は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年条例第 27 号）第 2 条において、職員は次の場合、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができると定めている。

1. 研修を受ける場合
2. 厚生に関する計画の実施に参加する場合
3. 削除
4. 地方公務員法第 55 条第 1 項の規定により、職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合
5. 県と市町村との相互協力のため市町村職員に併任される場合
6. その他石川県人事委員会が定める事由に該当する場合

また、上記 6 の「石川県人事委員会が定める事由」については、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 30 年石川県人事委員会規則第 5 号）において、次のように定めている。

1. 地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 51 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 4 条の規定により、公務災害補償に関する審査を申し立て、又はその審査に出頭する場合
2. 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 46 条の規定により、勤務条件に関する措置を要求し、又はその審理に出頭する場合
3. 法第 49 条の 2 第 1 項の規定により、不利益処分についての審査請求をし、又はその審理に出頭する場合
4. 法第 55 条第 11 項の規定により、当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合
5. 職員の苦情相談に関する規則(平成 17 年石川県人事委員会規則第 2 号)第 5 条の規定により、事情聴取、照会その他の調査に応ずる場合
6. 国又は地方公共団体の公務員としての職若しくは、その他の団体の役員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
7. 特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
8. 県が設立に参画し、その運営に当たって必要な援助を与えることとされている公社、団体等の職員を兼ね、その職に属する事務を行う場合
9. 前各号に掲げる場合を除くほか、人事委員会が特に適当と認める場合

上記条例及び規則により、教職員が公務以外の職又は事務を行う場合は、任命権者等に対して職務専念義務免除申請をしなければならない。

また、石川県立学校処務規程（昭和 41 年石川県教育委員会訓令第 6 号）第 33 条では、職員が職務専念義務免除を受けようとするときは、その理由、期間等を記載した書面により、



校長の承認（免除の日数が8日以上にわたる場合は教育長の承認）を受けなければならないとされている。

#### 監査の結果

私費会計（P.43以降で詳述）に関する事務のうち、PTAの会計事務は、学校事務長以下の職員が通常の勤務時間内に行っているが、職務専念義務免除の手続きは行われていなかった。

教育委員会では、PTAは公金によって運営される団体ではないものの、その会計事務は、学校運営に密接に関わることから、公務の一環として位置づけており（各県立学校の職員の事務分掌にもPTAに関する事務が規定されている）、職務専念義務免除申請は不要であるということであった。

また、学校教職員が教育関係団体の業務に従事する場合の服務上の取扱いについては、教職員課が平成25年3月に県立学校長及び教育事務所長に対して、事務連絡「任意団体が行う会議等に出席する場合の取扱いについて」を発出している。

事務連絡の内容は次のとおりである。

#### ○任意団体の総会や役員会等への出席

専ら当該団体の組織運営・内部管理に関する会議等に当該団体の役員等として出席するものについては、公務とは認められない。

なお、総会において所属校の運営や教育活動に直接必要な研修、伝達事項等が含まれる場合は、公務として取り扱うことも可とする。

#### ○任意団体が開催する競技会や研修会・講習会等への参加

所属校の運営や教育活動に直接必要であることが明らかなものについては、公務として取り扱い、必要に応じて旅費を支給する。

なお、自校の児童生徒が参加しない競技会に当該団体の役員として参加する場合は、公務とは認められない。

#### (意見)

県立学校教職員が勤務時間中に教育関係団体等の任意団体の業務に従事する場合がある。

例えば、校長が石川県高等学校野球連盟会長として大会に出席する場合や、教職員が高等学校体育連盟の役員としての審判等を務めたり、校長会の事務局員として会計事務に携わる場合などである。

こうした業務はいずれも公務ではないことから、勤務時間中に従事する際には職務専念義務免除の手続きが必要になるものであるが、少なくとも往査した学校では当該手続きが行われていなかった。

往査した学校のみならず全ての県立学校に対して、勤務時間中に任意団体の業務に従事する場合の職務専念義務免除手続きが遺漏なく行われるよう周知徹底すべきである。

## vi 図書管理

### (1) 図書の選定・購入

県立学校には、本の貸出・返却、整理等を行う司書とは別に、司書教諭（司書資格を有する教諭）が配置されており、図書の選定・購入において、図書課（教員の校務分掌の一つ）の教職員とともに中心的役割を果たしている。

図書の選定・購入にあたっては、司書教諭をはじめとする図書課の教職員が、読書を通じた生徒の人格形成のためにどのような図書を購入すべきかという観点から、校内の教職員へのアンケートや生徒からの要望等も参考にして購入案を作成のうえ、学校の図書館運営委員会に諮り決定している。

### (2) 図書の廃棄

（公社）全国学校図書館協議会は、図書の廃棄に関する規準及び手続について、次のように定めている。

#### （廃棄規準（抜粋））

蔵書の点検評価に伴い図書を廃棄するには、個人的な見解に拠ることなく、客観性のある成文化した規準に基づき行われなければならない。

#### ●一般規準

- a 形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書
- b 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書
- c 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書

#### （廃棄手続の流れ）

- a 廃棄対象図書を選び出す。  
データの古い図書、学習指導要領に適合しない図書、現在の情勢に合わない図書等利用が殆どない図書を対象とする。
- b 廃棄図書選定委員会で検討する。  
担当者だけではなく、委員会で組織的に検討する。  
廃棄の基準に照らし合わせて検討する。
- c 校長の決裁を受ける。  
廃棄候補図書のリストを提出し、決裁を受ける。
- d 教育委員会に申請する。  
申請方法、申請書類等は自治体によって異なるので、条例、管理規則に従って行う。  
申請は、連絡を取り合い、事務担当者が行う。

e 教育委員会の承認後、以下の除籍事務を行う。

図書原簿から抹消し、図書を処分する。

#### 監査の結果

第1期基本計画の方針2-1(6)「学校図書館の充実」において、「児童生徒の自主的な読書活動や自らの興味、関心や課題に即した調べ学習などが行えるよう、蔵書内容や施設・設備の充実に努め、」との記載があるが、往査した県立学校において、学校図書館を視察したところ、同一の本を複数冊購入していたケースが目立った。

複数冊購入する理由を聴取したところ、生徒からの要望が多いからというものであり、また、複数冊購入された図書は、大学受験のための赤本等生徒の学習に関連するものもあったが、ノウハウやハウツー本、エンターテインメントやライトノベルの類も見受けられた。

司書教諭をはじめとする図書課教職員は、生徒が読書を通じて豊かな心や人間性、教養、想像力を育む上で学校図書館が果たす役割を再度認識し、引き続き図書の選定・購入にあたって、一層の指導力を発揮していただきたい。

図書の廃棄にあたって、上記廃棄規準・手続に従って、図書を廃棄し蔵書更新を行っている学校は少なく、図書課教職員が、何冊も重複して購入されたものや、破損が甚だしいものを、その都度廃棄しているだけであり、図書の選定・購入時に開催される図書館運営委員会は、廃棄図書の選定に関与していないとのことであった。

上記廃棄規準・手続は、県立学校が図書の廃棄にあたって、必ずしも従わなければならない基準ではないが、学校図書館は、その趣旨を踏まえ、使用に耐えうるものの利用価値の失われた図書や利用頻度の低い図書などを積極的に選び出し、適切な図書更新に努めることが望まれる。

また、図書館運営委員会において、あるいは別に廃棄図書選定委員会を設置し、図書の更新についても選定・購入と同じように諮ってもよいのではないかと思われる。

vii 薬品及び毒劇物等の管理

(1) 文部省（現文部科学省）の通知（平成 12 年 1 月 11 日文部省初等中等教育局長）

各学校が使用保管する薬品に関しては、「毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）」に従わなければならないのはもちろんであるが、文部省は、平成 12 年 1 月 11 日に、各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事に対して、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」通知を发出している。

内容は、「各学校における毒物及び劇物については、授業中等における適正な取扱いの確保・その保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等を図る必要がある。また、授業等において毒物又は劇物を扱う際には、児童生徒に対し、その危険性や適正な取扱いについて十分指導する必要がある。」として必要な措置を求めるというものであり、点検項目並びに学校で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物の例について、次の表のとおり示している。

●学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目

点検項目	対応状況		整備等がなされていない場合の今後の改善計画
1 専用保管庫の設置			
① 専用保管庫が整備されているか。	ア 整備されている	イ 整備されていない	
② 保管庫は鍵のかかるものとしているか。	ア 鍵のかかるものである	イ 鍵はかからない	
③ 保管庫は毒劇物専用のものとし、一般薬品等との区分収納がなされているか。	ア 区分収納している	イ 区分収納していない	
④ 保管庫以外のものに保管されていないか。	ア 保管庫以外にはない	イ 保管庫以外にもある	
2 保管庫の施錠			
① 保管庫の施錠に関する確認や点検は責任ある者が行っているか。	ア 責任ある者が行っている	イ 各教職員が個々に行っている	
② 鍵の保管について管理責任者を定めて管理しているか。	ア 管理責任者が管理している	イ 管理責任者を定めていない	
③ 保管庫の施錠に関して、教職員に注意喚起を行っているか。	ア 注意喚起している	イ 特に行っていない	
3 保管庫及び容器への表示			
① 保管庫及び容器に毒物・劇物等の表示をしているか。	ア 表示している	イ 表示していない	
② 毒劇物の名称等について明示されているか。	ア 明示されている	イ 明示されていない	
4 管理記録の整備			
① 管理簿等を備えているか。	ア 備えている	イ 備えていない	
② 管理簿等に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量が適切に記入されているか。	ア すべて記入されている ウ 記入していない	イ 一部記入している	
③ 毒劇物が適正に使用されたかどうかの確認が行われているか。	ア 確認している	イ 確認していない	

④ 定期的に数量と管理簿等の照合を行っているか。	ア 定期的に行っている ウ 行っていない	イ 随時行っている	
5 地震等の災害に対する対策			
① 地震等による転倒の可能性のある保管庫について、転倒防止措置を講じているか。	ア 措置済みである	イ 措置していない	
② 保管容器に転倒防止措置を講じているか。	ア 措置済みである	イ 措置していない	
6 管理体制の充実			
① 取扱要領等校内規程の整備が行われているか。	ア 校内規程を定めている	イ 特に定めていない	
② 管理責任者の指定等が行われているか。	ア 指定している	イ 指定していない	
③ 保管状況の確認などの定期的検査が行われているか。	ア 定期的に検査している ウ 検査していない	イ 随時検査している	
④ 保管管理や理科の実験などの授業中の取扱いについて、教職員に啓発・指導が行われているか。	ア 行っている	イ 行っていない	
⑤ 毒物及び劇物の危険性や適正な取扱いについて、児童生徒に指導が行われているか。	ア 指導している	イ 指導していない	
7 廃棄処理			
長期間保存されている毒物・劇物等で今後も使用の見込みがないものについて、適正な方法により、速やかに廃棄しているか。	ア すべて廃棄している ウ 廃棄していない	イ 一部廃棄している	

●学校で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物

【毒物に指定されているもの】

薬品名	実験例
黄燐	同素体の観察・実験
フッ化水素酸	ガラスの溶解
水銀	トリチェリーの実験(大気圧の測定)

【劇物に指定されているもの】

薬品名	実験例
◎塩酸	水素の発生、金属との反応、中和反応、アンモニアの検出
◎アンモニア水	水溶液の性質、塩化水素の検出
◎過酸化水素水	酸素の発生
◎水酸化ナトリウム	水の電気分解、金属との反応、中和反応
◎メタノール	アルコールランプの燃料、アルコールの性質
○硫酸	水素の発生
○ヨウ素	ヨウ素デンプン反応
○塩化バリウム	イオンの反応
○硫酸銅、塩化銅	電気分解
酢酸鉛	タンパク質の性質
硝酸銀	銀鏡反応、電気分解
硝酸	窒素酸化物の発生
水酸化カリウム	中和反応
ナトリウム	アルカリ金属の性質
ホルマリン	銀鏡反応、高分子化合物の合成
塩化亜鉛	イオンの反応、乾電池の製作
カリウム	アルカリ金属の性質

四塩化炭素	気体の分子量の測定
臭素	酸化還元反応
フェノール	フェノール樹脂の合成
ニクロム酸カリウム	アセトアルデヒドの生成
アニリン	芳香族化合物の性質

注記:◎は小・中・高等学校、○は中・高等学校、無印は高等学校に多いものを示す。

## (2) 平成 24 年度行政監査

平成 24 年度には、石川県監査委員が「県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について」行政監査を実施している。

着眼点は次のとおりである。

### 1. 保管管理の状況

- ① 管理体制等は適正か。(管理責任者の設置及び危機管理マニュアル等の整備)
- ② 保管設備及び容器への毒物劇物等の表示がなされているか。
- ③ 保管設備の施錠は適正に行われているか。
- ④ 保管設備は、堅固性を有しているか。
- ⑤ 保管容器の転倒防止等の措置が行われているか。

### 2. 管理記録簿等の記入状況

管理記録簿等に受入や払出が記入され、在庫量や使用量が把握されているか。

### 3. 使用していない毒物劇物の状況

長期間使用していないものがある場合は、長期保管する適正な理由があるか。

### 4. 廃棄処理等の状況

毒物劇物の廃棄の方法や施設外への運搬は適正に行われているか。

### 5. 毒物劇物に関する事務を所管する関係機関の指導状況

毒物劇物に関する事務を所管する関係機関において、適正な指導が行われているか。

当該行政監査における監査対象機関は 90 機関で、全県立学校（分校含む）が対象となっている。

調査項目は次のとおりである。

① 管理責任者の設置状況
② 危機管理マニュアル(危害防止規定等)の整備状況
③ 職員研修等の実施状況
④ 毒物劇物の保管場所(部屋等)の状況
・鍵の状況
・機械警備等の状況
⑤ 専用保管庫等の状況
・鍵の状況
・専用保管庫の堅固性
・一般薬品等との区分収納状況



・「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示状況
・転倒防止措置状況
⑥ 保管容器の状況
・「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示状況
・転倒防止や容器同士の衝突防止措置状況
⑦ 管理記録簿等の整備状況等
⑧ 5年間未使用の毒物劇物の状況
⑨ 毒物劇物の廃棄処理の状況
⑩ 毒物劇物の施設外への運搬状況

当該行政監査の結果については、特に指摘等はなかったが、次のとおり対象機関を特定しない共通意見が附されている。

監査項目	共通意見(概要)
1. 保管管理の状況	保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等について、その周知徹底を図るとともに、取扱いに遺漏のないよう万全を期する必要がある。
2. 管理記録簿等の記入状況	受払履歴を明らかにした適正な管理記録簿等を整備する必要がある。
3. 使用していない毒劇物の状況	不要な毒劇物は、早急に廃棄処分等を行うなど適切に処理する必要がある。
4. 廃棄処理等の状況	廃液等の処分委託は、地域や関連部局でとりまとめるなど、より効率的で計画的な対応を講ずる必要がある。
5. 毒劇物に関する事務を所管する関係機関の指導状況	国の通知等の周知徹底を図るとともに、適時適切な指導を行う必要がある。

教育委員会では、当該行政監査において、一部の県立学校に不適切な事例があったことを踏まえ、各県立学校における毒物及び劇物等の保管管理に関する校内規程に基づいた厳重な管理を行うよう通知するとともに、毎年度実施していた県立学校の不要薬品の調査及び廃棄に係る予算を増額し、廃棄処理を推進することとした。

#### 監査の結果

平成 24 年度行政監査に関する教育委員会の対応を踏まえ、往査した各県立学校における毒劇物や薬品（以下「毒劇物等」という。）の保管場所の状況、保管庫の施設状況、廃棄処理の状況等について確認したところ、一部不適切な管理が行われていた。

往査した学校の指摘事項及び意見については、Ⅲ県立学校各論で述べることにするが、以下に確認結果の概要をまとめる。

#### 1. 保管場所について

いずれの学校も保管庫で毒劇物等を管理していたが、コンクリートまたは鉄製の保管庫を使用している学校はなかった。

保管庫に毒劇物等だけでなく、ストローや紙を置いている学校があった。(工業高等学校)

#### 2. 保管庫の施錠について

複数の学校で、保管庫を施錠後、鍵を理科教員の準備室の机の中で保管していた。(金沢錦丘高等学校、工業高等学校、金沢商業高等学校)

保管庫のある理科準備室の鍵を生徒が使用する理科室の棚の中に置いている学校があった。(いしかわ特別支援学校)

毒劇物等の入った冷蔵庫に鍵をかけていない学校があった。(いしかわ特別支援学校)

#### 3. 管理記録簿の設置について

毒劇物等の管理簿は、薬品名ごとに使用された日時と量を記載する、全校で統一された様式が使用されていた。

定期点検(管理簿と実数の照合)の実施方法については、統一的なルールは定められておらず、年1回決められた日に実施する学校(金沢錦丘高等学校)、夏休み等に実施する学校(工業高等学校、いしかわ特別支援学校)、使用時の確認にとどまり、定期点検を全く行っていない学校(金沢商業高等学校)などまちまちである。

定期点検を実施している学校の中には、結果を理科教員がパソコンで管理する学校があった。(金沢錦丘高等学校)

#### 4. 地震等の災害に対する対策について

毒劇物等の保管室の廊下側に大きな窓があり、地震等でガラスが割れたときなどの侵入対策等、危機管理対策面からは不安が残る学校があった。(金沢商業高等学校)

保管庫に地震等の転倒防止対策を施していない学校があった。(工業高等学校)

#### 5. 管理体制について

毒劇物等の在庫管理とその方法など運用については各学校に一任されている。

教育委員会による、各県立学校での毒劇物等の適正管理のための現場調査は近年実施されていない。

#### 6. 廃棄処理について

廃棄処理に関する統一的なルールは定められておらず、廃棄の判断は担当教員に委ねられている。

不要薬品の廃棄を適切に実施していない学校があった。(金沢商業高等学校)

長期間使用せず、廃棄処理すべきと思われる毒劇物等が多数存在する学校があった。(金沢錦丘高等学校)



## viii 情報セキュリティ

### (1) 県立学校の情報システムの現状

平成 26 年度より県立高等学校で W i - F i を導入しており、一部の教室等で使用できるようになっている。

また、全県立高等学校には授業で活用するためのタブレット端末やパソコンが備品として購入されている。

全県立高等学校は、生徒用サーバー（学習用サーバー）と教員用サーバー（校務データを蓄積）を分離し、生徒が授業用パソコンから校務データにアクセスできないようにしているほか、フォルダーごとにユーザー I D を設定することで、アクセスする必要のない教職員が、校務データにアクセスできないようにしている。

### (2) 社会情勢

平成 28 年度に、タブレット端末を授業で積極的に使用するなど I C T（情報通信技術）教育の先進県とされている佐賀県において、県立高等学校の情報システムへの侵入事件が発生し、成績や生徒の家族構成などの情報が流出した。

上記事件を受け、平成 28 年 7 月に、文部科学省において「2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」が開催され、以下の緊急提言がとりまとめられた。

#### ○教育情報セキュリティのための緊急提言

各教育委員会・学校において、システムの脆弱性に関する事項を中心に、以下の対応を緊急に行うべきことを提言する。

1. 情報セキュリティを確保するため、校務系システムと学習系システムは論理的又は物理的に分離し、児童生徒側から校務用データが見えないようにすることを徹底すること。
2. 児童生徒が利用することが前提とされている学習系システムには、個人情報を含む情報の格納は原則禁止とし、個人情報をやむを得ず格納する場合には、暗号化等の保護措置を講じること。
3. 各学校において情報セキュリティの専門家を配置することが困難な現状を踏まえれば、重要な個人情報を扱う校務系システムは、教育委員会が管理もしくは委託するセキュリティ要件を満たしたデータセンタ（クラウド利用を含む）で一元的に管理すること。
4. 校務系ならびに学習系システムにおいても、教職員や児童生徒の負担増にならないよう配慮しつつ、二要素認証の導入など認証の強化を図ること。
5. セキュリティチェックの徹底の観点から、システム構築時及び定期的な監査を実施すること。
6. セキュリティポリシーについて、実効的な内容及び運用となっているか検証を行うこと。その際、アクセスログの 6 か月以上保存、デフォルトパスワードの変更等につ

いて確認すること。

7. 教職員の情報セキュリティ意識向上を図るため、全学校・全教職員に対する実践的な研修を実施すること。
8. 情報セキュリティの強化の観点から、教育委員会事務局への情報システムを専門とする課・係の設置や首長部局の情報システム担当との連携強化等、教育委員会の体制を強化すること。

なお、佐賀県のケースは特殊なケースであり、校務系システムと学習系システムを論理的又は物理的に分離していなかったために発生した事故であり、起こるべくして起こったものであるが、上記緊急提言は、県立高等学校全般の情報セキュリティ対策として、今後の参考とすべきものである。

## 監査の結果

緊急提言を基に、県立学校の情報セキュリティ対策を以下のとおり検証した。ただし、学校のセキュリティ上配慮を要する事項については、詳細を割愛した。

### 1. 校務系システムと学習系システムの分離について

現在、県内の殆どの高等学校では、校務用データを管理するための教職員用のネットワークである校務用LANと生徒用のネットワークである学習用LANについて、それぞれサーバーを別にして、物理的に分離している。特に問題はない。

### 2. 学習系システムへの個人情報を含む情報の格納禁止について

原則として、運用は各学校の情報担当教職員の裁量に任されており、定期的に全データを消去する、暗号化するなどの保護措置をとる学校もあれば、格納情報の内容のチェックのみにとどまっている学校もある。このため、情報担当教職員の意識と能力に依存する部分が大いと思われる。

### 3. 校務系システムの一元的管理について

平成 27 年度より、全校統一の校務支援システムを新たに構築し、能登地区の高等学校 2 校において試行、順次拡大することとしている。IV－v 学校指導課において詳細及び意見を記載している。

### 4. 二要素認証の導入について

予算的制約から未だ導入に至っていない。

### 5. 定期的な監査について

システム構築時及びその後の定期的な監査（総務部行政経営課情報システム室の情報資産監査）を数年ごとに実施している。ただし、情報セキュリティを含むシステムの運用状況までは監査していない。

### 6. セキュリティポリシーの運用の検証とアクセスログの 6 か月以上保存、デフォルトパスワードの変更等の確認について

情報資産監査において、セキュリティポリシーの運用の検証を行っているが、アク

セスログの6か月以上保存、デフォルトパスワード変更等の確認までは行っていない。

#### 7. 全学校・全教職員に対する実践的な研修について

県立高等学校の全教職員に対する情報リテラシーを身につけさせる教育については、各学校の情報システム担当教員が年1回、各学校全職員への研修を実施しており、特に問題はない。

#### 8. 教育委員会事務局の体制強化について

教育委員会事務局の組織の中に、情報システムを専門とする課・係は設置されていない。

情報漏洩の90%はヒューマンエラーが原因であると言われている。

ヒューマンエラーによる情報漏洩防止対策として、パスワードの定期的変更はコストをかけずにできる取組として大変効果的であるところ、ログインIDとパスワードについて同じものを使い続けている教職員は存在すると思われるが、教育委員会としては特段確認を行っていない。

教育委員会は、全県立高等学校に対して、校務情報を管理する教職員全員のIDとパスワードについて定期的に更新するよう文書通知を行っているとのことであった。

情報セキュリティの重要性を踏まえれば、教職員全員に対する個別確認の実施が望ましいが、確認に要する学校現場の労力を考えると現状での対応は困難であり、今後の課題であると思われる。

## ix いじめ・不登校等への取組

### (1) はじめに

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）は、次のとおり、地方公共団体が学校におけるいじめ防止対策に取り組むことを義務付けている。

#### (いじめ防止対策推進法)

第 6 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 7 条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第 8 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### (2) 石川県いじめ防止基本方針

県は、いじめの防止等の対策を推進するため、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌して、平成 26 年 3 月に「石川県いじめ防止基本方針」を策定しており、その概要は次のとおりである。

#### ○「石川県いじめ防止基本方針」概要

##### 1 いじめ問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

##### ①学校を挙げた積極的対応

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、

日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取ること。

- イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

- ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童生徒が安心して学べる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図ること。

## ②平時からの基本姿勢

- ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

- イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること

いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじている児童生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

- ウ 児童生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長することがないようにすること。

- エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

- オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

児童生徒が発するサインを見逃さないよう、児童生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

## 2. いじめの防止等のための組織及び施策

いじめ防止対策推進法の制定を受け、「心の教育推進協議会」（学校・家庭・地域の関係機関で構成する）のもとに「いじめ問題対策特別委員会」及び「実務者連絡会」を設置するなど必要な体制を整備し、いじめの防止等に取り組むこととした。



### ①いじめ防止等のための組織等

#### ア 「いじめ問題対策特別委員会」

学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察その他の関係者により構成し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。

#### イ 「実務者連絡会」

「いじめ問題対策特別委員会」のもと、県の基本方針に基づく対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関に代わる機関として「実務者連絡会」を設置する。

#### ウ 「いじめ問題調査組織」

県教育委員会は、調査の必要がある場合には、いじめ問題に関する公平性・中立性が確保される構成員から成る「いじめ問題調査組織」を設け、調査を行うものとする。

#### エ 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ問題対策チーム」の設置

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織（「いじめ問題対策チーム」）を常設する。

上記「いじめ問題対策チーム」は、校長をトップとするチームであり、メンバーは副校長・教頭、生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭、学年主任、生徒会担当者、部活動総括担当者から構成されるものであるが、教職員だけでなく、いじめ対応アドバイザー（学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士、警察OB、退職校長等で、学校からの要請に基づき専門的見地から助言する。）が参加することもある。

同チームは、日常的にいじめに関する情報を教職員間で交換・共有し、児童生徒の悩み等が教職員に届く仕組みを整えることで、常にいじめ問題に即応できる体制を維持している。また、兆候と見られる事案が発生した場合には、当事者双方又は関係者への聴き取り等の情報収集や保護者対応など、複数教員による役割分担のもと適切な対応を行うことで、学級担任の抱え込みなどの防止と早期解決を図っている。

### （3）第2期基本計画での位置づけ

本県における小学校及び中学校の不登校児童生徒数は、全国的な傾向と同様に平成25年度以降、増加傾向にあり、特に平成27年度の小学校の不登校児童数は322人、1千人当たり5.2人（全国平均は4.2人）で都道府県別では5番目の多さであった。

こうした現状を踏まえ、第2期基本計画では、これまでの不登校児童生徒への復帰支援や不登校を生み出さない未然防止に向けて、次のとおり生徒指導やカウンセリングの充実を掲げている。

- ・ 生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせ、学校全体の協力体制の中で情報共有・共通

理解のもと組織的な校内指導体制を充実する。

- ・ 専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや生徒指導サポーター、スクールソーシャルワーカーの派遣等により、各学校への支援を積極的に進める。
- ・ カウンセラーに関する専門研修により、教員のカウンセリング力を高め、学校の相談機能の向上を図る。

#### (4) いじめ・不登校・非行防止推進事業費

いじめの防止等の施策を財政上の見地から検証する。

平成 27 年度執行額

No.	施策内容	執行額
1	いじめを見逃さない学校づくり推進事業費	997,606 円
2	小・中・高等学校生徒指導推進会議	1,327,000 円
3	いじめ対応アドバイザー派遣事業費	3,356,064 円
4	ネットトラブル防止対策	879,447 円
5	スクールカウンセラーの配置	102,800,000 円
6	生徒指導・発達障害サポートチームの派遣事業費	2,445,000 円
7	生徒指導サポーターの配置	15,938,000 円
8	「24 時間子供SOS相談テレホン」の設置	5,683,000 円
9	問題を抱える子供等の支援事業	6,191,000 円
	合計	139,617,117 円

内訳の中で特徴的なのはNo. 5 「スクールカウンセラーの配置」で約 1 億円であり、いじめ・不登校・非行防止推進事業費の約 74%を占めている。

スクールカウンセラー配置は、国庫補助 1 / 3 事業で、いじめや不登校など児童生徒の問題行動に対応するため、臨床心理士等を学校に配置し、児童生徒へのカウンセリング等を実施する事業である。

なお、平成 28 年度当初予算のいじめ・不登校・非行防止推進事業費はスクールカウンセラーの配置拡大等により、161,336,000 円（前年度比 116%）であった。

さらに、平成28年度からの新たな取組として、子どものいじめや不登校対策のため、スクールソーシャルワーカーの派遣制度を導入している。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士が務め、子どもの生活環境に着目して、子どもの利益を最優先した支援方法を学校に提案するものであり、心の問題に取り組む点は、スクールカウンセラーと同じであるが、福祉の専門家として、家庭の問題にも踏み込み、学校と外部機関（児童相談所、医療機関、警察など）をつなぐ役割が期待されており、本県では社会福祉士 3 人、精神保健福祉士 1 名をスクールソーシャルワーカーに委嘱し、要望のあった小中高校に派遣しているが、派遣実績は平成28年 9 月末時点で17校にとどまっている。

## 監査の結果

現在、いじめ防止対策については、石川県いじめ防止基本方針のもと、各学校において生徒へのアンケート調査等を通じて、いじめの早期発見に努めている。また、いじめや不登校の兆候が判明した時点で、学校は「いじめに関する報告書」を作成し、経過及び結果を教育委員会に報告する仕組みとなっている。

いじめや不登校の要因は複雑化・多様化しているが、小中学校時代のいじめが高等学校でも継続しているケースも考えられることから、縦の小中高校間、また、横の各学校間の連携体制を整備することが重要であり、引き続き教育委員会のリーダーシップが必要であると考える。

児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識と経験を有するスクールカウンセラーの学校への配置状況については、小学校では希望校（小学校全体の半数弱）、中学校では全校に配置されているものの、財源や国庫補助制度上の制約もあり、高等学校では16校にとどまっているところである。

不登校児童生徒数が増加傾向にある中、学校において児童生徒の心のケアやカウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助を担うスクールカウンセラーの重要性は今後さらに高まっていくものと思料されることから、一層の配置拡大を望むものである。

また、福祉の専門家として問題を抱える児童生徒が置かれた環境に働きかけ問題解決を図るスクールソーシャルワーカーについては、教育委員会が平成28年度から学校に派遣を始めたところであるが、派遣実績について、他県実績を踏まえ当初年間1,400時間と見込んでいたところ、9月までの実績が163時間と大きく下回るなど、派遣制度が十分に活用されていないことから、活用事例の紹介など一層の周知を望むものである。



x 私費会計

(1) 包括外部監査において「私費会計」を取りあげる理由

各県立学校においては、公費である授業料以外に、学校の教育活動やPTA等の活動のために、保護者から「学校徴収金」及び「団体徴収金」を徴収している。

これらは、いわゆる「私費会計」と呼ばれるものである。

これら徴収金の使途は、各県立学校の活動(修学旅行、模擬試験受験、副教材購入、卒業記念のほか、全国大会派遣をはじめとする部活動等の課外活動など)と密接に関連している。

その取扱いは、実質的に各県立学校の教職員が行っており、公費と同じように、適正な注意義務が求められるものであることから、教育委員会では、県立学校私費会計取扱要領を作成し、各県立学校に対して当該要領に則った取扱いを行うよう指導しているところである。

平成 20 年度の包括外部監査においても私費会計について「意見」が付されており、その措置状況を検証する必要がある。

また、各県立学校における「学校徴収金」及び「団体徴収金」の使用内容には差異があり、保護者負担の公平性の観点からも検証が必要であると考えられる。

各県立学校における「学校徴収金」及び「団体徴収金」の現況について調査・検証することは、上記の必要性のほか、今後の事務の改善に資することから、教育委員会の協力のもと監査対象とした。

(2) 平成 20 年度包括外部監査における「意見」に対する措置状況の検証

平成 20 年度の包括外部監査報告書において、私費会計に関する意見が付されておりその後の措置状況を検証する。

1. 「県立学校私費会計取扱要領」への準拠状況調査

意見は、全ての県立高等学校の私費会計について、県立学校私費会計取扱要領に則った取扱いがなされているか調査すべきというものだった。現状について調査した結果は次のとおりである。

平成 20 年度包括外部監査の内容		今回の検証結果	
a	決算の報告	会計ごとの決算を作成することとされているが、作成されていない会計がある。	収支決算書は往査した県立学校ですべて作成されていた。
b	監事の監査	各会計には2人以上の監事を置き、監査するとされているが、学校徴収金会計については監事は置かれておらず、監査も行われていない。	学校徴収金会計の会計監査は事務担当職員以外の教職員2人で行っていた。 (ただし、校長・副校長等、県立学校内部者による監査であるため、実効面における内部牽制上の問題を否定できない。)
c	会計間の貸借	各会計で資金の一時流用を行うときは校長の承認を要するとされているが、書面での承認は行われていない。	書面による承認は往査した県立学校で全て実施されていた。 (ただし、一時流用の運用方法については、往査校で別途検証し詳細を記載する。)

d	県費負担すべきものの私費からの支出	公費負担すべき経費については、私費会計に依存することのないよう努めるものとされているが、県費負担と考えられるものが私費から支出されている会計がある。	下記『2.「県費負担すべき経費」の設定』のとおり。
e	帳簿の備付け	現金出納簿を備え付けるものとされているが、作成されていない会計がある。	原則として預金通帳による収入と支出のみであり、現金出納簿を作成している会計はなかった。
f	財産等の管理	各会計により取得した財産及び物品について、適正に管理するものとされているが、備品の管理は行われていない。	確定申告の必要なPTA会計のみ固定資産台帳を作成しているが、それ以外の会計では、備品等の管理(台帳の作成及び現物へのシール添付等)は、なされていない。

県立学校私費会計取扱要領（上記検証項目の関係条文を抜粋）

（公費と私費の負担区分）

第4条 負担区分については概ね次の観点に立って区分する。

（1）公費負担とすべき経費

学校の管理運営・教育活動に要する経費のうち、学校共通の教育水準維持に必要な経費。

（2）PTA等学校関係団体から支援を受けることが可能であると考えられる経費

学校の管理運営・教育活動に要する経費のうち、PTA等学校関係団体が主催する事業及びPTA等学校関係団体からの要望により、部活動の充実や各学校の特色ある教育を実現するために必要な経費のほか、公費負担の水準を質的量的に上回りPTA等の団体の考え方や要望により、学校の実情に応じて私費からの負担によって対応する経費。

（3）個人負担を求める経費

学校の管理運営・教育活動に要する経費のうち、児童生徒の個人の所有物に係る経費や教育活動の結果として生じる利益、効果が直接的に児童生徒に還元される経費等。

（予算編成等）

第8条第3項 各会計間の予算の貸借は、原則として同一年度内に限るものとし、校長の決裁を経て行う。

（納入金の収納）

第10条第3項 会計責任者及び会計担当者は、納入金を収納したときは、速やかに金融機関等に預託するとともに、収入票と通帳（又は保管金）を照合し、「出納簿」に記載するものとする。

（支出）

第12条第4項 会計責任者及び会計担当者は、支出が完了したときは、支払いに係る証拠書類（領収書又は振込書）を経費負担伺・支払決定書に貼付する。また、支出

の状況を「出納簿」に記載するものとする。

(決算及び監査)

第 19 条第 1 項 各会計の会計責任者及び会計担当者は、会計年度の収支が終了したとき又は事業が終了したときは、帳簿等を締めきり、速やかに決算書を作成し、校長に報告する。

第 2 項 校長は、保護者等の中から選任した 2 人以上の者に監査を委嘱する。

第 4 項 各会計の決算は、前項の監査を経て、校長名で保護者に報告する。

(物品の管理)

第 20 条第 1 項 校長等は、各会計により取得した財産及び物品について、適正に管理するものとする。

## 2. 「県費負担すべき経費」の設定

意見は、県立学校間で県費負担する経費と私費負担する経費に差が生じて保護者負担の公平性を欠くことにならないよう、県費負担すべき経費について、ある程度の定めを置くことが望ましいというものだった。当該意見の措置状況を確認するため県立学校私費会計取扱要領を閲覧したが、県費負担とすべき経費について特に具体的、詳細に記載した箇所はなかった。

教育委員会としては、県立学校の運営に必要な予算は全て公費で措置しているほか、予算の配分については、生徒数や職員数などの学校規模、過去の配分実績などの一定基準を基礎に行っており、学校によって保護者の負担に差が生じないよう留意しているとのことであった。

### (3) 保護者負担の公平性の観点からの検証

各県立学校は、県立学校私費会計取扱要領第 7 条第 5 項に基づき、私費会計登録簿（私費会計や会計担当者等が記載された一覧表）を備えることとされている。

県立学校私費会計取扱要領（抜粋）

(預金通帳と印鑑の管理)

第 7 条第 5 項 預金通帳管理者、届出印管理者のほか、第 6 条に規定する会計責任者等を記録した「私費会計登録簿」を備えるものとする。

全県立学校の私費会計登録簿を比較することにより、各県立学校にどのようなものが私費会計（保護者負担となる経費）として登録されているか把握するとともに、各学校別の公平性が担保されているかどうかを検証する。

全県立学校の私費会計登録簿を次のとおり会計名別に整理した。

学校徴収金会計

会計名	県立学校数
学校徴収金	1
学年諸経費	1
1年学年会計(28年度会計)(16学年会計)	31
2年学年会計(27年度会計)(15学年会計)	31
3年学年会計(26年度会計)(14学年会計)	31
3学年会計(クラス費)	1
H高1年会計	1
H27理系会計	1
H27文系会計	1
H3年理系会計	1
1年積立金(28年度積立金会計・積立A)	14
2年積立金(27年度積立金会計・15年積立)	14
3年積立金(26年度積立金会計・14年積立)	14
生徒会会計	30
生徒会特別会計	2
生徒会***積立金	1
生徒会特別会計生徒会会計	1
修学旅行積立金会計	3
28年度旅行積立	13
27年度旅行積立	13
卒業積立金会計・アルバム会計・卒業寄付	10
進路指導費会計	4
28年度進路指導会計(1年)	1
27年度進路指導会計(2年)	1
26年度進路指導会計(3年)	1
模擬試験費・実力テスト会計	3
28年度外部模試会計(1年)	1
27年度外部模試会計(2年)	1
26年度外部模試会計(3年)	1
石川県立**高校PTA冷房	1
石川県立**高校寮	1
寄宿舎会計、舎費会計	2
石川県立**高校特活	1
各学年実習費会計	1
実習服会計	1
農業クラブ会計	1
教育振興会	1
体育振興費・体育文化振興会	2
同窓会費	4
同窓会積立金(各年度別)	1
分担金	1
マイクロバス会計	1

給食負担金・夜給食費・給食会計	3
積立金、周年事業積立	2
周年記念事業	1
校外活動援助	1
雑費会計	1
太鼓会計	1

団体会計

会計名	県立学校数
PTA会計	35
PTA特別会計	2
PTA購買部会計	7
PTA基金会計	1
PTA周年事業積立	2
学年会計・各年度入学生会計	2
教育後援会会計	2
教育活動費会計	1
教育環境整備・学習環境整備	2
振興会会計(教育振興会計・教育振興基金会計)	24
教育振興会特別会計	1
部活動積立金会計	2
特活振興費会計・部活振興会計・文化体育等振興会会計・課外活動会計	15
マイクロバス会計	4
教育活動支援機構会計	1
同窓会(同窓会助成金)会計	7
同窓会館運営委員会会計	1
石川県立**高校 80 周年会計	1
冷房会費、冷暖房、空調維持	14
エアコン積立金	2
同窓会マイクロバス会計	1
冬期スクールバス会計	1
創立 40 周年記念事業費	1
特色ある学校づくり費	1
進路指導	9
文化体育振興	1
生徒会	3
生徒派遣積立金	1
**高校を応援する会	1
育友会	2
育友会(自販機)	2
防災	1
親の会	1
修学旅行積立(2年)	1
修学旅行積立(1年)	1
卒業積立金会計	1

上記一覧表から、学校徴収金会計については、各学年会計のほか、生徒会会計、各学年別積立金等が多くの学校に設置されている。

なお、学年会計があるにもかかわらず、さらに、理系会計や、学年諸経費、クラス費等様々な名目で経費を徴収している学校もあった。

一方、団体会計はP T A会計、教育振興会計のほか、それぞれの学校の事情に応じて、同窓会助成など、様々なものが設置されていることがわかる。

## 監査の結果

### 1. 会計の区分、単位について

様々な会計を学校徴収金会計、団体会計のどちらに区分するかについては、学校間でばらつきが見られ、必ずしも統一した運用はなされていない。同じ会計名であるにもかかわらず、学校徴収金としている学校と団体会計としている学校があった。次のとおりいくつか例示する。

①ある高等学校では、学校徴収金会計は各学年会計のみで、生徒会会計、進路指導会計、文化体育振興会計などは全て、P T A同様に団体会計に区分していた。

②ある高等学校では、生徒会会計及び各学年会計のみを学校徴収金会計として、修学旅行積立金会計、卒業積立金会計などは団体会計として区分していた。

③ある高等学校では、生徒会会計、修学旅行積立金会計、卒業寄付会計、各学年会計を学校徴収金会計として、P T A会計、部活動振興会計、進路指導会計、各学年会計を団体会計として区分していた。

私費の区分は、私費会計の取扱いにおける最も基本的な部分であることから、県立学校私費会計取扱要領の統一的運用が望まれる。

また、会計の単位という視点では、ある高等学校は、生徒会会計を普通会計、特別会計、生徒会ガレリアステージ積立金、生徒会特別会計生徒課会計と4会計に細分化していたほか、P T A会計については、P T A会費会計と購買部などP T A事業会計を分けている学校や、冷房会計を独立させ、P T A一般会計とP T A特別会計に分けている学校など、様々な整理がなされていた。

(意見)

県立学校私費会計取扱要領は、学校の管理運営・教育活動に要する経費のうち、「学校共通の教育水準維持に必要な経費」を公費、それ以外の経費を私費として区分し、私費についてはさらに二つに分けている。

(ア) P T A等学校関係団体から支援を受けることが可能であると考えられる経費

(イ) 個人負担を求める経費

上記分類に従えば、P T A等の団体からの負担を了解された(ア)についてのみを団体会計、(イ)については、全て学校徴収金会計として、私費会計登録すべきである。



ある高等学校では、「石川県\*\*高等学校PTA冷房会計」という名称の会計を学校徴収金会計に区分していたが、これは、PTAが負担することを承認したものであるから団体会計に属する会計として登録しなければならないものと思われる。

(意見)

生徒会会計については、2校において私費会計登録簿に登録されていなかった。  
上記県立学校においては、①そもそも生徒会会計が存在しないのか、②生徒会会計というものがあっても、生徒の自主性に任せて、教職員がその収支と帳簿作成に、一切関与していないという理由で登録されていないのか、③単なる登録漏れなのか、確認すべきである。

## 2. 会計の名称について

私費会計の名称については、各学校によって、様々な名称が使用されており、使用目的を層別化し、ある程度集約した名称を使用している学校もあれば、各学年経費、修学旅行積立、卒業積立等その目的に応じて細分化した名称を使用している学校もある。

また、会計の名称が、単に「学校徴収金」、「分担金」、「積立金」といったように、具体的にその内容や用途を示さない総合的・抽象的名称にとどまっているものもあり、実に様々であるが、「分担金」や「積立金」といった名称は会計的に意味のある言葉であり、曖昧な使用や誤使用は慎むべきである。

なお、私費会計登録簿の様式に従っていない高等学校があった。当該校は、学校徴収金、団体会計以外に、その他と記載しているだけで、その名称からはどのような歳出を目的とする会計かを読み取ることはできなかった。

## 3. 会計の内容について

団体会計の中には、エアコン積立金のように、空調設備購入を目的とするような名称のものも存在するが、私費会計による空調設備購入などはできる限り避けるべきである。

ほとんどの県立学校では教室にエアコンが整備されており、エアコンの電気代等については、私費会計として保護者が負担している。これは、エアコンの設置が保護者からの強い要望に基づくものであるからであるが、学校の建物や教育環境設備は、修繕や維持費も含めて、本来公費で賄うべきものではないかと思われる。

また、周年事業や記念事業積立金などのイベントに関する積立金については、計上している学校もあれば、計上していない学校もあるなど様々であった。

ある高等学校に、学校徴収金会計として「生徒保管金」というものが登録されていたが、事実上は、単に生徒が教材の実費を現金で持参したものを、一時的に預かるための口座であり、私費会計として登録する必要がないものと考えられる。事実関係を把握して、保管金であれば、私費会計とは区別し、「保護者預り金」又は「生徒預り金」として別途管理すべきである。

#### 4. P T A会計について

団体会計であるP T A会計の会計責任者について、P T A役員ではなく、校長又は事務長など学校関係者を登録している学校が、16校あった。

P T Aは、保護者及び教職員で構成され、学校と連携して活動を行っているものの、法的には学校とは独立した任意団体であり、P T A総会において活動方針（団体徴収金の内容及び金額の決定を含む）を決定している。

学校徴収金会計と団体会計それぞれの財産管理責任を明確にするという観点からは、団体会計であるP T A会計の会計責任者にはP T A役員を充てるべきであり、預金通帳の名義もP T A役員とすべきと思われるが、多くの県立学校では、集金や予算執行等の会計事務はP T Aの規約上、学校教職員が行うこととなっている。

問題の本質は、P T Aが団体としての活動だけでなく、教育指導、進路指導、文化体育活動に係る公費では賄えない様々な学校経費の援助を通じて、学校運営と密接に関係していることから、その事務についても教職員が学校運営の一環として行わざるを得ないという点にあると思われる。

すなわち、P T Aは法的には学校とは独立した任意団体であるものの、実質的には学校とは不可分の存在となっている。

会計処理の適正さ・透明性を担保し、説明責任を果たすという観点からは、P T A会計等団体会計の目的や用途について、保護者の理解を得るために、十分な周知・説明・報告を行わなければならないのはいうまでもない。

また、学校は日頃からP T A代表者等とのコミュニケーションを図り、支出等について説明し了承を得る必要があるが、密接になりすぎてもいけないという問題も存在する。

なお、教職員がP T A等の団体の会計事務等を校務として行うにあたっては、校務分掌に明示して、その責任範囲を明確にしなければならないのは当然であろう。

#### 5. 往査した学校の私費会計の処理について

##### A校

P T A会計と同窓会会計の通帳名義が、会長ではなく事務長になっていた。

通帳の帰属は、石川県ではなくP T Aにあることから、名義は会長名にすることが望まれる。

##### B校

(意見)

学校徴収金会計である「14 入学生積立金会計（2014 年度に入学した生徒の修学旅行等のための積立金）」における一時的な資金不足を、団体会計である\*\*\*会計から流用していた。

県立学校私費会計取扱要領では、学校徴収金会計間の一時的な流用については学校長の許可を条件として認められているが、学校徴収金会計と団体会計間の資金の一時



的な貸借については、同要領に記載がないことから、原則として控えるべきであろう。

(意見)

学校徴収金会計である「13 入学生積立金会計（2013 年度に入学した生徒の卒業記念アルバム作成等のための積立金）」の支出が収入を上回ったため、団体会計である\*\*\*会計から当該積立金会計に補てんが行われていたが、この支出は\*\*\*会計の目的にそぐわないものである。

補填額は 5,892 円であるが、今後このようなことがないよう事務処理を徹底されたい。

(意見)

購買会計について監査したところ、毎日の売上現金を千円単位で銀行口座に入金し、残りを翌日の釣り銭としているが、釣り銭として残した金額を正確に把握していないため、売上現金在高の確認が出来ない状況にあった。

また、私費会計登録簿上、事務長は購買会計の現金取扱責任者であるが、実際には現金取扱事務に携わっていなかった。

今後は、釣り銭を定額にすることで、売上現金在高を正確に把握するとともに、事務長も現金取扱責任者として、現金在高の最終確認をすべきである。

## C校

学校徴収金会計間における一時的な貸借とその返済が常態化していた。

平成 27 年度に、旅行積立金から資金不足となった学年会計へ一時的に貸付が行われていたが（翌月返済）、毎年度、学年会計において、日本スポーツ振興センター保護者負担金を支出する月に一時的に資金不足が発生するため、そのように運用しているということであった。

県立学校私費会計取扱要領第 8 条第 2 項では、校長決裁を得たうえでの学校徴収金会計間の予算の一時流用は認められているものの、一時流用はあくまでも例外的な措置であり、常態化しないような工夫が望まれる。

部活動費を徴収している部活動があったが、私費会計登録されていないものがあった。一部の部活動は、学校（事務部）へ収支報告書を提出していた。

ヒアリングしたところ、部活動費に係る会計事務を保護者会が行っている場合は、部活動の顧問が会計に携わっていないため、学校も収支報告書の提出を求めている、ということであった。

部活動費を徴収するかどうかは、各部活動の顧問に一任されており、学校としては上記一部の部活動のほかに部活動費を徴収している部活動があるかどうか把握していなかった。

また、ある部活動では現金出納簿及び現金を顧問の机の引出で管理していた。

部活動費を定期的に徴収している部活動については、私費会計として登録し、その収支を管理・記録すべきである。また、私費会計登録簿に登録したものである以上、現金、現金出納帳及び預金通帳は、顧問の机の引出ではなく、学校金庫内で保管すべきである。

## D校

私費会計登録簿に登録されている私費会計は次のとおりである。

### ①学校徴収金会計

生徒会会計、修学旅行積立金会計、同窓会会計、卒業寄付金会計、  
1 学年会計、2 学年会計、3 学年会計

### ②団体会計

P T A会計、部活動振興会計、学年会計、文化体育振興会計、空調維持会計

それぞれの会計には、会計担当者、会計責任者、通帳管理者、通帳届出印管理者が定められている。

このうち、会計責任者については、学校徴収金会計は事務長、団体会計はP T A会計担当役員を充てている。また、団体会計では、会計責任者に代わってその事務を行う現金取扱責任者を設置し、事務長を充てている。

その他の役割については、学校徴収金会計、団体会計とも事務長や教職員が担当している。

こうしたことから、実質的に学校徴収金会計だけでなく団体会計についても、その事務は学校の業務として執行されている状況にある。

学校が毎年度保護者に配布する「諸会費等の納入について（ご案内）」には、徴収する会費名及びその金額を記載した月別一覧表が記載されているが、その表は、どの費用が学校徴収金会計でどの費用が団体会計（P T A関係）であるかについて明確に区分していない。保護者から見れば、徴収先が学校かP T Aかの違いであって、大差はないものと思われる。

私費会計ごとに収支決算書は作成されているが、P T A会計を除き貸借対照表や損益計算書といった財務諸表までは作成されていない。

P T A会計については、購買部門会計と進路指導部門会計より構成されており、それぞれ収益部門を有する（購買売上、進路指導費売上）ため、財務諸表を作成している。

学校徴収金会計の収支及び通帳を閲覧したところ、特に年度内で資金ショートを起こし、他の学校徴収金会計から流用しなければならない会計はなかった。

団体会計の収支及び通帳を閲覧したところ、文化体育振興会計について、資金ショートを回避する会計処理が行われていたので詳述する。

文化体育振興会計の収支決算書上の主な収入は、保護者からの会費負担（月額 500 円～700 円）であり、主な支出は、部活動指導費や生徒指導用品購入等に充当する「生徒指導費」のほか、各種学校行事補助、施設・設備等整備、消耗品費等に充当する「助

成費」や、石川県高等学校体育連盟、石川県高等学校文化連盟等に対する「負担金」、私費特別会計への「積立金」である。

通帳の動きを見ていくと、毎年5月末に上記負担金の支払が一度に発生する際に、私費特別会計から100万円を受け入れていた。

この私費特別会計は、部活動等で全国大会に出場する等大きな金額の助成が必要になる場合に備えて、毎年度文化体育振興会計から一定額を積み立てている会計で、私費会計登録簿に記載されておらず、文化体育振興会計の資金ショートの際に繰り出していた。

そもそも私費会計は、徴収すべき目的があるからこそ存在する会計である。

毎年度保護者に対して納入すべき諸会費等の項目や金額について事前に通知し、了解を得て徴収しているのも、そのためである。

したがって、それぞれの私費会計はそれぞれの目的のために支出するとともに、その予算の範囲内で資金繰りするのが原則であると考ええる。

私費特別会計の平成28年9月末残高は4,156,440円に上っていた。

一方、文化体育振興費会計の予算規模は、毎年600万円程度であり、次期繰越金も40～70万円前後で推移しており、支出に対して徴収すべき会費等が少ないわけでもなかった。

以上のとおりであったが、私費特別会計は、団体会計であり、PTA総会において保護者からその用途を承認された積立金であり、学校としては会計管理及び収支報告等の事務処理をPTAに代わって行っている。

### Ⅲ 県立学校各論

#### i 金沢錦丘高等学校

所在地

石川県金沢市窪6丁目218番地

教育目標

高い志を育み、豊かな心と知性、健やかな身体を培い、地域や国家、国際社会の持続可能な発展に貢献できる人材を育成する。

設置学科

普通科（中高一貫教育校）

教職員の状況

(人)

校長	副校長	教頭	教諭	その他	計
1	1	1	62	34	99

生徒の状況

(人)

	1年	2年	3年	計
在籍人数	362	318	303	983

監査の結果

#### (1) 金庫管理

金庫内に保管されていたものは、預金通帳（各私費会計分を含む）及び切手等の現金等価物、卒業証書・成績証明書・各種調査書等を保管する証明書一時保管箱、各種印鑑、機械室及び警備室等の鍵及びマスターキー等であった。

小口払い制度は採用していないので現金の保管はなかった。

(意見)

金庫は県立学校の校務に必要とされる公金等を保管するためのものであるが、金庫で保管する必要のない古い通帳や既に使われなくなった印鑑等が廃棄されずに保管されていたので、整理整頓すべきである。

#### (2) 備品管理

(意見)

図書室の一面に3台のパソコンが使用禁止の状態で見捨てられていた。  
当該パソコンに搭載されているOSは、平成26年4月にサポートが終了したWindows XPであり、セキュリティの確保が出来ないことから現在は使用していないものであるが、遊休備品のままにせず、廃棄すべきである。

#### (3) 図書管理

図書室は4階と5階にあり、5階は自習室になっている。図書は開架と閉架で閲覧提供されていた。

開架と閉架の図書区分は、利用率が高いものは開架に、低いものは閉架にしているということであった。

蔵書台帳及び貸出簿（パソコン管理）を閲覧したところ、監査日（平成 28 年 9 月 21 日）現在で、返却されていない図書が、平成 26 年度に貸し出されたものが 10 件、平成 27 年度に貸し出されたものが 23 件あった。

貸出図書の管理システムは 1 年間のみ追跡可能であり、1 年を超えたものについては、督促対象者リストとして、手書きの台帳で管理している。

図書の除籍ルールについては、特別に定められておらず、傷みが激しくバラバラになって、修復不可能なものについてのみ、廃棄処分を行っているということであった。

蔵書の点検は行っているようであるが、点検日及び点検のルール（除籍図書とすべきかどうかを含む。）についても定められたものはない。

金沢錦丘高等学校は、「司書実務の手引き」（石川県高等学校図書館協議会司書部会）を参考に、図書の除籍の運用をしている。

司書実務の手引きによれば、除籍する場合として、

- ①破損のための除籍
- ②亡失のための除籍
- ③数量更正のための除籍
- ④不用図書の除籍
- ⑤交換のための除籍

を掲げるが、このうち、④不用図書の除籍は行われていない。

不用図書除籍のためには、

- ①資料的価値に関する判断（記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書や社会事情を反映していないものかどうか。）
- ②利用頻度に関する判断（利用頻度の低い複本で保存分を除いた図書、時代性にそぐわず、高校生の興味関心からかけはなれているもの、利用頻度が低く、今後も利用されないと予想されるものかどうか。）

が必要となるが、図書内容及び文献的価値に関する判断は行われていない。

図書の除籍による適切な更新は、図書選定と同様、学校図書館運営の根幹をなすものであることから、教育委員会は各学校に対して除籍の基準と蔵書点検ルールを定めるよう指導することが望まれるところであるが、教育委員会としては、司書教諭等への負荷を考慮すると現実的には無理であるという回答であった。

#### （4）毒劇物等の管理

専用保管庫に毒劇物等を保管しており、保管庫の鍵は、理科教員の準備室（施錠可能）の机の中で管理している。

年 1 回定期点検を実施しているほか、毒劇物等を使用したときは、理科教員がパソコンの中で点検した日時と残量を記載している。

(意見)

「金沢錦丘高等学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規程」には「長期間保存されている毒劇物のうち、使用の見込みのないものについて、速やかに廃棄処分等の措置を講じなければならない」とあるが、同校の毒劇物の管理状況を確認したところ、自然発火する性質を持つ理科の実験用の薬品で近年毒性の高さから用いられなくなった「黄リン」など使用する予定のない廃棄すべき毒劇物が多数存在した。適正な方法により速やかに廃棄すべきである。

ii 金沢商業高等学校

所在地

石川県金沢市小立野5丁目4番1号

教育目標

校訓「自主」「誇り」「思いやり」を指針とし、

- ①豊かな人間性と健康・体力を備える生徒
- ②生涯にわたって意欲的に学び続ける生徒
- ③仕事に対して高い意欲を持ち社会に貢献する生徒を育成し「人づくりの金商」を目指す。

設置学科

総合情報ビジネス科

教育課程

1年	2年			3年		
共通	カレッジ コース	ビジネス コース	観光サービ スコース	カレッジ コース	ビジネス コース	観光サービ スコース

なお、金沢商業高等学校は、文部科学省指定のグローバル観光人材育成事業（事業執行費7,300千円）における指定校（観光分野）となっている。

主な内容は

- ・特色あるカリキュラムの開発
- ・グローバルな視点を持った高度な資格取得
- ・海外の専門高校（ポリテクニク）との交流

シンガポールのテマセクポリテクニク校と交流を行っており、金沢商業高等学校の生徒がテマセク校を訪問するとともに、テマセク校の生徒の受入（年2回、計80名）を行っている。

- ・企業での実習

教職員の状況

(人)

校長	副校長	教頭	教諭	その他	計
1	1	1	50	21	74

生徒の状況

(人)

	1年	2年	3年	計
在籍人数	280	279	278	837

監査の結果

(1) 毒劇物等の管理

専用保管室に毒劇物等を保管しており、保管室の鍵は、理科教員の準備室（施錠可能）の机の中で管理している。

保管室の廊下側に大きな窓があり、窓ガラスを割ることで保管室への侵入が可能と



なっている。

往査時、保管室は施錠されていたものの、授業でこれから使用する予定の薬品が保管庫から出された状態のまま放置されていた。

(指摘事項)

「金沢商業高等学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規程」には「定期的に数量と管理簿の照合を行わなければならない」とあるが、同校の毒劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物の定期点検が行われておらず、数量を把握できていなかった。

数量等毒劇物の保管状況を確認するとともに、使用の見込みのないものについては、適正な方法により、速やかに廃棄すべきである。

また、学校指導課は、各学校の毒劇物管理が適切に行われているか、抜き打ち的な現地調査等により確認すべきである。

## (2) 遺失物の管理

学校施設内に設置された自動販売機の釣り銭の取り忘れ等、所有者が不明の現金が、過去からの累計で3,000円程度存在している。

遺失物法（平成18年法律第73号）では、施設占有者（学校）が施設における拾得物の交付を受けた場合は、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならないと規定されており、当該現金についても遺失物法に則した処理を行うべきである。

## (3) 金商デパート

### ・概要（起源及び規模）

大正3年スタートの「金商バザー」を起源とするが、戦争による中断を経て、昭和59年「勤労にかかわる体験的な学習を行うことによって、働くことや創造することの喜びを体得し、望ましい勤労観や職業観を育成する」という狙いで再開され、今日まで続いている。

店舗数は、協力企業店舗と自主経営の模擬店などの店舗を合わせると約50店舗、来客者数は約1万人（最盛期は1万5千人前後で大変な賑わいであったとのこと。）、総売上高は毎年1千万円を超えている。ただし、金沢市中心市街地の空洞化に伴い、近年は来客者数、売上高共に減少傾向にある。

### ・業務内容

店舗顧問教諭指導の下、クラス毎に生徒は1、2店舗に割り振られ、店長、副店長、会計、販売員など店舗スタッフとしての業務を行う。並行して、生徒は、集客のための宣伝や駐車場整理誘導、デパート全体としての売上げを掌握する経理といった業務も行っており、生徒一人が二つの役割をこなしている。

### ・学習（講習会）

生徒は、販売員としての接客・応対を身につける「マナー講習会」のほか、商品の



宣伝・価格の表示方法を学ぶ「POP講習会」、場内連絡・案内の放送に関する「アナウンス講習会」、宣伝・広報活動として「ポスター貼り」やマスコミを利用した「PR活動」、食料を扱うのに必要な「衛生教育講習会」などにより、販売の基礎知識を学んでいる。

・平成 28 年度の目標

平成 26 年度及び平成 27 年度は新校舎で行っており、例年どおり、盛大に開催できた。

平成 28 年度は「全国産業教育フェア」での開催を予定するが、例年以上に金沢商業高等学校をアピールする絶好の機会であるので、重点目標として、挨拶指導、接遇指導の徹底を図りたいとのことであった。

・来場者アンケート

毎年度、来場者に「金商デパートについて、感想・意見」及び「来年の金商デパートに期待すること」等のアンケートを実施し、次回に生かしている。

・会計報告

「金商デパート」としての正規の決算報告書は次の「収支決算書」のみである。

収入の部

(円)

科目	予算	決算	増減	摘要
前期繰越	407,717	407,717	0	
受託販売店舗	1,000,000	928,658	△71,342	受託販売店舗協力金
買取経営店舗	200,000	311,647	111,647	買取店純益
リサイクル店	320,000	378,400	58,400	フリーマーケット純益
教育振興費	415,000	414,500	△500	生徒一人当たり@500 円×人数 (私費会計より)
特販収益	430,000	156,356	△273,644	特販収益(自家商品販売)
雑収入	30,283	30,303	20	同窓会補助等
合計	2,803,000	2,627,581	△175,419	

支出の部

(円)

科目	予算	決算	増減	摘要
渉外費	250,000	284,862	△34,862	会議費・謝礼ほか
会場設営費	300,000	306,975	△6,975	店舗装飾・会場設営ほか
通信費	100,000	91,263	8,737	電話・案内郵送ほか
飲食費	80,000	77,000	3,000	運営委員・協力部・OB補食費
印刷費	30,000	76,614	△46,614	用紙・トナー代ほか
宣伝費	340,000	359,655	△19,655	ポスターほか
事務用品費	10,000	6,976	3,024	ファイル・文具
レンタル料	60,000	92,772	△32,772	冷水器ほか

衛生費	270,000	266,631	3,369	ゴミ廃棄・検便ほか
保険料	43,000	56,700	△13,700	動産・生産物保険ほか
備品購入費	215,000	175,262	39,738	レジほか
警備費	100,000	150,327	△50,327	委託警備費ほか
支払手数料	5,000	10,692	△5,692	振込手数料ほか
記念事業費	100,000	53,091	46,909	福引き景品ほか
グラウンド復旧費	350,000	216,864	133,136	グラウンド復旧
予備費	150,000	27,000	123,000	売上傳票代
収益記念品	400,000	50,758	349,242	特販収益による学校備品購入代金
合計	2,803,000	2,303,442	499,558	

(円)

収入の部	支出の部	次期繰越
2,627,581	2,303,442	324,139

上記収支決算書からは、1千万円を超える売上げ規模を見ることはできない。

会計責任（アカウンタビリティ）の観点から、正規の会計報告が望まれる。

金商デパートは現金しか扱わない（売掛・買掛等はない）ということであったが、金商デパートに関する出納簿を閲覧した結果、全てが期間内に現金決済されているわけではなく、決済が翌年度にずれ込んでいる支出が散見されたが、これらは、本来は経過勘定（未払、未収、前払、前受）として記録されなければならないものである。

2日間で1千万円を超える売上げ規模があれば、全てを単年度で処理できる可能性は低く、経過勘定の発生は不可避であると思われる。

こうしたことから、全て現金決済であり、固定資産を有していないことをもって、貸借対照表を作成する必要はないということにはならないだろう。

なお、金沢商業高等学校では、上記収支決算書とは別に店舗別売上げを整理しており、科目別の売上げは次のとおりである。合計すると約1,600万円となるが特段公表されていない。

①受託販売店舗	11,608,589円
②買取経営店舗	1,977,267円
③リサイクル店（フリーマーケット）	378,400円
④特販（生徒模擬店）	2,364,240円

参考：受託販売店舗協力金の計算方法

受託販売店舗協力金 = 売上高

－学校手数料（学校の収益）

－学校が立て替えた経費（リーフレット代、リース代等）

（意見）

金商デパートは学校のメイン行事であると同時に教室から離れた実践教育の場でもある。

金沢商業高等学校は商業教育の専門校であるが、金商デパートの決算報告を確認したところ、会計分野に関する実践教育が十分ではないのではないかと見受けられた。

現在の金商デパートの決算報告は収支報告（収支決算書）のみであり、せっかく売上計算書、棚卸表、支払明細書などを作成しながら、それを、損益計算書や、貸借対照表などの決算書にまで作り上げていない。

金商デパートに出店した店舗の大半は、会計処理や商品管理を協力企業が直営で行っており、学校側で仕入れ値等の情報を得られないためであるが、売上高が開催2日間で1千万円を超える規模であり、実践教育との場としてまたとない機会であることから、何らかの諸条件を設定したうえで、法人化した場合など、損益計算書のシミュレーションを作成し、意見を発表し合うなど、工夫を凝らした試みを行ってみたいかどうか。

iii 工業高等学校

所在地

石川県金沢市本多町2-3-6

教育目標

- ①工業技術者としての自覚を高め、創造力、実践力を伴う勤労意欲に満ちた人間を育成する。
- ②自己の行動に責任が持て、広い視野に立って正しい判断ができる社会人を育成する。
- ③健康でたくましい体力と忍耐力を持って、試練に耐え問題を解決できる人間を育成する。
- ④自然環境や郷土について正しい理解ができ、地域社会に貢献できる人間を育成する。

設置学科

- ①機械システム科
- ②電気科
- ③電子情報科
- ④材料化学科
- ⑤工芸科
- ⑥テキスタイル工芸科
- ⑦デザイン科

教職員の状況

(人)

校長	副校長	教頭	教諭	その他	計
1	1	1	66	49	118

生徒の状況

(人)

学科	1年	2年	3年	計
機械システム科(2ホーム)	80	80	79	239
電気科	40	37	39	116
電子情報科	41	39	40	120
材料化学科	40	40	40	120
工芸科	40	40	40	120
テキスタイル工学科	40	40	40	120
デザイン科	40	40	40	120
計	321	316	318	955

## 監査の結果

### (1) 金庫管理

#### (意見)

金庫内を確認したところ、現在使用していないマスターキーなど金庫で保管する必要のないものが保管されていた。整理整頓が必要である。

### (2) 図書管理

#### (意見)

図書の貸出状況について確認したところ、返却期限の一週間を過ぎても返却されていない図書が見られた。

未返却図書は、教員が授業準備に使用することを目的に借りている図書であったが、教員に対して返却期限の遵守を周知徹底すべきである。

### (3) 毒劇物等の管理

#### (意見)

工業高等学校であるため、毒劇物のほか、一般薬品を含め、保管薬品数は非常に多い。

「工業高等学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規程」には「地震等による転倒の可能性のある保管庫については、転倒防止措置を講じなければならない」とあるが、同校の毒劇物保管庫を確認したところ、複数ある毒劇物保管庫のうち1台について、転倒防止対策が施されていないものがあつた。早急な対応が必要である。

#### iv 金沢桜丘高等学校

所在地

石川県金沢市大樋町 16-1

教育目標

- ①真理を愛し、知性を磨き、自律的で創造性のある人間を育成する。
- ②生徒の能力と個性の伸長をはかり、健全な心身を育成する。
- ③自己の言動に責任を持ち、他を思いやり協調できる情操豊かな人間を育成する。
- ④広い視野に立って郷土を愛し、国際性豊かな人間を育成する。

設置学科

普通科

教職員の状況

(人)

校長	副校長	教頭	教諭	その他	計
1	1	1	66	18	87

生徒の状況

(人)

	1年	2年	3年	計
在籍人数	360	360	352	1,072

監査の結果

##### (1) 校務の情報化とセキュリティの状況

業務の効率化・教育の質の向上・保護者及び地域との連携を進めることを目的として、校務の情報化を推進している。

校務データ（生徒情報（成績書、内申書を含む））を管理・蓄積しているサーバーと授業用データを管理・蓄積するサーバーがある。

教員用のネットワークである校務用 LAN と授業用のネットワークである学習用 LAN は分離されている。

県の情報セキュリティポリシーに従っており、個人のパソコンや外部記憶媒体等で校務データを扱う教職員はいない。また、校務データはフォルダーごとにユーザー ID が設定されており、教職員が、自身の担当以外の校務データにアクセスできない仕組みとなっている。

授業用データについては、年度末に情報課長が全て消去することになっている。一方、校務データについては、卒業生情報を含むことから基本的に削除はしない。ただし、10年を経た成績証明書や、校内で作成した各種の案内文書など重要性の低いと思われる過去データについては、毎年度末に情報課長が残容量等を確認しながら、順次、外付けハードディスク（情報準備室内）へ移し替えている。

校務処理にあたっては、現在、市販ソフトである「e-教務」を利用している。

e-教務は、有償ソフトであり、利用料は月額 16,200 円である。

現在、教育委員会が導入を進めている県立高等学校全校統一の校務支援システム「石

「川島高等学校校務支援システム」と比較する。主な相違点は次のとおりである。

区分	石川県高等学校校務支援システム	e-教務
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●普通科、専門学科、総合学科、全日制、定時制、通信制、学年制、単位制に対応した汎用システムである。</li> <li>●システムを利用する全ての学校を対象とする集計データを取得できる。</li> <li>●システム利用者の操作履歴を管理でき、利用者IDごとに利用した機能、日時が記録される。</li> <li>●システムのログインには、学校コード、利用者ID、パスワードを入力して認証を行う。</li> <li>●パスワードは利用者が任意に変更できる。</li> <li>●システムにアクセスできる端末を制限できる設計ができる。</li> </ul>	
生徒情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒及び保護者の各種情報を管理できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者情報の管理機能なし</li> </ul>
履修受講管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通常の教育課程マスタとは別に、転編入生徒などが在籍していた前籍校の教育課程マスタを管理できる。</li> <li>●各開設科目で利用する教科書や副教材を管理できる。</li> <li>●習熟度別授業などに応じて、期の途中での受講生徒の入れ替えや変更に対応できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●前籍校の教育課程マスタは管理できない。</li> <li>●副教材までは対応しない。</li> <li>●期の途中での受講生徒の入れ替えや変更に対応できない。</li> </ul>
出欠管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出欠は日単位及び講座単位の出欠入力ができる。</li> </ul>	
成績管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成績入力項目は、素点・素点備考・評点・評点備考・評定・評定備考のほか、任意に登録できる。</li> <li>●成績不振とする欠課時数について、遅刻・早退の欠課換算は、累計で換算したものと学期ごとに換算した集計値の合計のいずれかを設定できる。</li> <li>●記述評価の成績入力に対応できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成績不振とする欠課時数について、遅刻・早退の欠課換算はできない。</li> <li>●記述評価の成績入力に対応できない。</li> <li>●転編入生について前籍校の成績情報を登録できない。</li> </ul>
進路管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●進路希望調査結果の履歴を管理できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●進路管理機能なし(各教師が独自に管理)</li> </ul>
事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務担当者から講座単位出欠と日単位出欠の代行入力ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務機能はあるが、事務方が生徒情報を扱うことは禁止している。</li> </ul>
保健管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校保健安全法に準拠し、生徒の健康診断結果を管理できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なし(保健科で別途市販ソフトによる管理をしている。)</li> </ul>
指導要録	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導要録は、生徒情報、出欠、成績、進路などの入力データから自動的に作成できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なし(データの電子化に対応していない)</li> </ul>
通信制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レポートの受付日、提出回数、評価、備考を管理できる。</li> <li>●スクーリングの出校日、出席学校、出席時数を管理できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> </ul>

教職員管理	●システムの利用者となる教職員について、職員コード、戸籍氏名、就任日、退任日、担当教科、役職、住所を入力できる。	●なし(事務部で、教育委員会のひな形に従ったデータ入力による管理のみ。)
教育委員会機能	●進路機能で各学校のシステム上での教育委員会への報告データをもとに、大学と進学状況就職内定状況集計表などの全校集計表を作成できる。	●なし

校務用データの情報管理については、特に問題はなかった。

## (2) その他

敷地内には、県指定有形文化財である三桜会館という建物があり、その一部を同校の同窓会事務局が使用し、同校OBである事務局長が常駐している。

同窓会事務局の賃借料については、県から無償の使用許可を得ており、手続き上の問題は無い。

なお、金沢桜丘高等学校は、同窓会会計を学校徴収金会計として徴収している。卒業後は同窓会入会金となるものである。



## v いしかわ特別支援学校

所在地

石川県金沢市南森本町リ 1 番 1

教育目標

児童生徒の障害の状況及び特性に基づいた教育を行い、将来の自立を目指して一人ひとりの生きる力を伸ばし、心豊かに生きていこうとする人間を育てる。

教育課程

①肢体不自由教育部門

小学部、中学部、高等部普通科

②知的障害教育部門

小学部、中学部、高等部普通科

教職員の状況

(人)

校長	教頭	部主事	教諭	その他	計
1	2	6	161	98	268

生徒の状況

(人)

部門	小学部	中学部	高等部	計
肢体不自由教育部門	48	42	48	138
知的障害教育部門	71	66	114	251
計	119	108	162	389

監査の結果

### (1) 概要

いしかわ特別支援学校は、肢体不自由のある子と知的障害のある子が共に学ぶ学校であり、スクールバスが運行されており、在宅訪問教育も行われている。

地域支援・教育相談に積極的に対応するために、地域支援室を設置しているほか、隣接する金沢こども医療福祉センター（社会福祉法人石川整肢学園が運営）等、医療・福祉機関との連携にも努めている（金沢こども医療福祉センターとは、屋内通路でつながっている。）。

校舎は、廊下も広く、室内温水プール等、建物及び施設や設備は充実している。

いしかわ特別支援学校は、地域の特別支援教育センターとして、特別支援教育を推進するうえで中核的な役割を担っている。

また、通常の学校に在籍するLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥・多動性障害）・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくため、いしかわ特別支援学校は高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められており、具体的内容は次のとおりである。

①小・中学校等の教員への支援機能

②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能

- ③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

(2) 地域支援室

地域支援室には、専門相談員（特別支援教育士）が常在している。

- ①地域支援室：専任スタッフ6名 専門相談員5名
- ②支援対象地域：金沢市（犀川以北）、津幡町、内灘町、かほく市
- ③主な業務内容

派遣相談、電話相談、来校相談、校内支援（研修会講師等）

地域支援室の相談実績 (件)

年度	派遣相談	電話相談	来校相談	校内支援	計
H27	1,168	532	474	61	2,235
H26	1,188	534	368	48	2,138
H25	1,184	665	327	27	2,203
H24	1,136	562	376	35	2,108
H23	1,109	895	655	128	2,838

④その他

巡回相談を実施しており、平成27年度は、専門相談員5名で10会場、30ケース（1ケース3時間）の幼児の発達検査と相談に対応した。

また、医王病院、金沢こども医療福祉センターにおける、障害のある幼児児童の主治医、関係者、保護者、相談員による事例検討会へ参加した。

⑤広報活動

毎年度4月に市役所や町役場、保健センター、病院等を回り、周知を図っている。

また、市町を通して、専門相談員派遣事業要領、地域支援室ガイド、広報誌、特別支援教育研修会の案内を保育園、幼稚園、学校へ配布している。

地域支援室が開設されて10年が経過し、保育園や幼稚園、学校、関係機関等には認知されている。

現在では、保育園や幼稚園、学校だけでなく、病院や保健センターからの紹介で、相談にくる保護者も多い。

来校相談件数についても、平成27年度の来校実績は474件と、前年度に比べ106件増加（29%増）している。また、校外へ出向いての派遣相談件数は、近年1,000件を超えている。

相談内容も、「発達が気になる」、「ことばが遅れているみたいだ」、「来年小学生になるがうまくやっていけるか心配だ」、「友だちとしばしばトラブルを起こすが、どのような対応がよいか」、「授業計画や教室環境について教えて欲しい」、「進学や

将来について相談したい」、「子どもに合う教材を教えて欲しい」など様々である。

障害のある児童生徒の就学先決定にあたっての、保護者等からの相談や支援に関する潜在的需要は依然大きいものがあると思われる。

地域の特別支援センターとして、地域支援・教育相談機能をより一層充実させるとともに、地域支援室の引き続きのPR活動が期待される。

### (3) 備品管理

(意見)

県立学校は学校法人ではないため、絵画や備品等の寄附があった場合、校長が直接受贈するのではなく、県の寄附受納の手続を踏んで備品登録することとされている。

備品の管理状況を確認したところ、平成 26 年 12 月 5 日に寄贈された絵画に備品シールが貼られていなかった。

寄贈品等で、備品シールの貼っていないものについては、単なる備品シールの添付漏れなのか、備品登録がされていないのかを、本校のみならず、全ての県立学校について点検すべきと思われる。

### (4) 毒劇物等の管理について

(意見)

「いしかわ特別支援学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規程」には「保管庫は毒劇物の盗難及び紛失を防止するため、施錠可能なものとしなければならない」とあるが、同校の毒劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物の入った冷蔵庫に鍵をかけておらず、また、毒劇物保管庫のある理科準備室の鍵を生徒が使用する理科室の棚の中に置いていた。

施錠管理を徹底するとともに、理科準備室の鍵は職員室等適切な場所で保管すべきである。

#### IV 教育委員会事務局

##### i 事業概要

第1期基本計画の施策の方針及び担当課を一覧表に掲げる。

方針No.	施策の方針	担当課
1-1	ふるさと教育・ふるさと学習の充実	学校指導課・生涯学習課
1-2	石川の文化や風土を生かした体験学習の推進	学校指導課
1-3	石川の自然を生かした環境教育・環境学習の推進	学校指導課
1-4	多文化共生社会・国際化に対応した教育の充実	学校指導課
1-5	国際社会に対応できる実践的なコミュニケーション能力の育成	学校指導課
2-1	確かな学力の育成	学校指導課
2-2	自ら課題を見付け、主体的によりよい解決を図る力の育成	学校指導課
2-3	これからの社会に必要な資質をはぐくむ教育の推進	学校指導課
2-4	キャリア教育の推進とガイダンスの充実	学校指導課
2-5	コミュニケーション能力の育成	学校指導課
2-6	幼児教育の充実	学校指導課
2-7	特別支援教育の充実	学校指導課
3-1	豊かな社会性の育成	生涯学習課
3-2	人権教育・人権学習の推進	教職員課・学校指導課・生涯学習課
3-3	心の教育・道徳教育の充実	学校指導課・生涯学習課
3-4	いじめ・不登校・暴力行為等への取組の充実	学校指導課
3-5	健康や体力をはぐくむ教育の充実	スポーツ健康課
3-6	文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成	学校指導課
3-7	集団での取組を生かした特別活動の充実	学校指導課・生涯学習課
4-1	教職員研修の充実	教職員課
4-2	学校マネジメントの推進	教職員課
4-3	教育課程・学習指導法の工夫改善	学校指導課
4-4	教育環境の整備・充実	庶務課・スポーツ健康課
4-5	高等学校の特色ある学校づくり	学校指導課
4-6	建学の精神を尊重した私学の振興	—
5-1	高等教育機関の集積を活かした「学び」の環境の充実	—
5-2	大学等の知的資源や学生の力を活かした地域活性化の推進	—
5-3	県立の2大学における教育研究・地域貢献の強化	—
6-1	家庭や地域と連携した学校教育の推進	生涯学習課
6-2	家庭の教育力向上	生涯学習課
6-3	地域の教育力向上	生涯学習課

7-1	一人一人の生涯にわたる学習への支援	生涯学習課
7-2	社会教育の奨励・振興	生涯学習課
7-3	学習成果を生かした社会参加の促進	生涯学習課
8-1	県民のスポーツライフの充実	スポーツ健康課
8-2	より高いレベルの競技者育成をめざした取組の充実	スポーツ健康課
8-3	スポーツ施設の整備・充実	スポーツ健康課

ii 庶務課

平成 27 年度事務事業の執行状況は以下の表のとおりである。

事務事業一覧表

(千円)

No.	事業名	執行額	方針No.	備考
1	教育委員会費	12,136		教育委員報酬ほか
2	事務局職員費	2,130,980		
3	災害補償関係費	56,893		地方公務員災害補償基金負担金
4	事務局事務費	51,126		
5	教職員表彰費	4,173		
6	地方教育委員会指導費	340		
7	公立文教施設整備事務費	2,645		
8	広報活動事業費	2,706		
9	「いしかわ教育の日」啓発推進費	1,100		
10	福利厚生事業費	25,471		
11	平和町庁舎管理費	30,242		
12	石川県文教会館運営費	66,437		
13	就学支援費	1,546,286	4-4	授業料相当額支給制度
14	教育費負担軽減奨学金事業費	121,623	4-4	
15	事務局管理諸費	18,815		
16	育英資金特別会計操出金	6,651	4-4	
17	恩給及び退職年金費	49,618		
18	教職員健康保持対策事業費	22,022		
19	全日制高等学校管理費	2,109,071	4-4	非常勤職員報酬ほか
20	県立中学校管理費	13,903	4-4	非常勤職員報酬ほか
21	高等学校整備費	2,094,444	4-4	地震災害対策緊急整備事業費ほか 前年度からの繰越明許費を含む
22	定時制高等学校管理費	149,469	4-4	非常勤職員報酬ほか
23	通信教育費	8,121	4-4	非常勤職員報酬ほか
24	特別支援学校管理費	795,846	4-4	非常勤職員報酬ほか
25	特別支援学校整備費	11,256	4-4	
	合計	9,331,374		

施策項目別検討（第 1 期基本計画より）

1. 多様化・高度化する教育に対応した施設整備

総合的な学習の時間や選択学習など多様化した教育内容・学習形態に対応できるように図書室や教室等を整備するなど、学習環境の整備充実に努めることを施策目的としている。

(1) ICT環境整備に関する政府方針

「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

I C Tの活用等による新たな学びの推進を目的として、教材等の教育環境の充実のために次の目標水準を設定している（教育の I T化に向けた環境整備 4 年計画（平成 26～29 年度））。

- ・教育用 P C 1 台当たりの児童生徒数 3.6 人
  - ①コンピュータ教室 40 台
  - ②各普通教室 1 台、特別教室 6 台
  - ③設置場所を限定しない可動式コンピュータ 40 台
- ・電子黒板・実物投影機を 1 学級当たり 1 台
- ・超高速インターネット接続率及び無線 L A N 整備率 100%
- ・校務用コンピュータ教員 1 人当たり 1 台
- ・教育用ソフトや I C T 支援員等を配置

## (2) 石川県の取組

### イ 平成 27 年 3 月 1 日時点における I C T 設備設置状況

設置者別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態

(平成27年3月1日現在)

市区町村別 (合計)	学校数 校	教育用 コンピュータ 総台数 台	教育用 コンピュータ1台 当たりの児童 生徒数 人/台	一学校あたり の電子黒板の 整備台数 台/校	電子黒板のあ る学校の割合 %	普通教室の L A N 整備率 %	インターネット接続率 (光ファイバ回線) %	インターネット接続率 (30Mbps以上回 線) %	教員の校務用 コンピュータ整備 率 %
石川 県	56	4,810	5.2	1.5	46.4%	87.2%	96.4%	75.0%	142.1%
金 沢 市	84	4,500	8.1	1.9	96.4%	98.1%	100.0%	98.8%	124.2%
七 尾 市	19	763	5.3	2.3	94.7%	8.7%	100.0%	78.9%	127.4%
小 松 市	36	1,640	6.2	2.4	97.2%	99.2%	2.8%	100.0%	88.6%
輪 島 市	13	412	4.0	1.5	100.0%	94.2%	100.0%	92.3%	134.8%
珠 洲 市	13	250	3.4	0.6	46.2%	90.9%	0.0%	100.0%	109.8%
加 賀 市	27	711	7.4	1.5	96.3%	93.1%	0.0%	22.2%	115.5%
羽 咋 市	8	259	6.1	0.0	0.0%	52.9%	75.0%	37.5%	119.7%
か ほ く 市	9	400	7.8	2.1	88.9%	100.0%	77.8%	55.6%	123.8%
白 山 市	28	1,113	9.3	1.6	100.0%	85.6%	100.0%	100.0%	133.1%
能 美 市	11	596	8.3	1.3	100.0%	77.2%	100.0%	100.0%	116.0%
野々市市	7	321	13.5	0.6	28.6%	100.0%	100.0%	85.7%	128.6%
川 北 町	4	162	5.1	1.5	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	127.4%
津 幡 町	11	551	6.5	1.2	100.0%	100.0%	0.0%	63.6%	110.0%
内 灘 町	8	1,236	2.0	7.6	75.0%	96.4%	87.5%	100.0%	129.9%
志 賀 町	10	353	4.0	0.0	0.0%	14.1%	70.0%	60.0%	110.6%
宝達志水町	7	175	6.2	3.9	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	132.3%
中能登町	6	255	5.9	4.3	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%	140.7%
穴水町	3	105	4.8	0.7	66.7%	80.0%	100.0%	0.0%	134.7%
能 登 町	9	503	2.1	1.4	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	158.6%
合 計	369	19,115	6.3	1.8	80.8%	88.1%	70.5%	79.7%	127.1%

注1)「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」とは、平成26年5月1日現在の児童生徒数を「教育用コンピュータ総台数」で除したものである。

注2)「普通教室のLAN整備率」は、全普通教室数のうち、LANに接続している教室数の割合としている。

注3)「教員の校務用コンピュータ整備率」は、「教員の校務用コンピュータ台数」を教員数で除したものである。

出典:平成26年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(文部科学省)

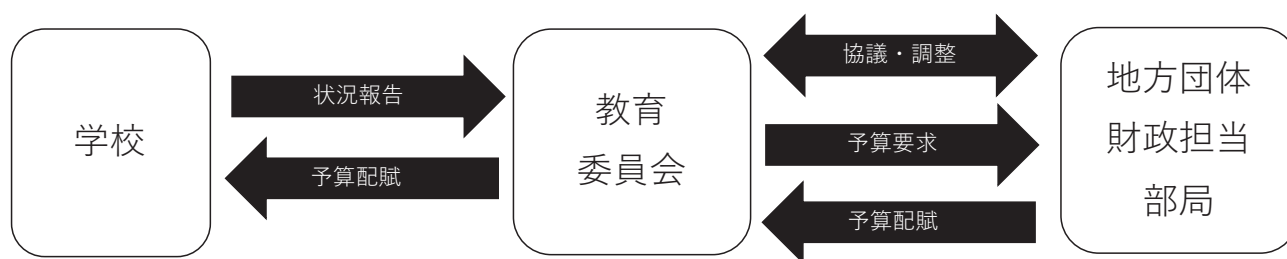


ロ 国の目標数値との比較

項目	国目標数値	石川県
① 教育用PC1台当たりの児童生徒数	3.6 人	6.3 人
② 電子黒板・実物投影機の1学級当たり台数	1台	1学校 1.8 台
③ 超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率	100%	インターネット 70.5% 無線LAN 88.1%
④ 校務用コンピューター教員1人当たり台数	1台	1.27 台

上表の比較数値から判断すると、③、④は目標値に近いといえるが、①、②は目標値と乖離しており、今後の課題であることがわかる。

ハ 学校 I C T環境整備の財政措置



- ・参考 1校当たりの政府による財政措置額（地方交付税措置）

都道府県

高等学校費 4,240 千円

特別支援学校費 5,740 千円

市町

小学校費 5,640 千円

中学校費 5,630 千円

「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」による

ニ 平成27年度予算執行額

- ・情報設備充実費

全日制高等学校 92,302 千円

定時制高等学校 7,960 千円

特別支援学校 14,217 千円

ホ 石川県の推進計画

I C T推進に関する県の正式な推進計画はなく、毎年度の予算の中で実施している。平成 28 年度については、下記のとおりとなっている。

デジタル教科書及びタブレット端末整備

平成 28 年度予算：デジタル教科書 8,000 千円 (1,334 本)

タブレット端末 27,000 千円 (458 台)

校務用（教員 1 人 1 台）P C 整備

教育用コンピューター（普通科コンピューター室）整備 など

監査の結果

I C T教育の推進に関しては、国が具体的な指針（方向性）を検討中の段階ということもあり、I C T教育のための明確な将来像とゴールの設定、並びに「目指す学校像」の明示とそれらに関連づけて具体化していくための推進計画（将来展望）が明確になっていない。

（意見）

I C T化が急速に進む社会において、身の回りのものに I C Tが活用されていたり、情報収集やコミュニケーション、生活上の必要な手続きなど、日常生活を I C Tを通じて行うことが当たり前となっている中では、子供たちにも I C Tを受け身で捉えるのではなく、手段として積極的に活用していくことが求められている。

教育委員会では、未来社会を見据えて育成すべき資質・能力を育むための新たな学びを推進するため、第 2 期石川の教育振興基本計画に基づき、授業における I C Tの効果的な活用に取り組んでいる。

I C T教育環境の整備としては、特に、平成 28 年度から、教員用のタブレット端末とデジタル教科書を導入しているところである。

これらの機器の導入について、担当課からヒアリングしたところ、教員がこれらの機器を活用することで、板書の時間が削減されることにより、

- ・生徒の表情から集中度や理解度を確認しながら、説明の仕方等を工夫することが可能となることや、
- ・板書の時間の削減により生み出された時間で、生徒が協働して課題解決にあたるなど、アクティブ・ラーニングの時間を確保することが可能となる、

という効果を期待しており、今後複数年かけて、これらの機器を整備していくことを計画しているということであった。

今後、I C T教育環境を整備するにあたっては、導入した機器を授業等において、どのように効果的に活用できたのか、その成果や課題をしっかりと検証し、それらを踏まえた上で、今後の整備を進めていくことが望まれる。

## 2. 安全で快適に学べる環境整備

県は、安全で快適に学べる環境整備として、老朽化した校舎の改築事業を計画的に実施するとともに、建物の耐震性能を高める地震補強工事や経年による建物の損傷、機能低下部分に対応するための大規模改造工事を推進している。

また、文部科学省は公立学校の施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正を、次のように行っている（平成 23 年 5 月 24 日文部科学省告示改正）。

- ・耐震性の確保されていない公立学校施設について、地震防災対策特別措置法（平成 7 年 6 月 16 日法律第 111 号）が平成 23 年に改正され、平成 27 年度までのできるだけ早い時期に、耐震化を完了させること。
- ・地震等の災害発生時に応急避難場所として役割を果たすため、防災機能を強化すること。
- ・児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するためには、老朽化対策を推進すること。
- ・環境を考慮した学校施設であるエコスクール化の推進や、太陽光をはじめとした新エネルギーの導入や教育の情報化等の様々な社会的要請に適切に対応するための施設整備を推進することや、公民館等の社会教育施設や福祉施設との複合化等による施設整備を促進すること。

これを受けて、地方公共団体が作成する施設整備計画の目標達成のために必要な事業として、

1. 非構造部材の耐震化
2. 防災機能の強化
3. 老朽化した施設の再生
4. 太陽光発電等の環境を考慮した学校施設の整備
5. 校内LANの整備

を明記する。

### (1) 石川県の耐震化等の現状（平成 28 年 4 月 1 日現在）

#### ①公立小中学校の耐震化

耐震化率 96.1% 都道府県順位 34 位

#### ②公立幼稚園の耐震化

耐震化率 100.0% 都道府県順位 1 位

#### ③公立高等学校の耐震化

耐震化率 96.8% 都道府県順位 31 位

#### ④公立特別支援学校

耐震化率 97.2% 都道府県順位 43 位

#### ⑤公立小中学校の吊り天井の落下防止対策

対象棟数 45 棟 内対策実施済み 26 棟

上記より、耐震化対策において、石川県は公立小中学校、公立高等学校、公立特別支援学校の対策が他県に比して遅れていることが読み取れるが、県立学校では、平成 29 年度末に 100%達成できるとの説明であった。

(2) 石川県の予算執行状況

平成 27 年度高等学校整備費	2,094,444,513 円
(内訳)	
金沢桜丘高等学校整備費	479,098,120 円
地震災害対策緊急整備事業費	1,481,225,130 円
その他	134,121,263 円

(3) 学校施設の長寿命化計画策定

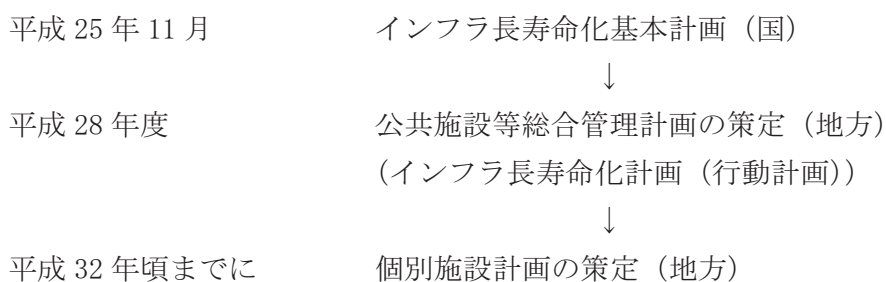
文部科学省は平成 27 年 4 月、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を公表している。

これは、学校施設の現状として、

- ① 築 25 年以上で改修を要する施設が約 7 割
- ② 今後見込まれる膨大な老朽施設の更新需要
- ③ 国・地方ともに厳しい財政状況
- ④ 児童生徒数の減少

があることから、学校施設の長寿命化計画を策定すべし、としたものである。

インフラ長寿命化計画の策定スケジュール



(4) 石川県の計画策定状況

県では、平成 27 年 3 月 31 日付け 26 文科施第 569 号による大臣官房長通知「文部科学省インフラ長寿命化計画 (行動計画) の策定について」及び上記「手引」等を踏まえ、平成 32 年頃までに、学校施設の長寿命化計画を策定することである。

文部科学省が示している学校環境と県における状況が同様であるのかどうかも含めて、長期にわたり安心のできる計画の策定を期待したい。

上記「手引」の内容は、以下のようになっている。

## 学校施設の長寿命化計画の構成

### 目標設定

- (1) 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等
- (2) 学校施設の目指すべき姿

### 実態把握

- (3) 学校施設の実態
  - ①学校施設の運営状況・活用状況等の実態
  - ②学校施設の老朽化状況の実態

### 方針の設定

- (4) 学校施設整備の基本的な方針等
  - ①学校施設の規模・配置計画等の方針
  - ②改修等の基本的な方針
- (5) 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等
  - ①改修等の整備水準
  - ②維持管理の項目・手法等

### 長寿命化計画の策定・運用

- (6) 長寿命化の実施計画
  - ①改修等の優先順位付けと実施計画
  - ②長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果
- (7) 長寿命化計画の継続的運用
  - ①情報基盤の整備と活用
  - ②推進体制等の整備
  - ③フォローアップ

## 監査の結果

厳しい財政事情の折、上記計画の作成は特に重要と思われ、また、これらの計画に対してのパブリックコメントの実施も、広く民意を反映するうえで効果的と考える。

## 3. 修学支援の充実

経済的理由により、高等学校、大学等への進学が困難な者に対し、学資の貸与等を行うことにより、修学機会の確保を図ることを施策の目的とする。

### (1) 高等学校等就学支援金

イ. 授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給する制度で、返済は不要である。

### ロ. 対象となる学校

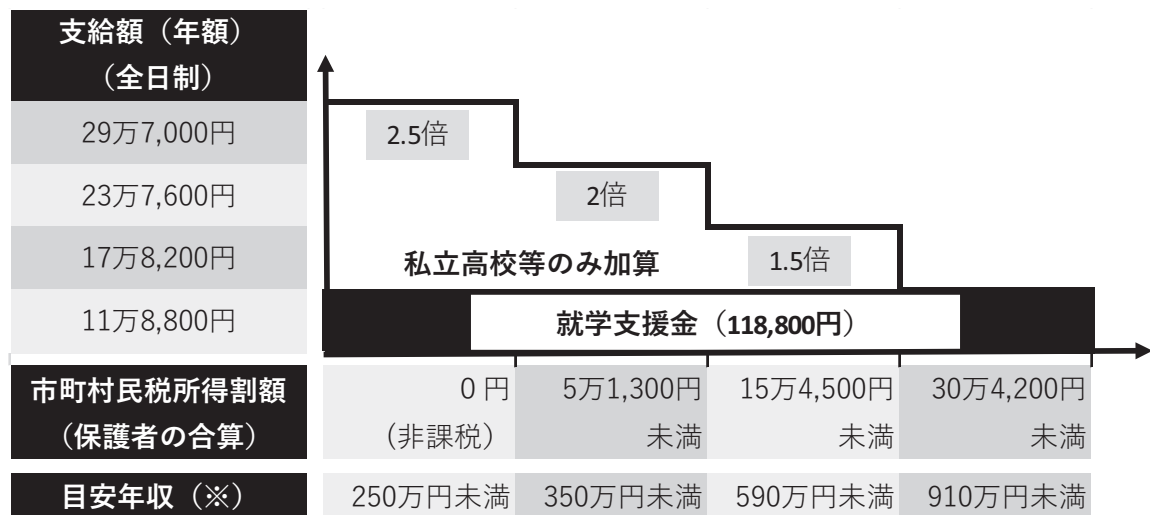
- ・ 高等学校

- ・ 中等教育学校後期課程
- ・ 特別支援学校高等部
- ・ 高等専門学校（1～3年生）
- ・ 専修学校高等課程
- ・ 専修学校一般課程や各種学校のうち、以下の国家資格者養成課程の指定を受けたもの
  - ①准看護師、②調理師、③製菓衛生師、④理容師、⑤美容師
- ・ 文部科学大臣に指定された外国人学校
- ・ 海上技術学校

ハ. 支給方法

学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺される。生徒や保護者が直接受け取るものではない。

ニ. 支給額



受給資格の確認は、年収ではなく、市町村民税所得割で行い、都道府県民税・均等割は含まない。

ホ. 石川県の現状

- ・ 対象年度は監査対象の平成 27 年度
- ・ 平成 27 年度は高等学校 1 年生及び 2 年生が対象認定者 13,368 人  
（県内公立高等学校等 1 年生及び 2 年生全体 15,983 人の 83.6%）
- ・ 平成 27 年度就学支援費予算執行額 1,546,286,685 円

(2) 教育費負担軽減奨学金

授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成 26 年度以降に高等学校等に入学した

生徒等がいる世帯を対象に、返還を要しない給付型の奨学金を支給する制度。

イ. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象

- ①保護者等の市町村民税所得割が非課税であること（両親の場合は双方とも非課税）
- ②平成27年7月1日現在、保護者等が石川県に在住していること
- ③対象学校：高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程

ロ. 平成27年度 給付年額

世帯区分	給付年額	
	全日制・定時制	通信制
ア 生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円
イ 対象となる生徒に15才(中学生を除く)～ 23才未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	37,400 円	36,500 円
ウ 対象となる生徒に15才(中学生を除く)～ 23才未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	129,700 円	36,500 円

ハ. 平成27年度教育費負担軽減奨学金

生活保護	65 人	×	32,300 円	=	2,099,500 円
第1子	1,034 人	×	37,400 円	=	38,671,600 円
第2子	620 人	×	129,700 円	=	80,414,000 円
通信	12 人	×	36,500 円	=	438,000 円
合計	1,731 人				121,623,100 円

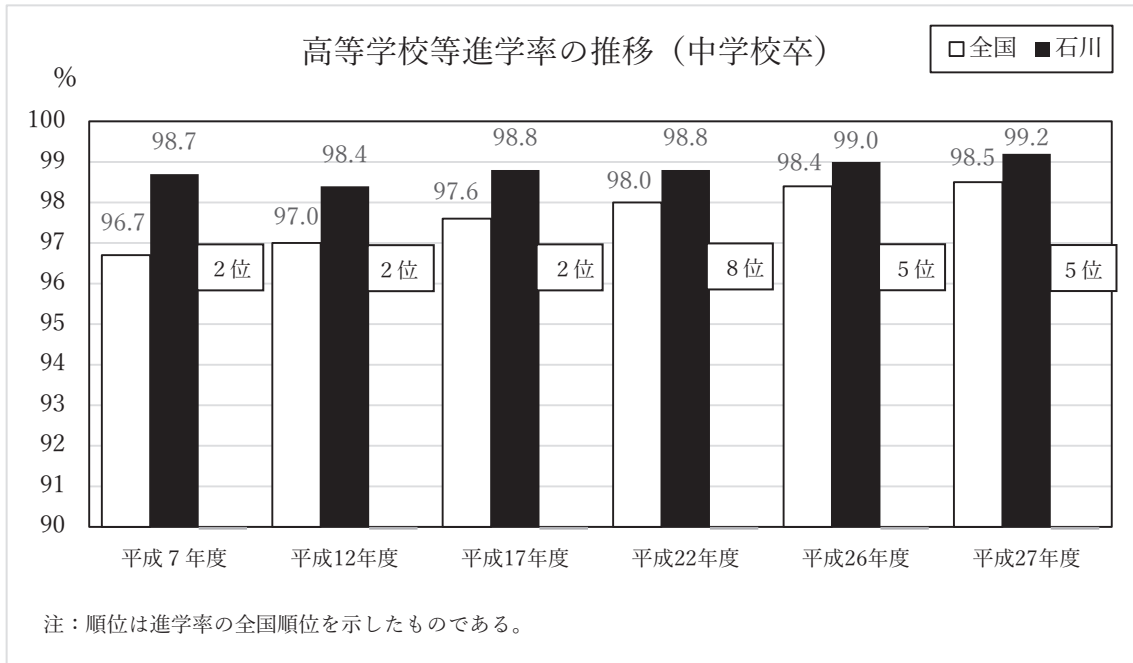
対象者 全体 16,811 人の 10.3%

支給者 1 人あたり平均額 70,261 円



### (3) 高等学校等進学率の推移（中学校卒）

「石川県学校基本調査（平成 27 年度）」によれば、平成 7 年度以降の高等学校等進学率は下図のようになっている。



#### 監査の結果

上図を見る限り、平成 26、27 年度と石川県の高等学校等進学率は 99.0%から 99.2%と上昇し、また、全国順位も 5 位となっており、石川県における支援金、奨学金制度は全国平均と比較しても一定の効果があったものと評価できる。

一方、高等学校等の入学者の卒業した状況を「石川県学校基本調査（平成 27 年度）」から考察すると平成 24 年 4 月の入学者数は 10,763 人であるが、平成 27 年 3 月の卒業生数は 10,314 人となっており、誤差があるとしても 449 人の差は決して少ない数字ではない。仮に、経済的理由等で修学を断念する事態が想定されるとすれば、対策を急がねばならないことは言うまでもない。

今後は、全ての高等学校等進学希望者あるいは卒業希望者が経済的理由から進学・卒業を断念することがないように、例えば、家族の介護等の局面に対しては、就学困難な状況が想定されるが、このような場合であっても、生徒の就学に関して教育委員会が率先して相談窓口を設け、情報提供するなど支援体制の一層の充実を検討していただきたい。

iii 教職員課

平成 27 年度事務事業の執行状況は以下の表のとおりである。

事務事業一覧表

(千円)

No.	事業名	執行額	方針No.	備考
1	学校管理指導費	5,424	4-2	
2	教員検定等事務費	372	4-2	
3	給与等事務費	922	4-2	
4	非常勤職員報酬	155,724	4-2	
5	教育振興会助成費	1,520	4-2	教育振興会補助金
6	学校評議員設置費	1,035	4-2	52 校、164 人を配置
7	10 年経験者研修費	402	4-1	
8	初任者研修費	31,617	4-1	
9	教職員ライフステージ研修費	424	4-1	6年目・21 年目教員研修
10	人事・給与管理電算処理業務費	4,002	4-2	
11	教員免許更新事業費	2,245	4-2	
12	小中学校いきいきサポート事業費	92,700	4-2	補習等のための指導員等派遣事業(国庫)
13	高等学校プラス・ワンサポート事業費	16,626	4-2	補習等のための指導員等派遣事業(国庫)
14	体罰によらない指導力アップ事業費	1,907	4-1	
15	小学校教職員費	36,805,958	4-2	小学校教職員給与ほか
16	中学校教職員費	19,683,742	4-2	中学校教職員給与ほか
17	高等学校総務費	19,518,905	4-2	高等学校教職員給与
18	特別支援学校総務費	6,973,490	4-2	特別支援学校教職員給与
19	学校保健費	507	4-1	
	合計	83,297,522		

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員費（No. 15～18）合計が全体の 99% 以上を占めている。

事務事業名

人事・給与管理電算処理業務費（事務事業No. 10）

事業の背景と目的

教職員の人事や退職金の算定に資する給与・赴任歴等の情報をコンピューターで管理するための委託事業費

事業開始年度

平成 9 年度

事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
3,630	3,462	5,173	3,383	4,002

平成 27 年度における事業実施内容詳細

主な費用は、人事給与管理電算システム（以下「本システム」という。）の保守管理費

用（サーバは県庁内情報システム室サーバを一部使用するもの）であるが、平成 27 年度における発生費用の概要は以下のとおりであった。

①人事給与管理電算システム機器借受料

サーバ等一式	15,984 円
パソコン等一式(ただし5年契約の内の平成 27 年度分)	652,680 円
プリンター等一式	10,368 円
計	679,032 円

②人事給与管理電算システム保守管理委託料

システム不具合があった場合の修理、学校統廃合等があった場合のシステムの改修等費用	1,514,430 円
--	-------------

③人事給与管理電算システム端末機器移設及び機器調整委託料

人事異動時のシステムの移設費用	212,220 円
-----------------	-----------

④人事給与管理電算システム移行業務委託料

統合サーバ基盤への移行業務委託料	790,290 円
------------------	-----------

⑤その他:消耗品代金等

監査の結果

本システムは、教職員約 9,000 人の人事給与管理システム（カスタマイズしたもの）であるが、教職員の給与計算は、総務部人事課の給与システムによっている。

本システムは、人事情報を給与システムに連動させて反映するものではなく、主として、教職員の人事（異動を含む）履歴管理システムとなっている。

各人別の退職金計算等をする場合の赴任歴確認等として使用されることもあるが、本来は教職員の人事異動表や辞令交付に使用する人事管理システムである。

平成 9 年に本システムを導入した際の業者に対する一者随意契約が続いている。

(意見)

<p>人事給与管理電算システムの保守管理を、システムの作成段階から携わりシステムに精通していることを理由に、(株)石川コンピュータ・センターと一者随意契約を毎年度行っている。</p> <p>システムがカスタマイズされたものであること、教職員の人事情報に関する情報の秘匿性を確保するなどの理由により、システム作成業者への一者随意契約が続いているとのことであった。</p> <p>システム導入時に保守管理費用を含めた検討が必要であったが、現在の契約金額について引き下げ等改善の余地がないか検討すべきである。</p>
---

## 事務事業名

体罰によらない指導力アップ事業費（事務事業No.14）

## 事業の背景と目的

生徒指導を目的とした教職員による体罰が社会的問題になっているため、体罰を使わな  
いで生徒を指導できるよう、中核的な教員等に対して研修を行う事業である。

## 根拠法令（条例等）

石川の教育振興基本計画

## 事業開始年度

平成 25 年度

## 事業費推移

（千円）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
—	—	2,756	2,691	1,907

## 平成 27 年度における事業実施内容詳細

次の 3 点に関する研修を計 6 回開催している。

- (1) 感情コントロール向上研修の開催 受講者 211 名  
(内訳) 監査の結果に記載
- (2) コミュニケーション力向上に係る講演会の開催 受講者 177 名  
(内訳)
  - ①子どもの心を育てる講師のコミュニケーション力向上研修会 受講者 34 名
  - ②部活動の効果的な指導の在り方講演会 受講者 143 名
- (3) 部活動（新体操等 17 競技）における科学的・技術的根拠に基づく指導力を高める  
研修の開催 受講者 187 名  
(内訳)
  - ①最新のトレーニングを学ぶ研修会 受講者 120 名
  - ②各競技の専門的な指導力を高める研修会 受講者 67 名

## 監査の結果

感情コントロール力の向上を目的とする研修は以下の 2 つであった。

### (1) アンガーマネジメント指導者養成研修

(株)日本アンガーマネジメント協会所属講師による指導者養成研修が平成 28 年 1 月  
27 日～28 日に実施されており、受講者は教育事務所指導主事等 8 名であった。

上記研修は指導者養成研修であり、受講者を講師とした研修が展開されているとい  
うことである。

### (2) 感情コントロール力研修会

特別支援教育ネット代表（大学臨床教授）講師による研修会であり、平成 27 年 9  
月と 10 月の 2 回開催されており、受講者は小学校、中学校、高等学校、特別支援学  
校の教職員 203 名であった。

平成 24 年度の体罰発生件数は 37 件であったが、平成 27 年度は 5 件と減少しており、(1) アンガーマネジメント指導者養成研修及び(2) 感情コントロール力研修会等の効果は現れていると思われる。

(意見)

アンガーマネジメント指導者養成研修を平成 25 年度から行っている。  
 教員向けアンガーマネジメントプログラムを提供する唯一の組織であるという理由により一者随意契約を毎年度行っているが、複数事業者からの見積徴収が原則である。  
 他県状況等を参考に、他の事業者では教員向けのアンガーマネジメント研修を提供できないか検証すべきである。

事務事業名

小学校教職員費 (事務事業No.15)、中学校教職員費 (事務事業No.16)  
 高等学校総務費 (事務事業No.17)、特別支援学校総務費 (事務事業No.18)

事業の背景と目的

教職員の職員費

根拠法令 (条例等)

一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 32 年条例第 30 号)

事業費推移

(千円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小学校教職員費	38,543,871	38,664,460	36,525,302	37,139,816	36,805,958
中学校教職員費	20,761,548	21,204,018	20,109,063	20,627,285	19,683,742
全日制高等学校職員費	19,231,718	19,123,622	17,704,014	18,275,802	18,132,074
定時制及び通信制 高等学校職員費	1,560,937	1,563,515	1,386,199	1,453,616	1,386,830
特別支援学校総務費	6,971,420	6,971,713	6,702,342	6,933,652	6,973,490

平成 27 年度における事業実施内容詳細

職員数の内訳は下記表のとおりである。

	校長・ 教諭等	養護教諭	栄養 教諭等	実習助手	寄宿舎 指導員	事務 職員等
小学校	3,570 人	205 人	60 人			210 人
中学校	2,005 人	89 人	36 人			88 人
高校(全日制)	1,608 人	42 人		96 人		177 人
高校(定時制)	130 人	5 人		2 人		12 人
特別支援学校	670 人	13 人		16 人	34 人	50 人

※校長・教諭等の中には、学校の組織運営体制の充実として配置している副校長、主幹教諭、指導教諭も含まれる。

## 監査の結果

国庫負担金等により、教職員費の補助を受ける基準となる教職員定数のうち、基礎定数は、学校の生徒数・学級数で定められるが、別途教育上の特別の配慮などの目的で措置される加配定数がある。

高等学校においては、多様な教科科目の開設、少人数指導実施、生徒支援の必要性から、各学校に教員が加配されているが、各学校の状況を踏まえ（例えば、生徒支援加配であれば、各学校の生徒指導件数など）、教育委員会が加配配置校を決定している。

加配項目別の配置校数は下記表のとおりである。

### 【平成 27 年度 加配配置の内訳（高等学校）】

区分	学校名	配置人数
普通科の職業類型・コース開設校	5校(省略)	各1人
普通科の多様な教科科目開設校	10校(省略)	各1人
少人数指導実施校 (外国語のオーラル・コミュニケーション授業や数学のコンピューター活用授業)	4校(省略)	各1人
生徒支援 (外国人生徒等対応分、ジョブサポートティーチャー分、その他)	10校(省略)	各1人
合計		29人

高等学校においては、平成 23 年度から平成 26 年度までの加配配置校も確認したところ、全て同じ学校に配置されており、加配配置による効果を評価し、次年度の配置校の見直しを検討しているのか判断できなかったが、平成 27 年度は若干の入れ替えがあり、教育委員会で配置校を検討した資料も確認できた。

しかし、小中学校においては、加配配置校からの実績報告書を精査・評価し、次年度に結び付けているが、高等学校においては、加配配置校から実績報告書を提出してもらっていない。

PDC Aを回していく上で評価は重要であり、高等学校においても、加配配置校の評価を適切に行うために、加配配置校からの実績報告書の収受が望まれる。

#### iv 教員指導力向上推進室

平成 27 年度事務事業の執行状況は以下の表のとおりである。

(千円)

No.	事業名	執行額	方針No.	備考
1	教員指導力向上推進費	640	4-1	事務費(消耗品、郵便・電話料など)
2	いしかわ師範塾教員指導力向上推進費	29,165	4-1	「いしかわ師範塾」の運営
3	スクールネット運営費	13,223	4-1	
	合計	43,028		

##### (事業費の概要)

教員志望者に対する実践的な講習や次代を担う中堅教員を対象とした専門性の高い研修を行う「いしかわ師範塾」の運営に係る費用が主である。

平成 27 年度いしかわ師範塾の研修事業は以下のとおりであった。

##### (1) プレ・ステージ研修

模擬授業やロールプレアの演習を中心とした実践的な講座を通じて、教員としての心構えや授業づくりの基礎を身につける研修

##### (2) プレミアム研修

学校の次代のリーダーとなるため、マネジメント能力や教科指導・生徒指導等の分野におけるワンランク上の専門性を身につける研修

##### (3) ストレッチ研修

再任用教員の役割の再認識と新しい指導法を習得する研修

##### (4) 自主的研修会支援事業

学校やグループ単位で行う自主研修に対して、講師の謝金や旅費を助成する

なお、No. 3 「スクールネット運営費」とは、平成 26 年 12 月に更新したスクールネットの運営費用である。

教員指導力向上推進室では「いしかわ師範塾」を設け、いしかわの教師を目指す人材の育成や次代の学校を担う中堅教員の養成を図っている。平成 27 年度は延 16,748 人の教員が研修を受講しており、そのうち 5,858 人が任意研修を受講している。

#### 監査の結果

特に意見等はない。



v 学校指導課

平成 27 年度事務事業の執行状況は以下の表のとおりである。

事務事業一覧表

(千円)

No.	事業名	執行額	方針No.	備考
1	学校教育指導事務費	3,103		
2	高等学校学力スタンダード策定評価研究事業費	6,651	4-5	
3	いしかわ探究スキル育成プロジェクト事業費	2,900	4-5	
4	いしかわニュースーパーハイスクール推進事業費	6,500	4-5	
5	未来の職業人プロジェクト事業費	8,000	2-4	前年度からの繰越明許費
6	ふるさとに学ぶクリエイティブ人材育成事業費	4,500	1-1 2-4	前年度からの繰越明許費
7	社会と係わる土曜学習事業費	3,000	1-1	前年度からの繰越明許費
8	全国産業教育フェアプレ大会開催費	10,000	2-4	前年度からの繰越明許費
9	いしかわ版特別支援学校技能検定事業費	2,000	2-7	前年度からの繰越明許費
10	地域交流による高等学校活性化事業費	1,923	4-5	
11	高等学校科学教育充実費	6,875	2-3	
12	英語指導力向上モデル事業費	1,375	1-5	
13	高等学校職業英会話力育成研究事業費	1,698	1-5 2-4	
14	高校生の海外留学促進事業費	1,233	1-5	
15	七尾東雲高等学校演劇課学習活動等推進費	4,376	4-5	
16	履修科目等管理システム整備費	18,032		校務の電算化
17	産業連携による人材育成推進事業費	4,364	2-4	
18	企業トップに学ぶ教育推進事業費	691	2-4	
19	スーパーグローバルハイスクール推進事業費	10,000	1-5 4-5	
20	スーパープロフェッショナルハイスクール推進事業費	3,991	2-4 4-5	
21	グローバル観光人材育成事業費	7,300	2-4 4-5	
22	土曜授業推進事業費	4,000	2-1 4-5	
23	学校教育振興費	3,539		
24	児童生徒の学力向上対策推進事業費	35,655	2-1 2-2 2-3	
25	基礎学力調査研究費	10,564	2-1	
26	進路指導充実費	1,413		

27	いじめ・不登校・非行防止推進事業費	139,617	3-4	いじめ対応アドバイザー派遣、スクールカウンセラー配置、生徒指導サポーター配置ほか
28	教科用図書選定費	621		
29	入学者選抜事務費	5,942		
30	外国人講師招聘事業費	208,662	1-5	33校及び教育センター 計44名
31	国際理解教育推進費	484	1-5	
32	教育団体等助成費	34,050		下記(1)補助金に詳細を記載する
33	人権教育推進費	4,236	3-2	
34	特別支援学校授業実践力向上事業費	1,170	2-7	
35	特別支援学校の外部専門家との連携事業費	9,082	2-7	
36	盲・ろう学校サテライト教室設置費	1,206	2-7	
37	特別支援教育拠点化事業費	2,785	2-7	
38	ふれあい交流活動推進事業費	624	2-7	
39	障害のある生徒のインターンシップ促進費	2,366	2-4 2-7	
40	インクルーシブ教育システム構築モデル事業費	6,163	2-7	
41	支援機器等教材を活用した指導方法充実事業費	1,923	2-7	
42	いしかわ道徳教育推進事業費	18,689	1-1 3-3	
43	被災児童生徒就学支援事業費	3,454		東日本大震災により被災し就学困難となった幼児・児童・生徒を対象に就学援助を行った市町への補助
44	緊急スクールカウンセラー等派遣事業費	0		平成27年度派遣実績なし
	合計	604,758		

(事業費の概要)

1億円を超える事業は、No.27「いじめ・不登校・非行防止推進事業費」及びNo.30「外国人講師招聘事業費」であり、これら2事業で学校指導課事業費全体の約58%を占めている。

また、補助金は「教育研究団体補助金」など、合計43,695千円、委託料は「いしかわ版道徳教材映像資料制作等委託料」など、合計58,055千円、契約額50万円を超える使用料及び賃借料は、石川県立高等学校校務支援システム構築等業務関係で、7,395千円であった。

今回の監査では、学校指導課で執行している補助金(No.32「教育団体等助成費」)、100万円以上の委託事業、そのほか履修科目等管理システム整備費について、その執行状況等を確認した。

(1) 補助金

事務事業名

教育団体等助成費（事務事業No.32）

根拠法令(条例等)

石川県補助金交付規則

事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
35,657	35,900	37,100	34,143	34,050

補助金一覧表(平成 27 年度)

(円)

No.	補助金名称	交付先	金額
1	校長会等補助金	石川県小中学校長会(4団体)	3,950,000
2	教育研究団体補助金	石川県小中学校教育研究会(32 団体)	10,030,000
3	高等学校定時制通信制教育振興費補助金	石川県高等学校定時制通信制教育振興会	2,680,828
4	産業教育振興費補助金	石川県産業教育振興会	190,000
5	科学教育振興費補助金	石川県科学教育振興会	380,000
6	へき地教育振興費補助金	石川県へき地教育振興会	190,000
7	高等学校文化教室事業費補助金	石川県高等学校文化連盟	3,360,000
8	石川県特別支援学校振興会補助金	石川県立特別支援学校振興会	5,760,000
9	全国高等学校総合文化祭派遣費補助金	石川県高等学校文化連盟	1,050,000
10	高等学校文化祭開催費補助金	石川県高等学校文化連盟	2,400,000
11	高等学校文化活動振興育成事業費補助金	石川県高等学校文化連盟	2,160,000
12	親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ 2015 補助金	親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ実行委員会	1,200,000
13	各種学会等補助金(全小道研中部地区第 28 回小学校道徳研究大会石川大会)	石川県学校道徳教育研究会	100,000
14	各種学会等補助金(第 64 回全国高等学校定時制通信制教育振興会北信越地区大会)	石川県高等学校定時制通信制教育振興会	150,000
15	各種学会等補助金(第 28 回北信越地区学校図書館研究大会白山・野々市大会及び石川県学校図書館研究大会)	石川県学校図書館協議会	150,000

16	各種学会等補助金(第 68 回中部日本高等学校演劇大会)	石川県高等学校文化連盟	300,000
	合計		34,050,828

いわゆる少額補助金が多く、支出が 50 年以上続いているものもあった。

各補助金は、何らかの公益性はあるものの、補助金支出の効果について毎年度客観的に検証したうえで存続を判断しているわけではない。

また、補助金交付先の団体の中には、団体事務局の事務を、教職員が校務の一環として、あるいは職務専念義務免除を経て行っているケースも見られた。こういった場合、補助金の実績報告書には、人件費について、事務局で雇用される専従職員にかかる賃金等のみが計上され、当然のことながら、当該教職員の人件費は計上されない。

このため、単に補助金の金額と補助事業内容の検証をもって、当該補助事業の有効性・効率性等の効果を正確に測定することは困難と思われる。

そこで、上記補助金一覧表から、No. 2 「教育研究団体補助金」、No. 4 「産業教育振興費補助金」、No. 5 「科学教育振興費補助金」、No. 7 「高等学校文化教室事業費補助金」、No. 10 「高等学校文化祭開催費補助金」、No. 12 「親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ 2015 補助金」について、格別にその公益性と補助効果をヒアリングし、補助金存続の妥当性について検討した。

#### 表 No. 2 教育研究団体補助金

##### 事業の背景と目的

各分野ごとに全県的に組織された教員による教育研究団体の自主研修活動を支援することで、教員の資質向上と本県教育の振興を図る。

##### 根拠法令（条例等）

石川県補助金交付規則

##### 事業開始年度

昭和 37 年度

##### 事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
10,480	10,310	10,240	10,170	10,030

##### 平成 27 年度における事業実施内容詳細

各団体が実施する研修会開催、研究調査等の事業に対し、定額で補助金を交付する。

##### 監査の結果

各学校の教員は定数に基づき配置されているが、小規模校等では、人員に余裕がないため、教員一人ひとりのスキルの維持向上が難しい現状がある。

これらの研究団体には、生徒指導・授業スキルを継承する手段としての公益性があり、当該補助金の存続がなければ、教員一人ひとりの生徒指導・授業スキルの維持向上は不可

能である。

また、教育センターにおける研修を補完するために、教員の自主研修への支援団体への補助金の必要性はあると思われる。

#### 表N o . 4 産業教育振興費補助金

事業の背景と目的

県内産業界と教育界の連携を密にし、産業教育の振興と発展に寄与する。

根拠法令（条例等）

石川県補助金交付規則

事業開始年度

確認できず

事業費推移 (千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
190	190	190	190	190

平成 27 年度における事業実施内容詳細

補助金交付先：石川県産業教育振興会（事務局：金沢商業高等学校）

総事業費：2,428 千円、補助対象経費：1,479 千円

団体が実施する産業界・教育界連携、表彰等の事業に対し、定額で補助金を交付する。

監査の結果

産業界と高校生との意見交換の場を設けることや、表彰活動等を通して、実社会との連携を図っている。

実業高等学校の生徒等と産業界とのつながりを維持するための必要不可欠な補助金であると思われる。

#### 表N o . 5 科学教育振興費補助金

事業の背景と目的

科学教育に関する研究活動の推進等により、本県科学教育の振興を図る。

根拠法令（条例等）

石川県補助金交付規則

事業開始年度

昭和 38 年頃

事業費推移 (千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
380	380	380	380	380

平成 27 年度における事業実施内容詳細

補助金交付先：石川県科学教育振興会（事務局：教育センター）

総事業費：3,509 千円、補助対象経費：2,768 千円

団体が実施する科学教育に関する研究発表会等の事業に対し、定額で補助金を交付する。

#### 監査の結果

事業内容は教員の科学表彰活動及び記念事業であり、記念事業等は固定化している。

教育センターの職員（県費職員）4名が振興会の事務局を担当している。

当該補助事業には3つの会計（一般事業会計、表彰事業会計、記念事業会計）があり、各会計別に決算報告書を作成し事業報告をしている。

昭和38年頃に始まった少額補助であるが終期は定められていない。

主な収入は会員からの会費と基金の運用益であるが、これらだけでは支出を賄うことはできず、事業運営に当該補助金が不可欠な状況である。

補助の終期を定め、基金残高を表彰費や記念事業費等で毎年度費消していく方法もあったが、平成28年度総会において、表彰事業の内容を縮小して補助事業を継続することを決定している。

#### 表No.7 高等学校文化教室事業費補助金

##### 事業の背景と目的

生徒達が多くの時間を過ごす学校生活の中で、身近に芸術文化に触れる環境を作り、豊かな感性を育む一助とするため、良質の演劇・音楽鑑賞の機会を学年・学校単位で提供する。

##### 根拠法令(条例等)

石川県補助金交付規則

##### 事業開始年度

昭和56年度

##### 事業費推移

(千円)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
3,360	3,360	3,360	3,360	3,360

##### 平成27年度における事業実施内容詳細

補助金交付先：石川県高等学校文化連盟（事務局：金沢二水高等学校）

総事業費：62,670 千円、補助対象経費：44,641 千円

演劇、音楽教室の開催、生徒感想文集を刊行した。

#### 監査の結果

- 平成27年度決算では、平成32年度の文化教室50周年記念事業のための積立として6,000千円を同記念事業準備基金に繰り出しており、監査日現在の基金会計残高は11,998千円に上っている。

次年度繰越金も3,498千円あり、文化教室事業資金は潤沢であると思われる。



当該補助事業が始まった当時は、地理的にも経済的にも、高校生がプロによる演劇、音楽に接する機会は乏しく、当該補助事業によって学年単位、学校単位で高校生に鑑賞機会を提供することは、豊かな感性を育むうえで意義があつたが、社会環境が大きく変化した現在にあつては、プロによる演劇等を鑑賞する機会は豊富に存在することから、既に当該補助事業の役割は終わったのではないかと思われる。しかし、教育委員会としては、都市部（金沢市など）と都市部以外との地域間格差や、家庭間の経済的格差を考えると、学校諸会費（学校徴収金）の範囲内で生の演劇等に接する体験は得がたいものであるため、当該補助事業は必要であるとのことであつた。

2. 補助金交付先の石川県高等学校文化連盟の事務局は、昭和 58 年頃から金沢二水高等学校に置かれているとのことであり、会長及び事務局長をはじめとする事務局員 8 人は、全て金沢二水高等学校の教職員である。

事務局が長期にわたり金沢二水高等学校に固定されているが、業務量が非常に多いことから、職員数の多い大規模校でなければ業務に人員を割くことはできない。

また、事務局業務を担う教職員は人事異動で定期的に入れ替わることから、長期にわたり一部の教職員に負担が集中することにならないため、事務局の他の高等学校への移管は不要ということであつた。

表N o.10 高等学校文化祭開催費補助金

事業の背景と目的

高等学校の文化部活動の活性化を通して、生徒達の技術等の向上と豊かな感性を育む一助とするため、専門部毎に合同発表会等を開催する。

根拠法令(条例等)

石川県補助金交付規則

事業開始年度

昭和 56 年度

事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

平成 27 年度における事業実施内容詳細

補助金交付先：石川県高等学校文化連盟（事務局：金沢二水高等学校）

総事業費：6,977 千円、補助対象経費：6,532 千円

第 35 回石川県高等学校総合文化祭を開催した。

監査の結果

石川県高等学校文化連盟には、演劇、将棋など 19 の専門部が存在するが、上記補助金を含む全予算（会費負担 4,577 千円＋県補助金 2,400 千円＝6,977 千円）のほとんどは、演劇部、音楽部、吹奏楽部、邦楽部の活動に費消されている（他の部に比べて発表



会の会場借上費用が大きいため)。

中には、囲碁や将棋など、事業を実施しているにも関わらず補助金が配分されていない専門部もあったが、他団体の助成メニューの活用などの工夫がなされていた。なお、補助金の配分額は、各専門部からの要望を基に、事務局が作成した案を役員会及び総会に諮って公平・公正に決定しているとのことであった。

#### 表No.12 親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ 2015 補助金

##### 事業の背景と目的

絵本を通じた親子ふれあいの場を設定して、幼児教育の大切さを啓発するとともに、子どもたちの豊かな想像力を培う機会とするため、「親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ」を開催する。

##### 根拠法令(条例等)

石川県補助金交付規則

##### 事業開始年度

平成 10 年度

##### 事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

##### 平成 27 年度における事業実施内容詳細

補助金交付先：親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ実行委員会

総事業費：13,870 千円、補助対象経費：13,870 千円

親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ 2015 を開催した。

##### 監査の結果

当該事業の収支報告書によれば、収入の内訳は、県等の補助金が 4,700 千円、共同主催者である(株)北國新聞社の負担金が 9,170 千円、合計 13,870 千円である。

また、親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ実行委員会の事務局は、(株)北國新聞社内に置かれている。

##### (意見)

石川県補助金交付規則によれば、県は補助事業の成果の報告を受けた場合においては、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容に適合するか調査することとされている。

事業主体である親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ実行委員会は県や市町の長が顧問や委員として加わっているが、事務局は民間企業となっている。県は提出された実績報告書について書類審査しか行っておらず、現地調査を行っていない状況にある。

当該補助金が長年にわたって交付されていることを踏まえ、県は適宜現地調査等

により、出納帳の閲覧や領収書等との突合を行うなど、当該補助金が交付目的に沿って適切に使われているか確認すべきである。

(2) 委託事業

委託事業(100万円以上)一覧表

(円)

No.	委託事業名称	委託先	金額
1	能動的学習推進事業委託	小松市ほか	2,000,000
2	学びの組織的実践推進事業委託	加賀市ほか	3,999,717
3	インクルーシブ教育システム構築モデル事業委託	小松市	3,299,260
4	石川県基礎学力調査データ集計等委託	学悠出版(株)	4,550,000
5	いしかわ道徳教育推進事業委託	加賀市ほか	5,998,677
6	土曜授業推進事業委託	中能登町ほか	2,000,000
7	石川県高等学校学習指導方針策定に係るアンケート調査委託	(株)ベネッセコーポレーション	4,496,735
8	第26回全国産業教育フェア石川大会準備等事業委託	第26回全国産業フェア石川大会準備委員会	6,514,000
9	いしかわ版道徳教材映像資料制作等委託	(株)北陸メディアセンター	11,885,940
10	石川県基礎学力調査問題作成補助委託	学悠出版(株)	4,752,000
11	石川県立学校等毒物等収集運搬及び処理委託	アサヒブリテック(株)	2,221,541
	合計		51,717,870

契約方法は、指名競争入札1件、一者随意契約10件であった。

監査の結果

特に意見等はない。

(3) その他の事業

事務事業名

履修科目等管理システム整備費(事務事業No.16)

事業の背景と目的

時間割編成、成績処理、出欠管理等の校務の電算化を進めて教員の業務上の負担を軽減し、学校運営の効率化を図るとともに、生徒指導上の課題等の情報を共有し、組織としての対応力及び情報管理を強化する。

事業開始年度

平成8年度

事業費推移

(千円)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
21,802	21,695	30,854	29,227	18,032

## 平成 27 年度における事業実施内容詳細

校務支援システム導入校 12 校に係る保守管理委託料及び回線使用料の支払のほか、学習指導要領の改訂や、様々な教育を取り巻く環境の変化に対応するため、全校統一の校務支援システムを新たに構築し、機器更新時期を迎える 2 校において試行的に導入したものの。

## 監査の結果

### (意見)

石川県高等学校校務支援システム構築等業務については、プロポーザル方式で選定した事業者と一者随意契約を締結しているが、プロポーザルの審査委員会の委員は、教育委員会の学校指導課課長、担当課長、課長補佐の 3 名であった。

石川県情報システム調達ガイドラインでは、プロポーザル審査委員の選定にあたっては、中立性、専門性等多角的な視点で評価が可能となるようバランスよく人選を行うこととされており、専門性の点では、学校のシステムに詳しい教職員が審査委員となっていたことから特段問題はないが、中立性の点では、審査委員の人選を学校指導課内で完結させるのではなく、利害関係のない者を審査委員に加えるべきであった。今後、システム関係でプロポーザル審査を行う際には、以上のことに留意されたい。

### (意見)

石川県高等学校校務支援システムの仕様に、保管期間を過ぎた情報を消去する仕組みが盛り込まれていない。

5 年又は 20 年とされる情報の保管期間内に適切に対応することが必要である。

また、平成 28 年 8 月には文部科学省より「教育情報セキュリティのための緊急提言」が発せられたが、予算の制約上等、どうしても対応出来ないもの以外は、定期的監査、実践的研修などで対応すべきである。

## vi 生涯学習課

平成 27 年度事務事業の執行状況は以下の表のとおりである。

事務事業一覧表

(千円)

No.	事業名	執行額	方針No.	備考
1	社会教育委員費	597	7-2	委員 10 人
2	社会教育指導費	2,940	7-2	
3	社会教育団体等活動促進費	21,810	7-2	負担金 2,620 千円 補助金 19,190 千円
4	県民大学校費	36,789	7-1 7-3	
5	ふるさと学習推進事業費	1,242	1-1 7-1	
6	ファミリー・カレッジ開設事業費	2,464	7-1	
7	心の教育推進事業費	7,940	3-3	
8	土曜日の教育支援推進事業費	4,885	6-2	
9	家庭教育総合推進事業費	18,247	6-2	
10	インターネット等適正利用推進事業費	2,635	3-4	
11	放課後子ども教室推進事業費	5,962	6-2	放課後子ども教室設置 60 か所
12	いしかわ子ども自然学校推進事業費	6,154	1-2 3-1	(一財)石川県民ふれあい公社ほか1団体への事業委託
13	海洋体験活動推進事業費	1,517	1-2 3-1	海洋チャレンジプログラム実施委託
14	人権教育総合推進事業費	7,687	3-2	
15	生涯学習情報提供システム推進費	718	7-2	
16	青少年教育施設管理費	140,020	7-2	4施設延べ利用者数 80,096 人
17	青少年教育施設整備費	2,484	7-2	
18	自然史資料館管理費	48,267	7-2	
19	自然史資料館整備費	8,957	7-2	
20	社会教育施設整備費	10,024	7-2	日本ジャンボリー会場整備費補助金
21	生涯学習センター費	40,329	7-1 7-2 7-3	運営費:39,488 千円、視聴覚ライブラリー事業費:841 千円
	合計	371,672		

### 事務事業名

社会教育団体等活動促進費（事務事業No. 3）

### 事業の背景と目的

生涯学習課が所管する社会教育団体が実施する生涯学習活性化事業に要する経費を補助し、県民の生涯学習意欲の向上を図ることを目的としている。

第 1 期基本計画の基本目標において生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進すること

とされており、婦人団体・青年団体への通年補助金を支出している。

根拠法令(条例等)

石川県補助金交付規則

石川県社会教育団体活動促進事業補助金交付要綱

事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
17,910	17,210	19,210	17,610	21,810

平成 27 年度における事業実施内容詳細

(1) 補助金

1. 婦人団体活動費補助金 1,730,000 円

交付先：石川県婦人団体協議会

石川県婦人団体協議会は、男女平等の推進、青少年の健全育成、家庭生活並びに社会生活の刷新、高齢化社会への対応、地域社会の福祉増進、世界平和の確立などの実現に努めることなどを目的として活動している各地域の婦人団体の県単位での連絡組織である。

補助対象経費：3,555,384 円

(内訳)

・石川県婦人団体会長研修会（約 350 名）	652,409 円
・婦人リーダー研修会（80 名）	409,655 円
・理事会・各種婦人団体連絡会議	327,429 円
・全地婦連中部ブロック会議（愛知県開催、16 名参加）	341,672 円
・全国地域婦人団体研究大会（福岡県開催、13 名参加）	480,000 円
・県内外研修	92,080 円
・学習会	118,926 円
・婦人意見発表会（400 名）	829,079 円
・広報「石川婦人」の発行（10,500 部）	304,134 円

2. 青年団活動費補助金 2,880,000 円

交付先：石川県青年団協議会

石川県青年団協議会は、県内の青年団の連絡調整を担うとともに、様々な事業やイベントの開催を通じて、地域に根ざした生活文化の創造や伝承、青年団活動の活性化や、青年団間の交流の促進を目的とした団体である。

補助対象経費：6,968,304 円

(内訳)

・機関誌「石川青年」発行 500 部	80,000 円
・カレンダー作成、ホームページ運営等	510,317 円
・県内オルグ	201,640 円

・日本青年団協議会への役員派遣	107,290 円
・定期大会 (35 名参加)	104,962 円
・理事会 (年 4 回)	68,804 円
・役員会	24,570 円
・監事会 (年 2 回)	20,000 円
・日青協会費	200,000 円
・おりづる平和集会	15,000 円
・石川県青年問題研究集会	134,259 円
・日青協定期大会	280,324 円
・日青協理事会	122,300 円
・全国青年問題研究集会 (山梨県へ 2 名参加)	98,986 円
・全国青年大会 (東京都一円、84 名参加)	3,792,976 円
・北方領土現地視察 (帯広市へ 2 名参加)	68,560 円
・平和研修 (神奈川県へ 14 名参加)	944,510 円
・北方領土県民会議会費	1,000 円
・石川県消費者大会分担金	10,000 円
・社会教育協会参加費	3,000 円
・青年活性化ファンド (3 事業に助成)	101,728 円
・次世代交流事業	73,082 円
・震災復興支援事業	4,996 円

### 3. ボーイスカウト活動費補助金 1,440,000 円

交付先：日本ボーイスカウト石川県連盟

日本ボーイスカウト石川県連盟は、自立心のある健全な青少年の育成を目的としたボーイスカウト運動を推進し、青少年のための指導者育成とともに組織の拡充を目的としている。

補助対象経費：7,493,660 円

(内訳)

・指導者育成事業	47,540 円
・研修・研究集会事業 リーダー派遣研修	90,204 円
・ウッドバッジ研修所	213,307 円
・団委員長懇談会	693,856 円
・会員増強関連事業	85,210 円
・プログラム関連事業	145,906 円
・表彰事業報償費	42,230 円
・広報事業	128,276 円
・第 23 回世界スカウトジャンボリー派遣及び UK スカウト受入	510,062 円

・平成 27 年度日本連盟全国大会小松開催事業	817,669 円
・能登ブロック支援事業	24,000 円
・登録事業（日本連盟納付金）	4,695,400 円

4. ガールスカウト活動費補助金 290,000 円

交付先：（公社）ガールスカウト日本連盟石川県連盟

（公社）ガールスカウト日本連盟石川県連盟は、少女達が将来責任ある市民として、人類の平和と幸福につくすことのできる人間に育つように、自ら楽しく学ぶ機会を与えることを目的とするガールスカウト運動の推進と発展のため、また県内のガールスカウトの単位団を統括し地域相互の連携を図るために事業を行う。

補助対象経費：3,031,571 円

（内訳）

・教育国際活動事業	530,900 円
・指導者育成事業	258,770 円
・組織普及事業	103,000 円
・頒布事業	1,014,000 円
・会議費	327,901 円
・会員登録事業	797,000 円

5. 石川県小中学校 P T A 連合会補助金 2,880,000 円

交付先：石川県 P T A 連合会

石川県 P T A 連合会は、単位 P T A によって構成される各地区 P T A をもって組織する連合体であり、P T A の連携を強化し、児童生徒の健全な育成、P T A 活動の充実強化を図るとともに本県の教育振興に寄与することを目的としている。

補助対象経費：7,628,605 円

（内訳）

・大会費	974,643 円	（11 月 28 日、地場産業振興センター621 名参加）
・大会派遣費	874,500 円	（全国研究大会等への役員等の派遣）
・表彰費	240,622 円	
・指導者研修会	548,323 円	（6 月 26 日、石川県文教会館 530 名参加）
・専門委員会	556,417 円	（総務・研修・教育環境・広報・家庭教育・子ども人権）
・研究助成費	1,160,000 円	（市町 P T A 連合体の研究活動への助成）
・研究指定費	1,000,000 円	（保護者と教師が一体となって P T A 活動を推進するモデル事業）
・情報研究費	240,602 円	（ホームページ更新等）



- ・ 広報発行費 1,106,858 円 (会報誌 94,000 部、新小 1、中 1 保護者用リーフレット)
- ・ 印刷費 926,640 円 (総会資料、研究集録)

6. 石川県高等学校 P T A 連合会補助金 1,490,000 円

交付先：石川県高等学校 P T A 連合会

石川県高等学校 P T A 連合会は、単位 P T A によって構成される各地区 P T A をもって組織する連合体であり、単位 P T A との連携を強化し、高等学校 P T A 活動の発展を図るとともに、高等学校教育の充実振興や生涯学習の推進に努めることを目的としている。

補助対象経費：3,367,910 円

(内訳)

- ・ 各種会議開催事業 669,662 円 (年次総会、金沢ニューグランドホテル 150 名)
- ・ 各種大会事業 761,831 円 (全国高等学校 P T A 連合会大会 205 名参加、北信越地区研究大会 444 名参加、石川県大会 250 名)
- ・ 研究研修事業 452,782 円
- ・ 出版等事業 1,343,635 円 (会報、会誌)
- ・ 指導事業 140,000 円

7. 石川県国公立幼稚園 P T A 連絡協議会補助金 140,000 円

交付先：石川県国公立幼稚園 P T A 連絡協議会

石川県国公立幼稚園 P T A 連絡協議会は、各 P T A との連絡提携を図り、幼稚園教育振興に関する諸問題を研究討議するとともに、幼稚園運営における P T A のあり方を研究し、その進展充実を目的としている。

補助対象経費：345,398 円

(内訳)

- ・ 研修活動事業 293,598 円 (研修会、全国大会参加等)
- ・ 振興活動事業 51,800 円 (会報誌の発行等)

8. 石川県視聴覚教育協議会補助金 140,000 円

交付先：石川県視聴覚教育協議会

石川県視聴覚教育協議会は、県及び市町村視聴覚教育の連絡を密にしながら、視聴覚教育の振興発展に寄与することを目的としている。

なお、同協議会は生涯学習センター内に設置されており、生涯学習センター館長が会長職を、県・市町教育委員会の視聴覚教育担当部局が事務局を担っている。

補助対象経費：356,026 円

(内訳)

- ・会議費 1,040 円
- ・事務費 26,132 円
- ・事業費 288,854 円 (情報技術活用研修会、ICT活用講座、会報作成等)
- ・全国視聴覚教育連盟加盟負担金 40,000 円

9. 石川県社会教育委員連絡協議会補助金 140,000 円

交付先：石川県社会教育委員連絡協議会

石川県社会教育委員連絡協議会は、社会教育の振興を図るため、社会教育委員が生涯学習の視点に立った社会教育のあり方について奨励研究等を行う団体であり、生涯学習課が事務局となっている。

補助対象経費：752,835 円

(内訳)

- ・役員会 8,978 円
- ・東海北陸地区役員会 17,388 円
- ・全国社会教育委員連合総会 133,704 円 (東京旅費、負担金)
- ・社会教育委員研究協議会 290,386 円 (講師謝金旅費、会場費等)
- ・東海北陸社会教育研究大会 31,000 円 (刈谷市旅費等)
- ・全国社会教育研究大会 73,380 円 (大分市旅費等)
- ・奨励研究 152,268 円 (かほく市、輪島市、志賀町に委託)
- ・社教連機関誌等の配布 23,716 円
- ・社会教育委員功労者表彰 22,015 円

10. 石川県社会教育協会補助金 470,000 円

交付先：石川県社会教育協会

石川県社会教育協会は、昭和23年に創立された団体であり、社会教育の振興を図るため、奨励研究事業等を開催し、県下の社会教育委員をはじめ、社会教育関係者に対する生涯学習についての実践方策を研究協議することを目的としている。

補助対象経費：965,085 円

(内訳)

- ・出版事業 454,360 円 (会誌発行)
- ・顕彰事業 10,054 円 (功労社表彰)
- ・調査研修事業 239,700 円 (フォーラム接点事業)
- ・会議等事業 260,971 円 (総会、理事会等の開催)

11. 石川県公民館連合会補助金 1,920,000 円

交付先：石川県公民館連合会

石川県公民館連合会は、県下 311 公民館を会員として、個々の公民館が特性を生かし、明るい安定した地域づくりを進めるべく、自ら役割機能を果たせる能力を全県下の公民館に培うため、当面する課題について、各種集会を行い研究協議したり、職員の資質向上を図るための情報提供や、研究機会の設定などを目的としている。

補助対象経費：4,767,807 円

(内訳)

・第 52 回東海北陸公民館大会	517,847 円
・第 67 回石川県公民館大会	1,550,345 円
・全国公民館セミナー（県内代表派遣）	141,134 円
・石川県公民館運営研修会	201,688 円
・全国公民館研究集会	483,385 円
・全国公民館連合会総会	408,603 円
・定例総会（理事会）	640,528 円
・市町公民館長研修会	682,000 円
・平成 27 年度市町公民館連合会等事務担当者会議	142,277 円

12. 石川県公共図書館協議会補助金 140,000 円

交付先：石川県公共図書館協議会

石川県公共図書館協議会は、県内公共図書館の連絡を緊密にし、協力体制を強化することにより図書館活動の活性化を図ることを目的としている。

補助対象経費：778,331 円

(内訳)

・会議費	89,760 円	(定期総会、理事会、図書館長会議)
・事業費	236,348 円	(職員研修、実務講習会)
・刊行事業費	157,680 円	
・表彰費	59,580 円	
・負担金	58,000 円	(石川県図書館協会、東海北陸地区公共図書館協議会)
・事務費	176,963 円	

13. 石川県話し方研究会補助金 140,000 円

交付先：石川県話し方研究会

石川県話し方研究会は、話し方及び弁論の研究錬磨により、各人の人格向上と会員相互の親睦をはかり、明るい社会づくりに寄与することを目的としている。

なお、石川県話し方研究会は、役員の高齢化、新規加入者がいないこと、弁論大会への応募者の減少、応募システムの変更などを理由に、平成 28 年 3 月 31 日をもって解散した。

補助対象経費：660,000 円

(内訳)

- ・第 60 回文部科学大臣杯全国青年弁論大会石川県予選大会及び  
第 20 回私の体験発表大会 186,820 円
- ・第 60 回文部科学大臣杯全国青年弁論大会 93,180 円
- ・私の経験発表大会（発表者がなく、解散会となる） 140,000 円
- ・研修事業（歴史探訪と話のテーブル、姫路等視察 10 名） 240,000 円

14. 石川郷土史学会会誌刊行費補助金 100,000 円

交付先：石川郷土史学会

石川郷土史学会は、郷土史の総合的研究を推進し、その研究成果を会誌として発行することを目的としている。

補助対象経費：658,813 円

会誌「石川郷土史学会会誌第 48 号」300 部の印刷、郵送

15. 石川県ユネスコ協会補助金 190,000 円

交付先：石川県ユネスコ協会

石川県ユネスコ協会は、ユネスコ憲章の精神に基づいた国際理解実践活動を通して、地域社会に根ざした地球市民としての意識を高める県民運動の推進を目的としている。

補助対象経費：939,469 円

(内訳)

- ・普及・学習活動事業費 569,597 円（研究会参加、機関誌発行等）
- ・国際交流協力等活動事業費 310,000 円（識字運動等）
- ・会議費 59,872 円（総会、委員会、理事会等）

16. 世界ジャンボリー派遣事業費補助金 1,000,000 円

交付先：日本ボーイスカウト石川県連盟

補助対象経費：14,230,062 円

4 年に一度開催される全世界の代表スカウトの集う 12 日間の野営大会で、平成 27 年 7 月 28 日から 8 月 8 日まで山口市で開催された。

石川県連盟からの派遣人数は総数 86 名（派遣隊 66 名、本部要員 20 名）

17. ボーイスカウト日本連盟全国大会補助金 1,000,000 円  
 交付先：日本ボーイスカウト石川県連盟  
 補助対象経費：2,633,241 円  
 平成 27 年 5 月 30 日から 31 日まで小松市で開催された全国大会  
 参加者約 2,000 名  
 (指導者 700 名、運営スタッフ 100 名、見学スカウト 250 名、一般約 1,000 名)
18. 東海北陸ブロック P T A 研究大会補助金 800,000 円  
 交付先：石川県 P T A 連合会  
 補助対象経費：16,372,131 円  
 平成 27 年 10 月 9 日から 10 日まで小松市（こまつドーム、こまつ芸術劇場うらら等）で開催。参加者 2,618 名  
 東海北陸 6 県 1 市の会員が一堂に会し、「家庭の教育力向上」、「地域との連携の重要性」について、研究・実践・活動した成果をもとに討議。
19. 北信越地区高等学校 P T A 連合会研究大会補助金 400,000 円  
 交付先：石川県高等学校 P T A 連合会  
 補助対象経費：7,651,400 円  
 平成 27 年 7 月 9 日から 10 日まで金沢市（石川県立音楽堂、金沢市アートホール）で開催。参加者 1,251 名  
 北信越地区 5 県の高等学校 P T A 指導者が一堂に会し、P T A 活動の使命と役割、活動のあり方について研究討議。
20. ホビーフェスタ石川開催費補助金 500,000 円  
 交付先：ホビーフェスタいしかわ実行委員会  
 ホビーフェスタいしかわとは、ホビーを一堂に集めて紹介し実際に触れてもらうことで、幅広いホビーの世界を県民に理解してもらい、学習意識の高揚につなげるとともに、新しい余暇の過ごし方の提案を行い、生涯学習の推進につなげるイベント。  
 平成 27 年度は、11 月 22 日から 23 日まで、金沢駅もてなしドーム地下イベント広場等で開催された（来場者 12,928 名、企業出店ブース 5 団体、個人出店ブース 23 団体）。  
 補助対象経費：5,062,600 円  
 (内訳)
- |             |             |
|-------------|-------------|
| ・会場費・付帯設備費  | 100,000 円   |
| ・会場装飾・基礎工事費 | 2,580,000 円 |
| ・運営人件費      | 200,000 円   |

・企画調整費	1,000,000 円
・広報費	1,000,000 円
・制作物経費	150,000 円
・事務局経費	32,600 円

21. カルチャー祭り開催費補助金 1,000,000 円

交付先：(一財) 北國新聞文化センター

カルチャー祭りとは、(一財) 北國新聞文化センターのカルチャー講座受講生の、日頃の活動の成果を発表するイベントで、当該イベントの実施を通じて、生涯学習を普及、振興し、県内の教育、文化の発展に寄与することを目的とする。

平成 27 年度は、9 月 11 日から 13 日まで、金沢市（北國新聞赤羽ホール等）で開催。

（舞台発表は 60 団体、725 名が出演、作品展示は 128 団体、829 名が出品）

補助対象経費：5,101,169 円

(内訳)

・会場費	2,270,376 円
・舞台運営費	929,340 円
・舞台音響費	388,800 円
・司会・音響	97,200 円
・印刷代	641,628 円
・設営費	297,000 円
・備品代・通信費・雑費	476,825 円

22. 民間放送教育協会全国大会補助金 400,000 円

交付先：(公財) 民間放送教育協会

民間放送教育全国大会とは、視聴者と行政、放送局の三者が「テレビと生涯学習」についての意見を交換し、イベント・放送を通じた地域の生涯学習の普及・振興を図ることを目的とするもので、平成 27 年 10 月 31 日に金沢市（北國新聞赤羽ホール）で基調講演、パネルディスカッション等を開催。

補助対象経費：11,814,870 円

(内訳)

・基調講演、シンポジウム出演関係費	1,965,722 円（出演謝礼等）
・会場費関係費	1,444,392 円
・前夜祭歓迎イベント費	2,048,168 円
・大会運営関連費	1,065,927 円（印刷費等）
・大会告知費	3,672,000 円（テレビ、ラジオ、新聞等）

・テレビ番組関連費

1,618,661 円（番組制作費、放送料）

## （2）負担金

### 1. 青年芸能祭負担金 960,000 円

交付先：石川県青年団協議会

目的：郷土芸能をはじめとする文化活動を行う青年に、日頃の活動の成果を発表する機会を与えるとともに、文化活動を通じて地域へ目を向け、地域づくりを進めていくことを目的とする。

内容：平成 27 年 7 月 5 日（石川県青少年総合研修センター）、12 日（石川県政記念 しいのき迎賓館）に、意見発表・将棋・郷土芸能・創作芸能・写真展・生活文化展・舞台パフォーマンスの 7 種目について発表の場を設け、加盟団員 120 人が参加（当初 200 人の参加を予定）。

事業費：決算額 1,409,515 円（予算額 2,170,000 円）

予算額に比較して参加者負担金が△624,000 円、協賛金が△200,400 円となっており、乖離が大きい。

支出は、会場使用料（音響・照明設備）753,411 円が中核であり、その他は印刷製本費・審査員謝礼その他の運営費等となっている。

### 2. 青年団各種大会負担金 580,000 円

交付先：石川県青年団協議会

#### ①第 68 回石川県青年大会

目的：県内の勤労青年が相集い、体育の総合大会の機会を持つことにより、相互の友好親善を深め、健全な郷土社会の建設に寄与することを目的とする。

内容：平成 27 年 6 月 21 日に羽咋市及び中能登町において、ボウリング・バスケットボール・バドミントン・フットサル・卓球の 5 種目の大会を実施し、加盟団員 229 人が参加。

事業費：決算額 945,018 円（予算額 1,101,000 円）

予算額に比較して選手負担金が△220,200 円であった。

支出は、宿泊費が予算 180,000 円のところ決算では 0 円であったが、印刷費が約 140,000 円予算を超過していた。

#### ②第 92 回石川県青年団相撲大会

目的：青年の体位向上・健全な精神の高揚を図るとともに、選手相互の親睦を深め、健民運動の推進に寄与することを目的とする。

内容：平成 27 年 6 月 7 日に羽咋市において 7 チーム 21 人が参加。

事業費：決算額 518,000 円（予算額 533,000 円）



3. 金沢大学社会教育研究振興会負担金 960,000 円

交付先：金沢大学社会教育研究振興会

(県内自治体からも負担金が拠出されており、合計負担金額は 176 万円)

①金沢大学市町共催講座

目的：金沢大学地域連携推進センターと共催で、県民の学習要求に応じて、県内市町において金沢大学の教員を中心とする共催講座を実施する。

内容：7市2町において17講座を実施し、1,245人が参加。

事業費：決算 393,412 円（予算 630,000 円）

②研修事業

目的：県及び市町教育委員会等の社会教育主事又は公民館主事等の社会教育関係者の資質・能力向上のための研修を実施する。

内容：生涯学習・社会教育担当者等研修 1回 62人

教育事務所管内別生涯学習研修会 4回 延べ161人

社会教育主事等フォローアップ研修 1回 46人

事業費：決算 290,212 円（予算 470,000 円）

③生涯学習振興県民フォーラム

目的：各市町において、意欲ある学習者のニーズに応え、充実した学習機会の提供及び生涯学習事業の推進に資するためフォーラムを開催する。

内容：平成 28 年 1 月 28 日に、石川県庁行政庁舎において宇都宮大学基盤教育センター特任准教授の蜂屋大八氏による基調講演とパネルディスカッションを開催し、145人が参加。

事業費：決算 460,155 円（予算 400,000 円）

④子どもときめき交流体験事業

目的：公民館を拠点として、里山や里海といった地域の宝を活かした県内の複数地域間の交流体験事業を実施する。

内容：県内3つの自治体の公民館間において、地域の魅力を活かした他地区の子ども達との交流体験活動を実施し、延べ65人が参加。

事業費：決算 430,543 円（予算 400,000 円）

4. 社会教育主事講習会負担金 120,000 円

交付先：金沢大学社会教育主事講習運営委員会

目的：社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、社会教育主事となるべき者にその職務を遂行するために必要な専門的知識・技能を取得させ、社会教育主事となりうる資格を付与する。

内容：平成 27 年 7 月 21 日から 8 月 21 日にかけて、金沢大学地域連携推進センターにおいて、社会教育主事講習等規程第 3 条に定める科目（講義・演習・実技）を

実施し、45人が参加。

事業費：決算 450,024 円（予算 432,100 円）

収入は、北陸3県が12万円ずつ支出している負担金が主。

支出は、研究集印刷製本費・講師謝金など。

#### 監査の結果

金額が少額のものが多く、補助期間も長期化している。

また、各種団体の公益性の評価及び補助対象事業内容の検証とその金額の妥当性に関する見直しも近年なされていない。

事業内容がマンネリ化している傾向にあり、長期化している補助金は見直しを視野に検証すべきと思われる。

(意見)

青年芸能祭について、参加者が当初見込みを下回ったため、参加者から徴収する負担金収入が減少し、結果として青年芸能祭事業の収入全体に占める県の負担金の割合が予算時約44%から、決算時約68%に増加しており、何らかの見直しが必要であると考えられる。

青年芸能祭は、郷土芸能等の文化活動に取り組む青年団員に、日頃の活動成果を発表する機会を提供し、青年団活動の活性化を推進することを目的とするものであるが、県が負担金を支出する以上は、その活動実績が負担金額に見合っているかどうか問われることになる。

実施種目によっては参加者がごく少数なものもあることから、より多くの青年団員が興味を持ち参加したいと思うような実施種目を追加するなど、青年芸能祭の活性化に向けて、団体に対し提案を行ってはどうか。

(意見)

金沢大学社会教育研究振興会負担金をはじめ、社会教育団体等活動促進費予算で支出している補助金等の実施報告書には、参加人数の記載がないなど報告書として不十分なものが散見された。補助金等を支出する立場として、補助金等がより効果的に使われるよう、援助団体に対して実施報告書の記載の充実を求めるとともに、実施報告書を分析・検証のうえ、活動内容の改善につなげていくべきである。

#### 事務事業名

県民大学校費（事務事業No.4）

#### 事業の背景と目的

社会がめまぐるしく変化する中、県民一人ひとりが、豊かな生涯を送るために必要な知識や技能は、これまで以上に多岐にわたり、その内容も高度化していくものと思われる。

若年層から高齢者まで全ての世代の県民が、生涯を通じて学びの意識を持ち続け、自分ら

しい学びを通じて、自らの成長を実感することができるよう、より多様化・高度化する県民の学習ニーズに適切に対応し、生涯学習に取り組む県民を支援していくことが求められている。

県では、県民の様々な学習ニーズに応え、幅広い年齢層を対象とした講座を提供するため、県民大学校を開設し、現代的な課題などの新しいテーマや参加型学習を取り入れるなど、常に講座内容の充実に取り組んでいる。また、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様なメディアを通じて、生涯学習に関する情報を広く県民に提供している。

根拠法令(条例等)

石川県民大学校運営要綱

事業開始年度

平成2年度

事業費推移

(千円)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
38,490	37,335	37,528	37,325	36,789

平成27年度における事業実施内容詳細

(1) 運営 実施機関数 159、講座数 1,186

(決算額)

- ・ポスター、募集要項等 748,000円
- ・5月の修了証書交付式開催経費 385,000円
- ・事務局経費 141,000円
- ・県民大学校講座開設費 174,000円
- ・県民大学校大学院講座開設費 461,000円
- ・放送利用講座開設費 34,348,000円
- ・能登校講座費 532,000円

(2) 講座の開設(生涯学習センター主催)

- ・石川県民大学校・大学院修了証書交付式記念講演
- ・石川県民大学校大学院論文発表会記念講演 ・人権講演会
- ・ふるさとふれあい講座(本多の森) ・ふるさとふれあい講座(現地コース)
- ・ふるさと発見出前講座 ・ふるさとモット学び塾(インターネット視聴)
- ・ファシリテーター養成講座(入門編・応用編) ・あすなる悠々塾
- ・兼六ビデオ講座 ・本多の森シネマアーカイブ
- ・ゴールデンウィークスペシャル講演会 ・ファミリー・カレッジ in 本多の森
- ・石川県民大学校大学院「石川の博士」養成講座(専修コース・講師養成コース)
- ・石川県民大学校大学院開放講座

以下、能登校

- ・能登文化講座 ・いしかわを知る講座 ・能登特別映画会 ・ふるさと文化探究講座
- ・古文書手習い塾 ・古文書解読講座 ・能登陶芸教室 ・あすなる悠々塾 in 能登

・夏休み子ども陶芸教室 ・夏休み子ども特別映画会 ・サンドブラスト体験教室

(3) テレビ利用講座開設事業の委託

①石川総合理解講座「いしかわ大百科」(平成2年～)

委託先：(株)テレビ金沢 (一者随意契約)

放送期間：平成27年4月19日～平成28年3月27日

(毎週日曜日 7:00～7:30)

放送回数：17回 (うち再放送2回)

委託料：17,259,000円

放送内容(例)

- ・「クール・カナザワ～外国人が見た城下町～」
- ・「輪島塗の美意識～うるしがつなぐ伝統～」
- ・「世界へ発信～苔の里と南加賀の自然～」
- ・「天然の旨味～奥能登・塩街道～」
- ・「旬を味わう～金沢・冬の名物料理～」 等

随意契約理由

本件事業は、石川県民大学校のテレビ放送利用講座として、本県の歴史や文化等を紹介し、郷土いしかわに対する総合的な理解を促進するために、テレビ放送を通じて広く県民に学習機会を提供するものである。

このため、契約の相手方には企画制作の知識や技能のみならず、当該業務についての深い理解と認識が要求され、また、継続的な業務実施による番組の質の保持・向上が重要である。

(株)テレビ金沢は25年間当該業務に携わっており、その間蓄積した膨大な資料や技術的知識・情報により、質が高く、本県の歴史や文化に対する意識を高める番組を制作できる放送会社である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。

②生涯学習講座「ふれあい空間いしかわ」(昭和40年～番組名変更あり)

委託先：石川テレビ放送(株) (一者随意契約)

放送期間：平成27年9月26日～平成28年3月26日

(毎週土曜日 11:15～11:30)

放送回数：27回 (うち再放送3回)

委託料：17,089,000円

放送内容(例)

- ・「過去・現在・未来をつなぐデジタル大型絵図」(県立図書館)
- ・「ネットに潜む危険性から子どもを守ろう」(ホッとネット大作戦)
- ・「いしかわっ子探検隊」(白山青年の家)
- ・「標本展示と観察会で伝える白山高山植物の魅力」(自然史資料館)

・「朝ごはんを食べよう！早寝・早起き・朝ごはん」（宝達志水町・加賀市） 等  
随意契約理由

本件事業は、石川県民大学校のテレビ放送利用講座として、県内の生涯学習施設や活動を紹介し、生涯学習に対する意識を啓発するために、テレビ放送を通じて広く県民に学習機会を提供するものである。

このため、契約の相手方には企画制作の知識や技能のみならず、当該業務についての深い理解と認識が要求され、また、継続的な業務実施による番組の質の保持・向上が重要である。

石川テレビ放送㈱は 41 年間にわたり社会教育放送の企画・運営・制作等に携わっており、その間蓄積した膨大な資料や技術的知識・情報、生涯学習関係者との幅広い人脈を有し、質が高く、県民の生涯学習に対する意識を高める番組を制作できる放送会社である。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としたい。

#### 監査の結果

テレビ番組の制作・放送に関する㈱テレビ金沢及び石川テレビ放送㈱との長期一者随意契約については、P. 136 に記載する。

#### 事務事業名

ふるさと学習推進事業費（事務事業 No. 5）

#### 事業の背景と目的

平成 26 年度末の北陸新幹線金沢開業を目前に、次第に高まりつつあった「ふるさと石川についてもっと多くのことをもっと深く学びたい」という県民の要望に応えるための講座として、それまで実施していた「いしかわいきいき講座」を拡充発展させたもの。

県民一人ひとりが石川の魅力について知識を深め、ふるさと石川への愛着と誇りを持つことができるよう、専門家による石川の文化・歴史・自然等をテーマとした講座を実施している。

#### 根拠法令(条例等)

平成 27 年度「ふるさとモット学び塾」実施要項

平成 27 年度「ふるさとモット学び塾-ふるさとふれあい講座」実施要項

平成 27 年度「ふるさとモット学び塾-ふるさと発見出前講座」実施要項

#### 事業開始年度

平成 25 年度

#### 事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
—	—	1,990	1,345	1,242

## 平成 27 年度における事業実施内容詳細

### ふるさとモット学び塾

県民一人ひとりが石川の魅力について知識を深め、ふるさと石川への愛着と誇りをもつことができるよう、専門家による石川の文化・歴史・自然等をテーマとした講座を実施する（案内チラシ 13,000 部作成）。

#### (1) ふるさとふれあい講座

##### ①本多の森会場

本多の森庁舎を会場に 10 回の講座が実施された。

報償費	97,600 円
賃借料（会場借上費）	360,900 円
その他経費	78,780 円

##### ②現地コース

景勝地・史跡・偉人ゆかりの地等を巡回する 6 回の講座が実施された。

報償費	154,120 円
賃借料（バス借上費）	376,840 円
その他経費	29,400 円

#### (2) ふるさと発見出前講座

平成 27 年 4 月から 5 月に、小中学校・公民館から出前講座の要望を募集し、平成 27 年 7 月から平成 28 年 2 月に、要望のあった小中学校 13 校、公民館 11 館に講師を派遣。

報償費	133,700 円
その他経費	10,660 円

## 監査の結果

特に意見等はない。

## 事務事業名

ファミリー・カレッジ開設事業費（事務事業 No. 6）

### 事業の背景と目的

かねてより、県民大学校の受講者のうち 60 歳以上の県民の割合が多かったため、30～40 歳代の子育て世代を対象にした県民大学校の講座が必要と考えられていた。

そこで、ファミリーカレッジ in 本多の森と称して新たな講座を開設し、子どもを含む若年層の生涯学習に対する意欲を引き出し、全ての世代を通じた生涯学習の推進を図ることを目的としている。

### 根拠法令(条例等)

平成 27 年度「ファミリー・カレッジ in 本多の森」実施要項

### 事業開始年度

平成 27 年度



## 事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
—	—	—	—	2,464

## 平成 27 年度における事業実施内容詳細

小学 1～4 年生の児童・保護者を対象に 4 講座を実施

## (1) 本多の森で一日留学 (参加人数 44 組 114 人)

県国際交流員により、子ども向けに母国を日本語で紹介する講座

テーマ：「イギリスの発明」、「ロシアの料理」、「ブラジルの自然」、「中国のパンダ」、「韓国のお祭り」

## (2) 親子で楽しむミュージカル (参加人数 40 組 94 人)

劇団四季俳優加藤敬二氏 (石川県出身) によるトークショーとミュージカル体験

## (3) 親子で楽しむ将棋 (参加人数 52 組 124 人)

将棋棋士橋本崇載八段 (石川県出身) による講演と将棋解説

## (4) 親子ワクワク・レシピを考えよう (参加人数 52 組 118 人)

料理研究家コウケンテツ氏による講演・ワークショップ

本講座については、北陸学院大学短期大学部の学生・教職員が運営を補助。

## (5) 予算執行状況

講師等謝金	1,490,700 円
講師等旅費	111,520 円
会場等借上料	354,390 円
その他経費	507,390 円

## 監査の結果

特に意見等はない。

## 事務事業名

心の教育推進事業費 (事務事業 No. 7)

## 事業の背景と目的

少子化・核家族化、インターネットの普及等による家庭の教育力の低下や、地域での人間関係の希薄化により、家庭教育が困難となる状況が見られ、家庭教育を支えてきた地域でも、その教育力の低下が懸念されており、社会全体で子どもの健やかな育ちを支援する必要性が高まっている。

第 1 期基本計画において、社会全体で家庭や地域の教育力を推進する目標のもと、学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくりとして、心の教育推進協議会を組織し、団体間の連携・協力のもと、社会全体で子ども達の豊かな人間性を育てる観点からの施策を実施している。

平成 27 年度は、「心の教育推進総括事業」、「家庭・地域教育力向上推進事業」、「いじ



め・不登校対策事業」を柱として各種事業が行われた。

#### 事業開始年度

心の教育推進協議会の発足は平成 23 年 4 月

各事業の開始年度については、それぞれの事業に記載

#### 事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
10,438	8,556	8,447	8,528	7,940

#### 平成 27 年度における事業実施内容詳細

##### (1) 心の教育推進総括事業

①心の教育推進協議会（平成 23 年度～） 年 2 回開催

②心の教育推進大会の開催（平成 12 年度～）

旧名「豊かな心を育む教育推進県民大会」、平成 23 年度に名称変更  
舞の海秀平氏による講演「可能性への挑戦」等

##### (2) 家庭・地域教育力向上推進事業

①親子の架け橋一筆啓上「親子の手紙」（平成 10 年度～）

5 月 10 日から 8 月 12 日を募集期間とし、県内全ての小中学生と親（祖父母などの家族を含む）を対象に募集要項を配付した。

また、新小学 1 年生保護者には、平成 26 年度優秀賞作品を掲載したダイジェスト版もあわせて配付した。

選考委員会（外部委員 2 名）による審査の上、入賞作品（優秀賞 10 作品、入選 50 作品、佳作 60 作品）を選定した。優秀賞と入選受賞者には、表彰状を渡した。優秀賞の副賞として「『親子ふれあいの旅』ギフトカード」を渡した。

優秀賞・入選作品は、作品集にまとめ発表した。佳作は作品集に名前のみ掲載する。作品集は、応募者、県内小中学校、県内小中学校 P T A、公民館、図書館、社会教育施設等に配付した。

②グッドマナーキャンペーン（平成 13 年度～）

毎年 9 月の一か月間をキャンペーン月間とし、キャンペーンの P R のためポスターを制作している。ポスター原案は、県内高等学校より募集し、選考は生涯学習課内で行っている。36 名の応募があり、入選者は 7 名であった。入選者の内、1 名の作品がポスター原案として採用される。

なお、採用者 1 名に図書カード 5 千円、その他入選者 6 名に図書カード千円、選外者 29 名にシャープペンシルを交付した。

③子どもの生活リズム向上推進事業（平成 20 年度～）

3 歳から 5 歳児を対象に、げんきいっぱいカードを配布し、早寝・早起き・朝ごはん・挨拶についてシールを貼りチェックする。達成できた日数に応じ、達成賞を贈呈する。

371 園、8,674 名が達成。

④ラジオ広報「ハートフルいしかわ」（平成 17 年 10 月～）

旧名「いしかわ夢広場」、平成 26 年度に名称変更。

委託先：㈱ラジオかなざわ（一者随意契約）

委託料：1,404,000 円

放送期間：平成 27 年 4 月 11 日～平成 28 年 3 月 26 日

（毎月第 2、第 4 土曜日 9:00～9:15）

放送回数：24 回

主な放送内容：生涯学習課の事業や「心の教育」に携わる人々の取組の紹介、「親子の手紙」の朗読等

随意契約理由

心の教育推進協議会では、生涯学習課の事業や、石川県内で「心の教育」の推進に取り組んでいる団体などの様子を通して、「豊かな心を育むこと」の大切さを伝える番組を委託制作し、広く県民に広報する事業を行う。なお、この事業は「心の教育」の普及啓発を図るものである。

コミュニティFM放送局「ラジオかなざわ」は、県中央部の金沢市を中心に白山市、野々市市など 4 市 2 町（エリア人口約 60 万人）に視聴エリアが及んでいる。さらには、加賀エリアの「ラジオこまつ」、能登エリアの「ラジオななお」の 2 局ネットにより、県内のほぼ全域をカバーしている。

また、これまでの番組制作における実績もあり、今後も事業の趣旨に沿った番組の提供が期待できる。

よって、同社を契約の相手方とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を準用し、随意契約としたい。

⑤スポーツ選手ふれあい事業「ドリーム交流がんばれ石川っ子」（平成 13 年度～）

目的：トップアスリートとの交流を通して、子供たちのスポーツに対する夢や希望を膨らませ、生涯にわたってスポーツに親しみ、明るい生活を営む態度を育てる。

開催日、場所：平成 27 年 10 月 31 日、いしかわ総合スポーツセンター

講師：大畑大介氏（ラグビー元日本代表）

参加者：小学校 4～6 年生 92 名（小学校へのポスター掲示等により参加者募集）

活動内容：実技指導、ゲーム、質問タイム

(3) いじめ・不登校対策事業

①いじめ問題対策特別委員会（平成 26 年度～）

目的：いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ問題対策特別委員会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。

委員：弁護士、医師等計 15 名

議題：1 回目（10 月 21 日）

いじめ防止等に関係する機関及び団体の取組等を情報交換することによる

## 連携等

2回目（3月24日）

県内のいじめの状況や県教育委員会の取組等に対する各団体の専門的立場からの意見交換による取組の充実等

### ②生徒指導課題相談員派遣（平成11年度～）

目的：いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動等について、各種専門家等を相談員として学校に派遣し、学校における問題行動等の未然防止、早期発見や適切な早期対応に資する。

相談員：精神科医、臨床心理士等 計10名

派遣実績：小学校1件、中学校8件、高等学校1件 計10件

### ③高校生ボランティアリーダー養成事業（平成24年度～）

目的：高校生のボランティア活動活性化のため加賀、能登の2か所でリーダー養成合宿を実施

参加者：高校生54名

実績：合宿においてボランティアの意義等を学ぶ講義、各学校で行う活動計画の立案等を実施

## 監査の結果

ラジオ番組の制作・放送に関する(株)ラジオかなざわとの長期一者随意契約については、P.136に記載する。

## 事務事業名

土曜日の教育支援推進事業費（事務事業No.8）

### 事業の背景と目的

平成14年に学校5日制が完全実施されてから10年以上が経過し、学習塾や習い事、地域行事への参加など、様々な経験を積み、有意義な土曜日を過ごしている子ども達がいる一方、必ずしも有意義に過ごせていない子ども達の存在も指摘されている。

平成25年11月の学校教育法施行規則の改正に伴い、学校設置者の判断による土曜授業が可能となったほか、文部科学省は、質の高い土曜授業実施のための支援策、地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など、様々な活動促進のための支援策を講じることにより、より豊かで有意義な土曜日の実現を目指す「土曜日の教育活動推進プラン」を平成25年度に策定した。

これを受けて、教育委員会では子ども達の土曜教育活動の充実のため、様々な体験や技能を持ち、第一線で活躍する地域の人材・企業などの豊かな社会資源を活用し、体系的・継続的なプログラムの実施や、地域と連携した土曜日の教育支援を通じて、土曜日の教育支援体制等の構築を図る「地域の人材を活かした土曜日の教育支援推進事業」を実施している。

根拠法令(条例等)

石川県補助金交付規則

石川県地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業費補助金交付要綱

事業開始年度

平成 26 年度

事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
—	—	—	4,396	4,885

平成 27 年度における事業実施内容詳細

補助金 (3,178,000 円)

	市町	箇所数	補助対象経費	補助金
1	七尾市	18 箇所	352,500 円	235,000 円
2	小松市	7 箇所	1,603,598 円	1,069,000 円
3	加賀市	5 箇所	1,231,250 円	820,000 円
4	白山市	5 箇所	1,036,332 円	690,000 円
5	津幡町	7 箇所	370,500 円	247,000 円
6	内灘町	2 箇所	176,022 円	117,000 円

※中能登町は 563,000 円の補助が交付決定され、土曜日の教育支援事業は行われたが、補助対象経費（講師謝金等）の支出がなかった。そのため、補助金確定額は 0 円であった。

監査の結果

石川県内において、補助金にて事業を実施している自治体とそうではない自治体があり、補助金にて行われている事業でも自治体ごと、あるいは教室ごとの運営の違いが大きい。本制度を利用していない自治体については、既にニーズが満たされているため申請がないという認識は可能であるが、ニーズがあるにも関わらず、本事業を実施しておらず、結果として不利益を被っている地域がないかどうか、引き続き調査をお願いしたい。

事務事業名

家庭教育総合推進事業費（事務事業 No. 9）

事業の背景と目的

都市化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、保護者が身近な人から家庭教育に関する知識やノウハウを学ぶ機会が少なくなっていることから、子育てに悩みや不安を抱える保護者の孤立化が懸念されている。加えて、生活規律や学習習慣を子どもに身に付けさせることが困難な家庭の増加や家庭内のコミュニケーション不足も指摘されており、地域社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっている。

小学校や中学校に入学前の保護者は、子どもの成長に期待を膨らませる一方で、不安や悩みを抱えがちであることから、保護者に対する適切なアドバイスを掲載した親学びに関する冊子を配付するとともに、学校における親学び講座の開催を支援することを目的とする。

根拠法令（条例等）

社会教育法

事業開始年度

平成 9 年度

事業費推移

（千円）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
16,082	16,016	16,063	18,182	18,247

平成 27 年度における事業実施内容詳細

（1）親学び支援の充実の一環として「肝心かなめの 1 年生塾」

①冊子の作成・配付

・「平成 27 年度肝心かなめの 1 年生一子育ては脳育てー」

内容：成長や発達段階を踏まえた子どもとの関わり方、規則正しい生活のリズムの重要性等

部数：14,000 部

配付方法：全保護者が集う小学校入学説明会等で配付、説明

・「平成 27 年度思春期のここが肝心～思春期の理解と関わり方～」

内容：中学生生活のキーワード、思春期の心の特徴、規則正しい生活のリズムの重要性等

部数：30,000 部（平成 28 年度中学 1 年生及び平成 27 年度中学 1 年生の保護者）

配付方法：全保護者が集う中学校入学説明会等で配付、説明

・冊子の制作にあたっては、冊子作成委員会（生涯学習課長を委員長とする委員 6 名）にて内容を検討し、大学教授の監修を受けた。

②親学びアドバイザー養成研修会の開催

平成 27 年 8 月 19 日に、石川県地場産業振興センターにおいて、小中学校の教職員を対象とし、親学びアドバイザーとしての資質を高めることを目的に、発達段階に応じた親の役割や子どもとの関わり方、発達脳科学に基づいた子育てのあり方についての研修会を開催。（①の冊子の監修者である大学教授の講演等）

③予算執行状況

監修料	200,000 円
作成委員謝金	65,575 円（3 回開催）
印刷費 小学校分	347,760 円（株そうごう・オープンカウンター）
中学校分	531,350 円（株そうごう・オープンカウンター）
研修会の会場借り上げ料	104,360 円

## (2) 家庭教育相談体制の充実

### ①無料電話相談の実施

相談体制：平日 9:00～17:00。相談員は午前・午後各 1 人の交替制  
(相談員総数 13 人、相談員報酬は 4 時間あたり 2,500 円)  
報酬総額：1,205,000 円  
実績：189 件

### ②家庭教育カウンセリングの実施

時期：月 1 回 (第 3 土曜日 10:00～12:00)。臨床心理士が対応。  
(カウンセラー報酬は 2 時間あたり 11,000 円、報酬総額 77,000 円)  
実績：11 件

### ③事業全体を企画・研究する専門委員会の設置

委員：心理学、精神医学、教育相談関係者、臨床心理士の 4 人  
委員は電話相談員を指導・助言するスーパーバイザーを兼ねる。

### ④電話相談員向け研修会

平成 27 年 9 月 9 日に県庁で実施 (講演、事例検討)。

## (3) テレビ番組制作「げんき日記」(昭和 48 年～)

委託先：北陸放送(株) (一者随意契約)  
放送期間：平成 27 年 10 月 10 日～平成 28 年 3 月 19 日  
(毎週土曜日 17:00～17:15)

放送回数：22 回 (うち再放送 6 回)

委託料：15,145,000 円

放送内容 (例)

- ・「ぼくらの民謡寺子屋」
- ・「料理店が子育て広場」
- ・「目指せ！オリンピック選手」
- ・「ママの笑顔は家族の元気」
- ・「言葉にして伝えよう～親子の手紙」 等

随意契約理由

本件事業は、家庭の教育力の充実を支援し家庭教育の活性化を図るために、広く県民に家庭教育に関する学習機会を提供するものである。

このため、契約の相手方には企画制作の知識や技能のみならず、当該業務についての深い理解と認識が要求され、また、継続的な業務実施による番組の質の保持・向上が重要である。

北陸放送(株)は昭和 48 年度以来 40 年間当該業務に携わっており、その間蓄積した膨大な資料や技術的知識・情報により、質が高く、県民の家庭教育に対する意識を高める番組を制作できる放送会社である。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約と



したい。

## 監査の結果

(意見)

家庭教育相談体制については、相談件数の実績が少なく感じられるので、新聞への広告掲載や小中学校の保護者に配付するパンフレットへの情報掲載などの既存の周知の取組に加え、県や市町の広報誌への掲載や、イベント等でのチラシ配布など、一層の広報周知に努めるべきである。

(意見)

北陸放送(株)の委託契約の収支精算書明細が分からない。委託契約締結時には詳細な積算内訳はあるが、委託事業実施結果についても、費用の内訳を検証すべきである。

なお、テレビ番組の制作・放送に関する北陸放送(株)との長期一者随意契約については、P.136に記載する。

## 事務事業名

インターネット等適正利用推進事業費（事務事業No.10）

### 事業の背景と目的

インターネットの社会への急激な浸透により、携帯型音楽プレーヤー等を通して、小中学生でも簡単にSNSやオンラインゲームが利用できるようになり、書き込みによるいじめや不登校、ネット依存など、様々なトラブルが発生している。

インターネット利用に潜む危険性から子どもを守るためには、子育てについて第一義的責任を持つ保護者自身が正しい知識を持ち、学校と連携して取り組むことが必要である。そこで、家庭でのルールづくりや日常の見守りなどに取り組むPTAの活動を支援することを通して、子どもの健全なインターネット利用の推進を図る。

県としては、平成20年度から携帯電話の有害情報対策事業を実施している。平成22年1月にいしかわ子ども総合条例が改正され、小中学生の携帯電話を持たせない努力義務、フィルタリングサービスを利用しない申出をする場合に、やむを得ない理由を記載した書面を携帯電話事業者に提出する義務が課された。

一方、青少年のスマートフォン所持率は、全国値で平成22年の9.7%から平成25年には62.6%と激増している背景があり、保護者に対する啓発の必要性はますます高くなっていることから、平成26年度からは「親子のホッとネット大作戦」として、取組を強化している。

### 根拠法令（条例等）

いしかわ子ども総合条例（平成19年条例第18号）

第33条の2（携帯電話の利用制限）、第34条の2（フィルタリングの徹底）

平成27年度「ホッとネット大作戦」実施要領



事業開始年度  
平成 26 年度

事業費推移 (千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
476	463	651	3,426	2,635

※平成 25 年度までは携帯電話の有害情報対策事業として実施

平成 27 年度における事業実施内容詳細

(1) 啓発用パンフレット「親子のホッとネット大作戦ストロング」の作成・配付

内容：インターネット利用に潜む危険性、ルールづくり、日常の見守り等に関する保護者の啓発に関する説明が図入りで記載（A 4 版 16 ページカラー刷り）。

監修：安川雅史氏（全国webカウンセリング協議会理事長）

川島隆太氏（東北大学加齢医学研究所所長・教授）

部数：160,000 部（小中高等学校・特別支援学校の全保護者）

配付方法：原則、7 月の通知表渡しの日、各学校の教員から保護者に手渡し。

市町の教育委員会、子ども会連合会、母親クラブ、児童館、公民館、携帯電話会社、少子化対策監室等にも配付した。

事業費：監修費 634,112 円（ホッとネット講座の講演料・交通費込み）

印刷費 2,103,840 円（株チューエツ・オープンカウンター）

（うち県少子化対策監室予算より 1,000,000 円充当）

(2) 中学校 3 年生保護者向け特別リーフレットの作成・配付

内容：インターネット利用に潜む危険性、ルールづくり、フィルタリングサービス利用の重要性について、簡単に説明した号外版リーフレット（A 5 版 4 ページカラー刷り）。

部数：14,000 部（中学校 3 年生※の保護者）

※中学校から高等学校に進学するとスマートフォン等の所持率が一気に増加するため

配付方法：学校を通じて配付。

事業費：印刷費 98,280 円（ミナミ印刷株）

(3) 「ホッとネット講座」の開催

対象：県内小中高校 P T A 役員及び教職員各 1 名（実績：770 名）

開催日、場所：平成 27 年 6 月 28 日、内灘町文化会館

内容：インターネット利用に潜む危険性やネット依存の怖さ、家庭でのルールづくりや日常の見守りの大切さについて、保護者も学び、正しい知識を身につけることを目的として、以下の講義等を実施。

・講演 1 「命を守るフィルタリングと家庭での見守り」

安川雅史氏（全国webカウンセリング協議会理事長）

・講演 2 「ネットの使いすぎは、脳の中から学んだものを消してしまう!？」

川島隆太氏（東北大学加齢医学研究所所長・教授）

・対談「ネットとうまくつき合うために」

安川雅史氏 × 川島隆太氏

(4) 保護者向け情報交換会の開催

「ホッとネット講座」参加者が主体となり、学校単位で保護者向け情報交換会を開催（私立、国立、特別支援学校を除く全ての学校で開催）。警察官や生涯学習課職員、携帯電話会社社員が講師を務め、ネットの危険性やフィルタリングの必要性を説明。

(5) 事務費等 799,285 円

監査の結果

(意見)

情報交換会に参加した保護者に対しての啓発効果はあるが、一方、情報交換会に参加できない保護者に対しても、個人面談や入学説明会等の機会を捉えての啓発のほか、学校便りやホームページ等の媒体を活用した広報など、効果的な普及啓発に取り組むべきである。

事務事業名

放課後子ども教室推進事業費（事務事業No.11）

事業の背景と目的

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、総合的な放課後対策に取り組むことが必要である。

従前より、文部科学省所管の「放課後子供教室」と、厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」の制度が併存している。前者は「学び・体験・交流の場」が主目的で、対象は全ての小・中学生、利用料金無料、利用可能時間 17 時までである一方、後者は「遊び・生活の場」が主目的で、対象は留守家庭の小学生、利用料金有料、利用可能時間 19 時までであるという違いがあったが、社会において営む機能面にあまり差はなく、分かりにくい状況であったため、平成 26 年 7 月策定の「放課後子ども総合プラン」においては、両者が連携、情報共有して、総合的な放課後対策に取り組むこととされた。

「放課後子ども総合プラン」においては、①地域と学校の連携・協働による全ての子ども達を対象とした学習支援・プログラムの充実、②一体型または連携型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を計画的に整備（一体型の取組を推進）することが目標とされている。根拠法令(条例等)

石川県補助金交付規則

平成 27 年度石川県放課後子ども教室推進事業費補助金交付要綱

事業開始年度

平成 19 年度

事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
7,618	6,757	7,938	5,224	5,962

平成 27 年度における事業実施内容詳細

(1) 補助金 (5,554,000 円)

	市町	教室数	補助対象経費	補助金
1	輪島市	18 教室	1,290,281 円	860,000 円
2	加賀市	3 教室	728,000 円	485,000 円
3	羽咋市	6 教室	183,810 円	122,000 円
4	白山市	2 教室	512,500 円	341,000 円
5	野々市市	6 教室	2,068,488 円	1,378,000 円
6	津幡町	11 教室	1,249,500 円	833,000 円
7	志賀町	8 教室	1,791,630 円	1,194,000 円
8	中能登町	5 教室	275,000 円	183,000 円
9	能登町	1 教室	237,000 円	158,000 円

(2) 放課後子ども総合プラン推進委員会 (44,120 円)

平成 27 年 7 月 3 日 13:00~14:30 県庁で実施

謝金 4 名 1 時間当たり 5,100 円 謝金 30,600 円、旅費 13,520 円

(3) 放課後子ども総合プラン研修会の開催 (58,818 円)

1 回目 平成 27 年 9 月 2 日 9:30~12:00 いしかわ総合スポーツセンターで実施

2 回目 平成 28 年 1 月 15 日 10:00~12:00 いしかわ総合スポーツセンターで実施

謝金 1 名 15,250 円 旅費 43,568 円

(4) 放課後子ども総合プラン事業報告書の作成 (137,160 円、1,000 部)

第一印刷(株) オープンカウンター 5 者見積

各教室、学校等に配付

(5) 事務費等 (167,880 円)

監査の結果

一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を目指すという国の方針に基づいて県の事業も実施されている。

県内において、補助金にて事業を実施している自治体とそうではない自治体があり、補助金にて行われている事業でも自治体ごと、あるいは教室ごとの運営の違いが大きい。活動内容について、毎年、各市町に調査をしており、報告書を受け取っている。引き続き全体の検証が必要と思われる。

また、石川県では、放課後児童クラブが充実しているため、放課後子供教室を実施して

いない自治体が多いと推測されるが、ニーズがあるにも関わらず実施しておらず、結果として不利益を被っている地域がないかどうか、引き続き調査するとともに、運用の改善を期待したい。

#### 事務事業名

いしかわ子ども自然学校推進事業費（事務事業No.12）

#### 事業の背景と目的

都市化、少子化の進展、地域とのつながりの希薄化、情報メディアの急速な普及などにより、子ども達の成長に必要な遊びや体験活動、本物を見る機会が少なくなっていることが指摘されている。幼少期から多くの人と関わりながら体験を積み重ねることは、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、チャレンジ精神、異なる他者と協働する能力等を育むために、様々な体験活動が求められている。

県では、青少年教育施設を活用した自然体験、宿泊体験プログラムを充実させるため、「いしかわ子ども自然学校」や「海洋チャレンジプログラム」を実施している。

#### 根拠法令(条例等)

社会教育法

#### 事業開始年度

平成 14 年度

#### 事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
6,943	5,799	5,667	5,949	6,154

#### 平成 27 年度における事業実施内容詳細

##### (1) 白山青年の家

内容：「いしかわっ子探検隊（6回）」、「白山と手取川の大冒険（2回）」、「Let's Go 家族でチャレンジ（11回）」

委託先：（一財）白山市地域振興公社（1,127,000 円）

##### (2) 白山ろく少年自然の家

内容：「自然発見かもしかクラブ（5回）」、「わくわくランド白山ろく（3回）」、「家族の絆で白山の自然をエンジョイ（7回）」

委託先：（一財）白山市地域振興公社（1,112,000 円）

##### (3) 能登少年自然の家

内容：「飛び出せ海へイルカクラブ（4回）」、「家族でチャレンジとびうお探検隊（11回）」

委託先：（一財）石川県民ふれあい公社（931,000 円）

##### (4) 鹿島少年自然の家

内容：「変身 碁レンジャー（5回）」、「碁石の夏にとびだそう（2回）」、

「親子物語（9回）」

委託先：（一財）石川県県民ふれあい公社（1,047,844円）

（5）パンフレット作成・配布（平成28年版）

38,000部、685,368円（㈱そうごう・オープンカウンター）

（6）事務費等 267,071円

（7）自然体験わくわく夢塾

内容：白山ろく少年自然の家等で、不登校及び不登校傾向の児童生徒に自然体験や集団宿泊体験活動の機会を提供する。（報償費等 983,842円）

監査の結果

特に意見等はない。

事務事業名

海洋体験活動推進事業費（事務事業No.13）

事業の背景と目的

都市化、少子化の進展、地域とのつながりの希薄化、情報メディアの急速な普及などにより、子ども達の成長に必要な遊びや体験活動、本物を見る機会が少なくなっていることが指摘されている。幼少期から多くの人と関わりながら体験を積み重ねることは、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、チャレンジ精神、異なる他者と協働する能力等を育むために、様々な体験活動が求められている。

県では、青少年教育施設を活用した自然体験、宿泊体験プログラムを充実させるため、「いしかわ子ども自然学校」や「海洋チャレンジプログラム」を実施している。

根拠法令(条例等)

社会教育法

事業開始年度

平成24年度

事業費推移

(千円)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
—	2,037	2,451	1,857	1,517

平成27年度における事業実施内容詳細

(1) 七尾湾での洋上体験プログラム（2回）

（一財）石川県県民ふれあい公社（以下「ふれあい公社」という。）が指定管理者となっている鹿島少年自然の家が、2泊3日のプログラムを実施。（委託料：509,000円）

(2) 舳倉島での離島体験プログラム（2回）

ふれあい公社が指定管理者となっている能登少年自然の家が、2泊3日のプログラムを実施。（委託料：740,000円）

## 監査の結果

特に意見等はない。

## 事務事業名

人権教育総合推進事業費（事務事業No.14）

## 事業の背景と目的

「人権の世紀」と言われる 21 世紀において、女性、子ども、高齢者、障がいのある方などに対する差別や、同和問題、インターネットによる人権侵害などが今なお存在しており、特に子どものいじめや虐待などが社会的な問題となっている。

また、東日本大震災に伴う風評等に基づく人権侵害、性的少数者への偏見や差別など、新たな人権課題も発生している。

平成 27 年度に改訂された「石川県人権教育・啓発行動計画」を踏まえ、学校教育や社会教育において、人権や人権擁護に関する理解を深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受け止めるような人権感覚を育成する必要がある。

## 事業開始年度

平成 9 年度

## 事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
5,234	7,627	7,671	7,239	7,687

## 平成 27 年度における事業実施内容詳細

### (1) 指導者研修

#### ①市町職員等対象

市町人権教育担当者研修会 1 回開催 29 名参加

公民館職員研修 1 回開催 75 名参加

#### ②社会教育関係団体対象等 9 回開催 延べ 2,923 名参加

### (2) 教材・啓発資料の作成・配布

#### ①人権教育図書の購入 202,555 円 (株)うつのみや)

県立図書館に設置 (153 冊)

#### ②DVD購入 1,307,404 円 (東映ビデオ(株)、オープンカウンター)

内容：スマホの安全な使い方教室 (SNSトラブル)、ひとりぼっちはいやだよね (いじめ防止)、生まれ来る子へ (家庭内での人権教育用)、職場の日常から考えるパワーハラスメント、あなたに伝えたいこと (インターネット時代における同和問題)

#### ③人権教育啓発冊子「人・人・人への思いやり」の制作 96,641 円

総務部総務課が 2,500 部作成。総務部総務課への転配当による支出。

#### ④人権啓発クリアファイルの制作 99,910 円 (有)フジタ印刷)

2,200 部制作

- ⑤人権啓発グッズの制作 289,116 円（アンチ糺、オープンカウンター）  
 ペン 800 本、トートバッグ 200 個、マグネット 600 個、マスク 900 個  
 各グッズには、「みんなで築こう 人権の世紀 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心 石川県教育委員会」のメッセージを入れる。

監査の結果

特に意見等はない。

事務事業名

生涯学習情報提供システム推進費（事務事業 No. 15）

事業の背景と目的

県民の多様な生涯学習ニーズに対応した「講座案内」「講師案内」「視聴覚教材情報」「ふるさと情報」「イベント情報」の情報検索、及び「石川の記録映像」「ふるさとモット学び塾講座ビデオ」の動画をインターネット上で配信することにより、最新の役に立つ生涯学習に関する情報を広く県民に提供することを目的とする。

根拠法令(条例等)

学校以外の教育機関等設置に関する条例（昭和 32 年条例第 14 号）

事業開始年度

平成 11 年度

事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
871	827	734	719	718

平成 27 年度における事業実施内容詳細

(1) 運用

サーバーを県庁内ネットワーク管理室に設置して生涯学習センターと専用回線で接続し、24 時間運用している。

(2) 提供情報 (17,161 件)

ふるさと情報（県内の名所・史跡・名物・祭り・観光コース等）	2,438 件
視聴覚教材情報（16 ミリフィルム・ビデオ教材）	11,325 件
イベント情報（県内の各種事業・イベント・催し物等）	210 件
講座案内（県内の各種講座・講演会等）	2,685 件
講師案内（講演会・学習会等の講師や地域の指導者）	462 件
映像（今蘇る石川の記録映画・講座ビデオ）	41 件

(3) 利用状況

平成 27 年度データベース利用 50,476 件

(4) 支出内訳

需用費 65,000 円



役務費 90,000 円

使用料及び賃借料 563,000 円

主な経費は、システム賃貸借にかかる費用のほか、講師の登録情報の更新費用（役務費）である。システム賃貸借及び5年ごとのシステム更新は、平成10年度のシステム導入当時の導入業者である㈱ネスクと一者随意契約を締結し執行している。なお、前回（平成25年度）システム更新時の随意契約理由は以下のとおりである。

（随意契約理由）

生涯学習情報提供システムは、講座案内等5分野の生涯学習情報をインターネットにより提供できるシステムであり、平成10年に指名競争入札により㈱ネスクを選定し、平成20年に一部改修と機種更新を行ったものである。

本システムは、生涯学習に必要な資料・情報を効率的に得られるよう講座・講師・視聴覚教材情報などの学習情報など個人情報を含む重要な情報を処理するため、数多くのノウハウの集積及びシステムの確実な稼働が要求される。

今回、既存ソフトウェア等のバージョンアップに伴う機能改修、システム利用環境の改善等（映像配信機能の追加など）、既存の生涯学習システム全体の改修を行うものである。

機能改修等に当たり、同システムを開発した業者に依頼した場合、システムの詳細設計の分析、動作確認、データの整合性検証など、正常かつ安定稼働に向けた作業に要する期間は短縮され、費用面で有利となる。

以上のことから、今回の改修にあたり、現行システムのプログラム構成に最も熟知し、障害発生時におけるサポート体制を迅速に提供できるのは、開発者である㈱ネスクのみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりシステム全体を賃貸借契約することができる契約の相手方として選定する。

## 監査の結果

特に意見等はない。

## 事務事業名

青少年教育施設整備費（事務事業No.17）

### 事業の背景と目的

近年、地下貯蔵タンクの腐食等劣化による油の流出事故が増加しており、また、その構造上発見が遅れる可能性が高いことから、火災危険及び環境汚染の拡大が懸念されている。

平成23年2月1日から、既設の地下貯蔵タンクに対し、設置経過年数、塗覆装の種類及び設計板厚等の条件により、腐食を防止するためのコーティング等の流出事故防止対策を講ずることを義務づける規則等の改正が施行され、県の関連施設においても対策が必要となった。

## 根拠法令(条例等)

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 71 号）  
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 22 年総務省告示第 246 号）

## 事業開始年度

平成 27 年度

## 事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
—	—	—	—	2,484

## 平成 27 年度における事業実施内容詳細

生涯学習課において管理する各施設の地下貯蔵タンクを調査したところ、鹿島少年自然の家地下重油タンクが、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令等の基準により区分Ⅱの「腐食のおそれが高い地下タンク」に該当することが判明した。

当該地下タンクは昭和 50 年 8 月 7 日に設置されたものであり、アスファルトで塗覆装されているタンクであった。

必要な措置として、①FRP内面コーティング②電気防食③常時監視の 3 方法があり、区分Ⅱの場合は①ないし③のいずれかの方法を選択することとなるが、③は費用対効果がないこと、②は県内に施工できる業者がなかったことから、①の方法を選択した。

施工業者は、3 者見積により、(有)ジャパンオイルサービスを選択し、工事請負契約を締結し、改修工事は平成 27 年 4 月 30 日から同年 5 月 29 日に施工された。

請負金額は 1,922,400 円であった。

## 監査の結果

特に意見等はない。

## 事務事業名

自然史資料館整備費（事務事業 No. 19）

## 事業の背景と目的

石川県立自然史資料館は、旧県立愛育養護学校と愛育学園の土地建物を引き継いで、研究用建物を増築した建物である。旧県立愛育養護学校は昭和 56 年 9 月に開校した学校であったため、建物については定期的な修繕が必要な状況となっている。

なお、自然史資料館は平成 20 年 4 月に展示スペースを拡充してリニューアルオープンし、この時から指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人石川県自然史センターが指定管理者となっている。指定管理者との協定においては、通常の管理の中で行うべき小修繕は指定管理者が負担し、一定規模以上の大修繕や、当該施設の価値を増加させるものは県が負担することとなっている。

根拠法令(条例等)

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第44号)

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成13年公営企業管理規程第1号)

事業開始年度

平成18年5月開館

事業費推移

(千円)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
—	—	—	—	8,957

平成27年度における事業実施内容詳細

平成27年度は、金沢市の下水道の接続工事が行われた。下水道接続工事自体は土木部営繕課が担当となっているが、金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づいて受益者負担金が発生したため、これを生涯学習課の自然史資料館整備費として執行している。

同条例第4条により1平方メートルあたり454円の負担となるが、同条例第8条第2項第1号において、地方公共団体が公用に供している土地に係る受益者については負担金の減免の対象となっており、学校、図書館等に準じた施設として、7割5分が減免申請により減免となった。

また、受益者負担金は5年分割納付が原則だが、一括納付により約100分の0.25減とする報奨金制度があり、この制度も利用している。

結果として、受益者負担金1,150,836円を支出した。

なお、下水道接続工事等に7,807,120円を支出した。

監査の結果

特に意見等はない。

事務事業名

社会教育施設整備費(事務事業No.20)

事業の背景と目的

平成18年8月3日から7日に開催された(財)ボーイスカウト日本連盟主催の第14回日本ジャンボリーの会場整備については、珠洲市が過疎債として借入れ、実施しており、県はその一部について償還助成を行っている。

日本ジャンボリーは、珠洲市の地域振興の意味合いもあって開催されたものであり、当該会場は、観光・レクリエーションに関する施設(産業振興施設)及び、地域文化の振興等を図るための施設(教育文化施設)の両方の要件を満たした施設であるとして、整備にあたり過疎債の発行が認められたもの。

根拠法令(条例等)

石川県補助金交付規則

事業開始年度

平成 16 年度

事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
10,024	10,024	10,024	10,024	10,024

平成 27 年度における事業実施内容詳細

珠洲市償還額：11,554,919 円（うち償還金元金 11,090,612 円、償還金利子 464,307 円）

県の珠洲市への補助金：10,024,703 円

（内訳）・アリーナ部分 6,964,272 円（県 10 割負担）

・野営地部分 3,060,431 円（県 2 / 3 負担）

※県負担がアリーナ 100%、野営地 2 / 3 とされた経緯について

能登空港開業後の目玉イベントとして、県が日本ジャンボリーの誘致を図っていたことから、県の負担割合が高い。

特にアリーナ部分は、式典会場地として来賓を受け入れるために、野営地とは異なる特別な施設であることから、県が 100%負担することとなった。

監査の結果

特に意見等はない。

事務事業名

生涯学習センター費（事務事業 No. 21）

事業の背景と目的

（沿革）

昭和 41 年 5 月 社会教育会館の中に社会教育センターとして開館

平成 15 年 5 月 奥能登行政センターに社会教育センター能登分室を開設

平成 15 年 7 月 広坂庁舎に移転し、石川県立生涯学習センターに改称

平成 23 年 4 月 本多の森庁舎に移転

（目的等）

県の生涯学習の拠点として設置されており、近年は県民大学校、同大学院の設置や、各種講座の充実、あいあいネットによる生涯学習情報の提供、視聴覚教育の充実などに取り組んでいる。

根拠法令(条例等)

学校以外の教育機関等設置に関する条例

## 事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
43,278	42,468	41,954	42,413	40,329

## 平成 27 年度における事業実施内容詳細

## (1) 管理費 39,488,000 円

本館 26,736,000 円

能登分室 12,752,000 円

## (2) 視聴覚ライブラリー事業費 841,000 円

視聴覚ライブラリー、視聴覚教育指導者養成研修

## (3) 生涯学習センターの組織

館長・副館長 各 1 名

総務グループ 4 名

社会教育グループ 8 名

学習情報グループ 7 名

能登分室 4 名

運営協議会が設置されており、委員 7 名が選任されている。

## (4) 本多の森庁舎について

同庁舎は、北陸電力(株)が所有する本多の森ホールと一体となって一つの建物となっている。このため、修繕負担金等は北陸電力(株)との間で分担することとなっており、同社との間で費用負担等に関する協定書が締結されている(平成 24 年 3 月 28 日付け)

また、同庁舎には、生涯学習センターのほか、ジョブカフェ石川などの商工労働部や観光戦略推進部所管の施設にも利用されている。観光戦略推進部所管の会議室は、ふれあい公社が運営している。

このため、庁舎管理等の負担金については、生涯学習課のほか、商工労働部産業政策課(平成 28 年度に労働企画課に移管)、観光戦略推進部観光振興課(平成 28 年度からは組織改正により観光企画課)の 3 つの課で分担して予算計上されている。

平成 27 年度の内訳は以下のとおり

## (修繕負担金)

石川県負担 14,076 千円

北陸電力(株)負担 24,503 千円

## (庁舎管理負担金)

石川県負担 46,928 千円(うち生涯学習課 19,288 千円、産業政策課 14,125 千円、観光振興課 13,515 千円)

北陸電力(株)負担 48,228 千円

## (5) フロアの利用状況等

① 2 階の大部分は生涯学習課が所管する生涯学習センターが管理している。

② 1 階の執務室は労働企画課が管理している。

③会議室（第1・第2・第3の3室）はふれあい公社が管理している※。

※県とふれあい公社との間では、毎年「県有財産無償貸付契約」が締結されている。

（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号「他の地方公共団体等又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき、無償で貸し付けることができる」との規定に基づく。）

ふれあい公社は昭和43年に、県・金沢市等が基本金を支出して設立した団体であり、レクリエーションをはじめとした各種サービスを提供する施設や定期借地権資産を管理運営し、県民をはじめとした利用者へのサービス向上に努めることで、健全な心身の発達向上に資するとともに、産業振興等に寄与することを目的としている。

ふれあい公社は、本多の森会議室利用規程を定めており、原則として会議室使用について使用料を徴収することとしている。同規程第8条に施設使用料の減免規定があるが、減免事由については、「理事長が必要があると認めるとき」とのみ定められており、想定しているのは、災害時の避難場所として利用するときなどであり、県の事業で利用する場合には、減免の対象とならないとされている。他の県の事業で使用する場合も有料となっている。

#### 監査の結果

生涯学習センターの事業について本多の森庁舎の会議室を使用する際に、使用料が発生するという点について、そもそも県の財産である会議室であり、県からふれあい公社に対して建物の無償貸与がなされていることからすると、県の事業に使用する場合は、会議室料は本来無料とすべきではないかという疑問があった。

ふれあい公社の規程上、理事長の裁量による使用料の減免が可能とされているが、上記のとおり、災害時の利用などごく限られた場面での減免を想定した規定とのことであり、県の事業における利用については減免していないとのことであった。

なお、平成27年度の実績では、県の事業による使用が4件で約173千円、生涯学習センターの事業による使用が60件で約1,733千円、ジョブカフェ石川の事業による使用が、218件で約8,073千円、これらで会議室利用料全体の約7割（約9,979千円）を占めていた。残り3割（97件、約4,235千円）が一般による利用であった。

この実績から、会議室の管理に関する財源を確保するため、無料にはできない実態があるようであるが、県の支払う利用料金が大幅に上回っていると思われ、やはり妥当性に疑問がある。

結局のところ、県有財産を無償で貸与されている団体が、県有財産の県による使用について更に県から利用料を徴収していることとなっており、この運用については更に検証が必要と思われる。

本年度監査は、生涯学習課・生涯学習センターを対象とするものであり、この問題は本多の森庁舎を利用する他の担当課や、ふれあい公社そのものの事業や収支状況にも関わる事項であるため、本監査においてこれ以上の監査は行わなかった。



- 「県民大学校費（事務事業No.4）」、「心の教育推進事業費（事務事業No.7）」及び「家庭教育総合推進事業費（事務事業No.9）」のテレビ・ラジオ番組の制作・放送に関する長期にわたる一者随意契約について

（意見）

生涯学習課では、現在、石川県民大学校の放送利用講座のほか、家庭教育や心の教育の啓発普及のために、テレビを3番組、ラジオを1番組制作している。

番組名	委託業者	放送開始年
いしかわ大百科	(株)テレビ金沢	平成2年
ふれあい空間いしかわ	石川テレビ放送(株)	昭和40年
ハートフルいしかわ	(株)ラジオかなざわ	平成17年
げんき日記	北陸放送(株)	昭和48年

これらの番組の制作・放送の委託については、いずれも長期にわたって一者随意契約により行われている。

各番組は、それぞれ放送局が視聴者等に定着しており、委託業者が変わった場合、混乱を招くおそれがあるためやむを得ない面もあるが、今後、番組内容の大幅な改編や新規番組の放送について検討する機会があれば、複数者による比較検討をすべきである。



vii スポーツ健康課

平成 27 年度事務事業の執行状況は以下の表のとおりである。

事務事業一覧表

(千円)

No.	事業名	執行額	方針No.	備考
1	学校体育費	7,352	8-2	
2	県民総スポーツ推進費	13,410	8-1	
3	体育振興助成事業費	101,980	8-2	
4	競技スポーツ振興費	333,450	8-2	
5	東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致推進事業費	3,239	8-1 8-2	
6	学校給食指導費	5,048	8-2	
7	学校安全対策事業費	7,214	8-2	
8	学校保健安全教育費	4,634	8-2	
9	体育施設管理費	1,831	8-3	内土地借上料 1,105 千円
10	卯辰山相撲場・武道館・兼六園弓道場管理費	42,655	8-3	指定管理
11	サッカー・ラグビー競技場管理費	7,781	8-3	指定管理
12	野球場管理費	33,486	8-3	指定管理
13	自転車競技場管理費	3,404	8-3	指定管理
14	白山一里野ジャンツェ管理費	1,246	8-3	指定管理
15	西部緑地公園陸上競技場管理費	47,716	8-3	指定管理
16	西部緑地公園テニスコート管理費	1,018	8-3	指定管理
17	いしかわ総合スポーツセンター管理費	165,808	8-3	指定管理
18	体育施設整備費	120,236	8-3	
	合計	901,513		

事務事業名

各種団体運営費、大会開催費及び派遣費補助金（事務事業No. 3のうち補助金）

事業の背景と目的

県民の体力の向上、青少年の健全育成を図るため、各スポーツ団体の学校・社会活動やスポーツ大会の開催に対して助成を行い、地域スポーツの活性化及び競技力の向上を図る。

根拠法令(条例等)

石川県補助金交付規則

事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
75,554	67,153	70,332	66,090	64,952

平成 27 年度における事業実施内容詳細

県民の体力の向上、青少年の健全育成を図るため、以下の事業の実施に係る助成を行った。

(千円)

補助金の名称	補助先	補助額	事業概要
学校体育研究会補助金	石川県学校体育研究会	380	学校体育研究活動大会開催
中学校体育連盟運営費補助金	石川県中学校体育連盟	380	体育大会運営、研究等事務局運営
高等学校体育連盟運営費補助金	石川県高等学校体育連盟	1,330	体育大会運営、研究等事務局運営
特別支援学校保健体育振興費補助金	石川県特別支援学校保健体育振興会	649	県内体育大会開催、北信越体育大会派遣
女子体育研究活動費補助金	石川県女子体育研究会	140	講習会・研修会開催、事務局運営
女性スポーツ協会活動費補助金	石川県女性スポーツ協会	460	講習会・研修会開催、事務局運営
社会体育振興費補助金	(公財)石川県体育協会	22,850	県民体育大会開催、専門委員会、事務局運営、関係諸団体との連絡調整
医王山スポーツセンター運営費補助金	(公財)石川県体育協会	27,913	管理運営
スポーツ推進委員活動費補助金	石川県スポーツ推進委員協議会	370	地区研修会開催、全国研究協議会等派遣
レクリエーション活動費補助金	(一財)石川県レクリエーション協会	460	各種講習会開催、指導員派遣、事務局運営
ラグビースクール補助金	石川県ラグビーフットボール協会	190	毎月隔週日曜日 金沢ほか4スクール 参加者 112 名
セーリングスクール補助金	石川県セーリング連盟	100	5月～10月 滝港マリーナ 参加者 118 名
馬術振興費補助金	石川県馬術連盟	1,620	県選手権菊桜馬術大会開催等、事務局運営
高等学校相撲金沢大会補助金	高等学校相撲金沢大会	1,500	5月 24 日 卯辰山相撲場 参加者 331 名
相撲選手権大会補助金	石川県相撲選手権大会	170	10月 25 日 県立武道館屋内相撲場 参加者 200 名
全国選抜社会人相撲選手権大会補助金	全国選抜社会人相撲選手権大会	100	8月 2 日 津幡町常設相撲場 参加者 93 名
全国銃剣道大会補助金	全国銃剣道大会	100	6月 14 日 能美市寺井体育館 参加者 1,034 名

ユースラリー大会補助金	(特非)石川県ユースホステル協会	50	12月12日～13日 医王山スポーツセンター 参加者 40名
金沢百万石ロードレース大会補助金	金沢百万石ロードレース大会実行委員会	240	10月4日 金沢城公園周回コース 参加者 2,187名
金沢ロードレース大会補助金	金沢ロードレース大会実行委員会	250	3月20日 金沢市内特設コース 参加者 2,997名
全能登駅伝競走大会補助金	全能登駅伝競走大会実行委員会	250	10月18日 能登半島縦断コース 参加者 104名
千里浜ちびっこ駅伝大会補助金	千里浜ちびっこ駅伝大会実行委員会	100	6月21日 羽咋市千里浜海岸 参加者 295名
ツール・ド・のと補助金	ツール・ド・のと 400 実行委員会	1,500	9月21日～23日 石川県ほか 参加者 1,020名
中部日本スキー大会開催費補助金	中部日本スキー大会実行委員会	2,000	1月29日～31日 白山市 参加者 604名
全国中学校体育大会石川県実行委員会運営費補助金	全国中学校体育大会石川県実行委員会	750	開催1年前実行委員会の運営
全国都道府県対抗女子ウエイトリフティング選手権大会補助金	全国都道府県対抗女子ウエイトリフティング選手権大会実行委員会	100	9月4日～6日 いしかわ総合スポーツセンター 参加者 133名
全国健称マラソン大会補助金	全国健称マラソン会石川県支部	100	4月16日 犀川河川敷コース 参加者 287名
全国ソフトバレー・ファミリーフェスティバル in 白山補助金	石川県バレーボール協会	100	7月31日～8月2日 松任総合運動公園体育館 参加者 286名
全日本9人制バレーボール実業団男子選手権大会補助金	全日本9人制バレーボール実業団男子選手権大会実行委員会	300	7月24日～27日 いしかわ総合スポーツセンター 参加者 1,260名
全日本社会人卓球選手権大会補助金	石川県卓球連盟	100	10月10日～12日 いしかわ総合スポーツセンター 参加者 680名
全国市町村交流レガッタ津幡大会補助金	全国市町村交流レガッタ津幡大会実行委員会	300	9月26日～27日 津幡漕艇競技場 参加者 1,100名
全国高等学校体操競技選抜大会補助金	石川県高体連体操専門部	100	3月20日～21日 金沢市総合体育館 参加者 120名
合計		64,952	

## 監査の結果

特に意見等はない。

## 事務事業名

選手強化費補助金（事務事業No.4のうち選手強化費補助金）

## 事業の背景と目的

国民体育大会及び全国大会等において優秀な成績を収めるため、若手指導者の養成、選手の育成・強化を図る。

## 根拠法令(条例等)

石川県補助金交付規則

## 事業開始年度

昭和38年度

## 事業費推移

(千円)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
190,200	190,200	190,200	190,200	190,200

## 平成27年度における事業実施内容詳細

若手指導者の養成、選手の育成・強化を図るため、(公財)石川県体育協会に対して、以下の事業の実施に係る助成を行った。

### ①選手強化

#### ・基礎強化

競技団体が競技力水準の向上を目指した強化活動を実施

#### ・重点強化

国体において、入賞が大いに期待できる競技種別を指定し、短期即戦力を重点に強化活動を実施

#### ・若手指導者養成

競技団体が将来の指導者確保を目指し、若手の指導者養成事業を実施

### ②競技別一貫指導ジュニア養成

#### ・一貫指導体制づくりにおける指導者養成

一貫指導プログラムに沿った指導者の養成

#### ・ジュニア競技者育成

優れた才能を持った小中学生を発掘し、ジュニア競技者育成事業を実施

#### ・ジュニア指導者発掘

体験教室等の実施、競技者発掘のための広報活動等

## 選手強化費補助金の配分額

(千円)

事業の内容	成年強化 (40 団体)	少年強化 (38 団体)	一貫指導 (6団体)	体育団体 組織強化 (15 団体)	合計
国体正式種目競技団体	82,974	99,726	6,000		188,700
国体正式種目外競技団体				1,500	1,500
合計	82,974	99,726	6,000	1,500	190,200

((公財) 石川県体育協会 実績報告書より)

## 監査の結果

各競技団体から(公財)石川県体育協会へ提出している実績報告書には収支計算書と併せ、統一されたフォーマットでの経費の内訳が添付されており、補助金使途として日当、謝金、交通費、宿泊費、消耗品費、食料費、通信運搬費、修繕費、参加料、会場使用料又は保険加入料に区分され、効率的に報告されている。

## 事務事業名

体育施設管理費(事務事業No.9)～体育施設整備費(事務事業No.18)

## 事業の背景と目的

県のスポーツ施設について、整備から維持管理までのトータルコストの最小化や効用の最大化を図るため、長寿命化対策などによる機能の維持と向上を進めるとともに、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が安全かつ快適にスポーツを楽しむことができるよう機能の充実に努めることを目的とする。

## 根拠法令(条例等)

地方自治法、石川県体育施設条例(昭和39年条例第46号)

## 事業費推移

(千円)

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
体育施設管理費	1,812	1,830	2,461	1,632	1,831
卯辰山相撲場・武道館・兼六園弓道場管理費	41,376	41,376	41,376	42,655	42,655
サッカー・ラグビー競技場管理費	7,056	7,551	7,551	7,781	7,781
野球場管理費	32,517	32,517	32,517	33,486	33,486
自転車競技場管理費	3,284	3,284	3,284	3,404	3,404
白山一里野キャンプ場管理費	1,211	1,211	1,211	1,246	1,246
西部緑地公園陸上競技場管理費	46,322	46,322	45,818	47,716	47,716
西部緑地公園テニスコート管理費	1,100	1,000	1,000	0	1,018

いしかわ総合スポーツセンター管理費	164,294	164,294	169,961	165,808	165,808
体育施設整備費	45,177	113,580	381,628	73,099	120,236

平成 27 年度における事業実施内容詳細

スポーツ施設の維持管理のため、以下の事業を実施した。

①スポーツ施設の管理運営

指定管理者を以下のとおり選定し、スポーツ施設の管理運営を実施

(千円)

施設	区分	指定管理者	金額	指定期間
いしかわ総合スポーツセンター	公募	(公財)石川県体育協会、石川県ビルメンテナンス協同組合、(公財)北陸体力科学研究所で構成される石川県体育協会グループ	165,808	H26.4~H29.3
武道館	公募	(公財)石川県体育協会、石川県ビルメンテナンス協同組合で構成される石川県体育協会グループ	42,655	H26.4~H29.3
武道館分館兼六園弓道場				
卯辰山相撲場				
西部緑地公園テニスコート	公募	三幸(株)	1,018	H27.4~H30.3
サッカー・ラグビー競技場	非公募	能美市	7,781	H27.4~H30.3
野球場	非公募	(一財)石川県県民ふれあい公社	33,486	H27.4~H30.3
自転車競技場	非公募	(一財)内灘町公共施設管理公社	3,404	H27.4~H30.3
白山一里野シャンツェ	非公募	(株)スノーエリアマネジメント白山	1,246	H27.4~H30.3
西部緑地公園陸上競技場	非公募	(一財)石川県県民ふれあい公社	47,716	H27.4~H30.3

(スポーツ健康課作成資料より)

②スポーツ施設のリニューアル等

改修工事一覧(100万円超)

(千円)

名称	金額	契約方法	請負者
いしかわ総合スポーツセンターメインアリーナ空調設備改修工事	1,782	随契	石川県ビルメンテナンス協同組合
卯辰山相撲場観覧席階段通路改修工事	2,440	随契	(株)ソテック
卯辰山相撲場本部席建屋等改修工事	2,349	随契	窪建設(株)
卯辰山相撲場舗装工事	1,620	随契	沢田工業(株)
サッカー・ラグビー競技場スタンド内部改修工事	1,674	随契	船山建設(株)
サッカー・ラグビー競技場フェンス改修工事	1,620	随契	北陸フェンス(株)
野球場バックネット改修工事	2,370	随契	扇商事(株)
野球場スコアボード改修工事	5,994	随契	パナソニック ES エンジニアリング(株)中部支店長
自転車競技場トイレ改修工事	1,317	随契	(株)狭間工業

自転車競技場走路改修工事	1,782	随契	(株)NIPPO 石川統括事業所
西部緑地公園陸上競技場トイレ改修工事(建築)	15,714	指名	(株)前川工務店
西部緑地公園陸上競技場トイレ改修工事(機械設備)	10,453	指名	城南管工(株)
西部緑地公園テニスコート人工芝改修工事	36,477	指名	北川ヒューテック(株)
西部緑地公園陸上競技場夜間照明電気設備改修工事	1,188	随契	北菱電興(株)

(定期監査資料より)

施設設備費補助金一覧(100万円超)

(千円)

名称	金額	交付先
屋内アイススケートリンク整備費償還補助金	28,214	(一財)石川県県民ふれあい公社

(定期監査資料より)

監査の結果

(意見)

いしかわ総合スポーツセンターについて、指定管理者である石川県体育協会グループの実績報告書の記載が不十分であるにもかかわらず、教育委員会は受理していた。

石川県体育協会グループは、(公財)石川県体育協会、石川県ビルメンテナンス協同組合、(公財)北陸体力科学研究所の3者から構成されている。

指定管理者が提出した収支に関する実績報告書は、グループの代表団体である(公財)石川県体育協会のみ支出の内訳が記載されており、石川県ビルメンテナンス協同組合及び(公財)北陸体力科学研究所の支出の内訳が記載されていなかったが、教育委員会はそのまま受理し管理料を支払っていた。

なお、両団体の支出内訳を取り寄せ確認したところ、適切に支出が執行されていた。

(指摘事項)

いしかわ総合スポーツセンターについて、県と指定管理者との間で締結した基本協定書は、「管理業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得たときは、この限りではない。」と定めているが、指定管理者の一員である石川県ビルメンテナンス協同組合が業務の一部を県の承認を得ないで第三者に委託していた。



石川県体育協会グループ 収支決算 (千円)

項目	金額
管理委託料収入	165,808
使用料収入	131,322
雑収入	59
収入合計	297,191
人件費	42,020
委託費	130,628
内訳 石川県ビルメンテナンス協同組合	99,771
(公財)北陸体力科学研究所	30,857
備品・消耗品費	12,767
印刷製本費	48
光熱水費	65,662
修繕費	18,727
保険料	660
通信運搬費	1,903
租税公課	6,247
他経費	3,775
支出合計	282,443
差引収支	14,748

石川県ビルメンテナンス協同組合 収支決算 (千円)

項目	金額
管理委託料収入	99,771
収入合計	99,771
直接人件費	51,153
資器材・リース	5,622
消耗品他	6,673
委託費	23,252
業務・一般管理費	7,453
本社管理費	5,308
費用合計	99,463
営業利益	307
雑収入(分配金)	3,544
経常利益	3,851

※石川県ビルメンテナンス協同組合の委託費の内訳(100万円超)

(千円)

内容	発注先	金額
防火対象物点検ほか建物保全管理	(株)鈴木設備事務所	2,106
冷温水発生機定期点検	パナソニックES産機システム(株)	1,361
自動制御設備定期点検	ジョンソンコントロールズ(株)	3,564
自動ドア定期点検	ナブコドア(株)	1,026
エレベーター定期点検	フジテック(株)	1,728
エスカレーター定期点検	三菱電機ビルテクノサービス(株)	1,566
消防用設備等保守点検	米沢電気工事(株)	2,544
植栽維持管理	細川造園(株)	6,546

(意見)

いしかわ総合スポーツセンターについて、指定管理者の2人の職員がほぼ同じ集計資料を作成して互いに突合するなど、入力ミスを防止するためとはいえ効率的とは言えない作業が行われていた。

基本協定書は、「県は、管理業務の状況及び管理料の経理状況について、必要があると認めるときは、石川県体育協会グループに対し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」と定めていることから、県は実地調査し、必要な指示を行うべきである。

viii 教育センター

事業の背景と目的

資質・能力を備えた教職員を安定的に確保する

根拠法令（条例等）

学校以外の教育機関等設置に関する条例、石川の教育振興基本計画

事業費推移

(千円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
69,275	64,799	63,739	55,800	49,556

平成 27 年度事務事業の執行状況

事務事業一覧表

(千円)

No.	事業名	執行額	方針No.	備考
1	運営費	24,048	4-1	センター運営維持管理費
2	研修事業費	9,141	4-1	初任者フォローアップ研修ほか
3	研究事業費	230	4-1	
4	企業トップに学ぶ研修事業費	800	4-1	
5	いしかわの里山里海学習リーダー教員養成研修事業費	1,400	1-3	
6	発達障害指導力向上研修事業費	1,200	4-1	
7	校内研修サポート事業費	4,113	4-1	学習指導サポートほか
8	指導改善研修費	6,477	4-1	6名受講
9	大学連携による教員の養成・資質向上費	1,500	4-1	
10	教育設備費	647	4-1	
	合計	49,556		

(事業費の概要)

No. 2 「研修事業費」は、第 1 期基本計画等を踏まえ、教職員の資質や指導力の向上に資する以下の研修を実施している。

- ①初任者フォローアップ研修 14 講座 1,277 名受講
- ②指定研修 23 講座 2,919 名受講
- ③課題選択研修 85 講座 2,742 名受講
- ④特別研修 36 講座 957 名受講

No. 7 「校内研修サポート事業費」は、公立学校の教職員を対象として、学校のニーズに応じたオーダーメイド型校内研修（出前研修講座）を実施し、校内研修等の充実・活性化を図るものである。

平成 27 年度は、学習指導サポート、生徒指導教育相談サポート、いじめ対策サポート、特別支援教育サポート、情報教育サポート、教材開発サポート等計 820 件の出前研修を実施した。

No. 8 「指導改善研修費」は、指導が不適切であると認定した教員に対し、学習指導、生徒指導、学級経営等の指導技術並びに教職員としての使命感、良好な対人関係の構築な

ど多岐にわたる研修を実施し、指導力の回復・改善を図るものである。

## 監査の結果

1. 第1期基本計画において、幼児教育の充実を掲げているが、教育センターの研修で、幼児教育に関するものはごくわずかであった。

公立の幼稚園はつばた幼稚園と松任幼稚園の2箇所のみで、多くは私立であることから、教育センターでは、私立学校を所管する総務部総務課と連携して、私立も含めた幼稚園等の教員に対して初任者研修や10年経験者研修（3年に1度）を実施している。

私立の幼稚園等の教員にとって、研修を受講できる場は少ないことから、幼児教育に携わる教員の資質向上に関して、教育センターに寄せられる期待は大きい。

また、第1期基本計画には、「幼児教育から小学校教育の円滑な接続をめざして、小学校との連携を推進します。」と記載されているところ、公立の幼稚園や小学校を管轄するのは教育委員会、私立の幼稚園などを管轄するのは総務部総務課、保育所や幼保連携型認定こども園等を管轄するのは少子化対策監室となっているように、幼児教育から学校教育へのつながり方は多元的である。

県は、平成27年度には、幼稚園教育理解推進事業や公開保育研究協議会、いしかわ道徳教育推進事業に係る研究協議会を教育委員会、総務部総務課、少子化対策監室の合同で開催するなど連携の対応を図っていた。

2. 教育センターの研修内容については、教員の授業のスキルアップのための研修科目に比較して、道徳性や人間性の向上に資する研修数が少ないように感じられた。

授業のスキルアップはもちろん重要であるが、教員には道徳性と人間性の資質も求められる。

教職員の不祥事事件で、平成27年度に懲戒処分となったものは計6件あり、免職処分、停職処分、減給処分の事案も各1件発生している。

このようなことが起こらないよう高い道徳性を持ち、かつ、子ども達の心を育てることが出来る人間力の高い魅力的な教員を養成してほしい。

また、研修内容等については、教育委員会の教員だけで実質決定しているが、教員は県民から特別な職業(いわゆる聖職)として見られていることを常に自覚して内容を検討すべきである。

教育センターの研修カリキュラムに、道徳性や人間性の向上に資する研修を積極的に取り入れることが強く望まれるが、実際のカリキュラムを見る限り、学習指導、生徒指導、学級経営等の指導力向上に係る研修を筆頭に、研修のボリュームが大きいことから、さらに研修を追加することは難しいことが予想される。

## 参考 指摘事項及び意見の一覧

本報告書において記載した指摘事項及び意見について、一覧できるよう表形式で記載する。

### II 県立学校総論

区分	内容	ページ
iii 学校評価（自己評価計画）	学校関係者評価委員会の審議の充実について（意見）	23
v 教職員の職務専念義務免除	職務専念義務免除の手続の徹底について（意見）	27
x 私費会計	学校徴収金会計と団体会計の整理について（意見）	48
	生徒会会計の私費会計登録簿への登録漏れについて（意見）	49
	学校徴収金会計、団体会計間の流用について（意見）	50
	団体会計から学校徴収金会計への支出について（意見）	51
	購買会計現金の適正な管理について（意見）	51

### III 県立学校各論

区分	内容	ページ
i 金沢錦丘高等学校	金庫の整理整頓の実施について（意見）	54
	遊休備品の廃棄について（意見）	54
	使用の見込みのない毒劇物の廃棄について（意見）	56
ii 金沢商業高等学校	毒劇物の定期点検の実施について（指摘事項）	58
	金商デパートにおける損益計算書等の作成について（意見）	61
iii 工業高等学校	金庫の整理整頓の実施について（意見）	63
	貸出図書のリターン期限の遵守について（意見）	63
	毒劇物保管庫の転倒防止対策について（意見）	63
v いしかわ特別支援学校	寄贈品の備品登録状況の点検について（意見）	69
	毒劇物保管庫等の施錠の徹底について（意見）	69

### IV 教育委員会事務局

区分	内容	ページ
ii 庶務課	ICT教育環境(タブレット端末及びデジタル教科書)の整備について（意見）	75
iii 教職員課	人事給与管理電算システムの保守に係る一者随意契約の契約金額の再検討（意見）	83
	アンガーマネジメント指導者養成研修に係る妥当性を欠く一者随意契約理由について（意見）	85

区分	内容	ページ
v 学校指導課	補助金の実績報告に関する現地調査の実施について（意見）	95
	県立学校の校務支援システムの構築業者を選定する選定委員会の人選について（意見）	97
	校務支援システムの本格導入に向け対応すべき点について（意見）	97
vi 生涯学習課	負担金事業の活性化に向けた取組について（意見）	110
	補助金等の実施報告書の充実、検証等について（意見）	110
	家庭教育相談の広報周知について（意見）	122
	委託契約の収支精算書明細の不備について（意見）	122
	子どもの健全なインターネット利用に向けた保護者への意識啓発について（意見）	124
	テレビ、ラジオ番組に係る長期にわたる一者随意契約の是正について（意見）	136
vii スポーツ健康課	指定管理者の実績報告書の確認について（意見）	143
	指定管理者の行った県の承認を得ていない第三者への委託について（指摘事項）	143
	指定管理施設に対する実地調査の実施について（意見）	145

平成29年3月発行

石川県包括外部監査報告書

発行 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課 電話番号 076(225)1246

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/index.html>

石川県監査委員事務局 電話番号 076(225)1863

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

紙にリサイクル可